

334
32

0^m 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10^m 1 2 3 4 5

始



文學士青木武助著



國史綱

大正四年七月增補

大正
4. 7. 10
內交



皇朝文獻

皇朝文獻

冕言

一本書は中等程度の諸學校生徒と小學校教員との參考に供し、且つ一般の讀書家をして本邦歴史の概要を知らしめんが爲めに作れるものなり。

一本書は師範學校、中學校及び高等女學校の本邦歴史科教授要目と小學校の本邦歴史教科書に載せられたる事項とを以て骨子と爲し、その他の重要な歴史事實をも收載し、以て前述の目的に適合せんことを期せり。

一本書は務めて平易なる文體を用ひ、固有名詞の一見して讀み難きものには振假名を施し、廢絶せる地名には概ねその所在地を註記し、又初學者の誤解し易き事項は特に心を用ひてこれを説述せり。

一本書の卷末に附録するに、皇室、相家、將軍家、執權家等の系圖を

東征の軍議—皇師の東下—天皇の即位—天皇の政治

第五章 崇神天皇と垂仁天皇……………二二三

綏靖天皇以下八代—鏡劍の遷座—四道將軍の發遣と調貢の初—朝廷相撲の初—殉死の禁制—上古の遺物及び風俗

第六章 熊襲及び蝦夷……………二二九

熊襲征討—蝦夷征討—平定後の處置

第七章 上古の政治……………三二二

氏族制度—氏族部曲伴造八十伴緒—著名なる氏族

第八章 韓土内附……………三五

上代の韓國—任那の服屬—大臣及び大連の創置—熊襲の反—新羅征討—神功皇后の攝政—百濟及び高麗の朝貢—文教の傳來—歸化人—大陸との交通

第九章 仁德天皇と雄略天皇……………四四

菟道稚郎子皇子の辭讓—仁德天皇の仁政—姓氏の糺定—蠶織業の進歩—三藏の由來—伊勢の外宮—橋校姫皇后—顯宗天皇の即位—繼體天皇の即位

第十章 韓土傳來の工藝文物……………五一

漢文學—醫術—曆學—繪畫と音樂—縫織工—その他の工業

第十一章 韓土の變遷……………五四

新羅屢々叛く—吉備上道臣田狹及び紀大磐の叛—高麗の強大—大連大伴金村の失策—筑紫國造磐井の叛—任那日本府の滅亡

第十二章 佛教の傳來と蘇我物部兩氏の爭亂……………五九

上代の教法—佛教の傳來—大臣家と大連家—蘇我馬子と物部守屋の爭權—物部氏の滅亡

第十三章 聖德太子と制度文物……………六五

崇峻天皇—推古天皇の即位—佛法の興隆と寺院の建立—工藝の進歩—冠位の制定—頒曆の初—憲法の制定—朝禮の制定—遣唐使の初—國史の撰修—聖德太子の薨去

第十四章 蘇我氏の專權及び滅亡……………七二

舒明天皇の即位—入鹿山背大兄王を除く—蘇我氏專權の極—中大兄皇子と中臣鎌足—蘇我氏の滅亡

第三期 中古

第十五章 大化の新政……………七六

孝德天皇の即位—舊制改革の必要—左右大臣及び内臣の創置—新制の綱領—冠位の制定及び八省百官の創置—改元の初—造籍及び五保の制—皇極天皇の重祚

第十六章 邊境及び韓土……………八〇

蝦夷の叛服—阿部比羅夫の北征—九州及び南島—任那日本府の復興遂に成らず—百濟の滅亡—高麗の滅亡—西海の防備—唐との修交

第十七章 天智天皇……………八八

天智天皇の即位—中臣鎌足の薨去—朝禮の制定—庚午年籍—太政大臣の初—近江朝廷の令—學校の創立—天智天皇の崩御

第十八章 壬申の亂と天武天皇……………九五

弘文天皇の即位—壬申の亂—天武天皇の即位—軍事の獎勵—律令改定の詔—國史撰修の詔—入色の姓—冠位の改定—持統天皇の治世

第十九章 律令の撰定……………九五

文武天皇の政治—律令の意義及びその撰定の始末—位階—官制—田租及び賦役—兵制—學制—刑法及び訴訟法—律令格式

第二十章 奈良奠都……………一〇一

元明天皇及び元正天皇—和銅錢の鑄造—奈良奠都—國史の撰修—本朝

六國史—風土記の撰上

第二十一章 聖武天皇及び奈良朝の文化……………一〇五

聖武天皇の即位—光明皇后—橘諸兄吉備眞備及び僧支助—藤原廣嗣の亂—佛教の興隆—國分寺建立の詔—金銅盧舍那佛の大像—僧行基—美術工藝の進歩—家屋及び衣服—漢文學の發達—吉備眞備と阿部仲麻呂—國文及び和歌—柿本人麻呂と山部赤人

第二十二章 和氣清麻呂……………一二五

孝謙天皇の即位—藤原仲麻呂の專權及び淳仁天皇の即位—僧道鏡の寵幸と惠美押勝の亂—孝謙上皇の重祚と僧道鏡の僭越—和氣清麻呂の忠節—清麻呂の姉廣蟲—光仁天皇の治世

第二十三章 桓武天皇……………一二〇

平安奠都—蝦夷の鎮定—渤海の入貢

第二十四章 嵯峨天皇……………一二四

藥子の亂—檀林皇后—賀茂齋院の創置—藏人所と檢非違使廳—令外の諸官—漢文學及び學校—天台眞言の二宗—神と佛

第二十五章 藤原氏の專權……………一三一

仁明天皇の即位—藤原氏四家の隆替—承和の變—皇族賜姓—藤原良房

太政大臣となる—應天門の火災と藤原良房の攝政—阿衡の争と藤原基經の關白

第二十六章 菅原道真及び延喜時代……………一三七

宇多天皇の親政と菅原道真の登用—遣唐使の廢絶と支那韓土の變遷—菅原道真と藤原時平—延喜の世—地方の情況と莊園の起源

第二十七章 承平天慶の亂……………一四四

平將門の反—藤原純友の反—東西の鎮定

第二十八章 藤原氏家門の争……………一四六

兄弟叔姪の争—天曆の治—安和の變—兼通兼家の争權—花山天皇の讓位—伊周の貶謫—道長の榮華

第二十九章 平安朝後期の文化……………一五二

國文和歌の隆盛及び才媛の輩出—工藝の進歩—貴族の榮華—平民の狀態

第三十章 地方の騷亂及び武門の興起……………一五七

刀伊の寇—平忠常の反—前九年の役—武門の興起—源氏と平氏

第三十一章 後三條天皇と白河天皇……………一六一

後三條天皇の即位—藤原氏の失權—莊園新立の禁—斗升の法—國司重

任の禁—奢侈の矯正—後三條天皇の讓位及び崩御—白河上皇の院政—白河法皇の崇佛—僧侶の跋扈

第三十二章 後三年の役……………一六七

後三年の役—源義家東國の士心を得—陸奥の藤原氏

第三十三章 保元平治の亂……………一七〇

名分の紊亂—保元の亂—平清盛と藤原信西—平治の亂—源平二氏の隆替

第三十四章 平清盛……………一七六

平氏の繁榮—鹿谷の變—平重盛—清盛の專横

第三十五章 平氏の滅亡……………一七九

源賴政の擧兵—福原遷都—源賴朝の擧兵—諸國賴朝に應ず—源義仲の入洛と平軍の西走—義仲の横暴及びその敗亡—平氏の滅亡

第四期 近古

第三十六章 鎌倉幕府……………一八六

源賴朝府を鎌倉に開く—賴朝義經を殺さんとす—守護地頭の設置—鎌倉の創置—京都守護及び鎮西奉行—義經の最後及び奥州征伐—奥州率

行を置く—頼朝征夷大將軍に任ず

第三十七章 源氏三代……………一九一

範頼の遺害—頼朝の薨去—將軍頼家の嗣立—梶原景時の滅亡—比企氏の滅亡及び將軍頼家の遺害—畠山氏の滅亡—北條時政の屏居—和田氏の滅亡—將軍實朝の遺害

第三十八章 承久の亂……………一九七

將軍藤原頼經の東下—後鳥羽上皇の憤慨—上皇の舉兵—幕兵の西上—三上皇の遷幸—六波羅探題と新補地頭

第三十九章 北條氏の政治……………二〇一

北條氏の執權—平政子—義時の後妻伊賀氏の亂—執權泰時の善政—貞永式目—後醍醐天皇の即位—將軍頼經父子の廢立—執權時頼の善政—將軍宗尊親王の廢立

第四十章 鎌倉時代の文化……………二〇六

風俗—文學—佛教—美術及び工藝

第四十一章 元寇……………二二二

蒙古と高麗—蒙古の使者來朝す—文永の役—九州の沿岸防禦—弘安の役—幕府衰亡の一原因

第四十二章 兩皇統の交立と五攝家の分立……………二二六

五攝家の分立—後醍醐法皇の遺詔—伏見天皇の即位と淺原爲頼の謀逆—兩皇統交立の議—大覺寺統の辭憤—將軍久明親王及び守邦親王

第四十三章 北條氏の滅亡……………二三〇

後醍醐天皇の親政—執權北條高時の失政—正中の變—幕政の紊亂と天皇の再舉の計劃—元弘の亂—光嚴天皇の即位及び後醍醐天皇の遷幸—勤王の軍諸國に起る—後醍醐天皇隱岐を發す—兩六波羅の陷落—鎌倉の陷落—諸國の平定—後醍醐天皇の京師還幸

第四十四章 建武の中興……………二三八

中興の政治—新政の失敗—新田義貞と足利尊氏—足利尊氏の反

第四十五章 南北朝……………二三三

足利尊氏再び京師を取る—南北朝の對立—北畠顯家新田義貞の戦死—後醍醐天皇の崩御—南朝の衰勢—足利尊氏直義の不和—南北朝後半期に於ける兩軍の形勢—兩朝の合一—南朝遺臣の亂

第四十六章 室町幕府……………二四二

建武式目—尊氏征夷大將軍に拜す—明德の亂—幕府の職制—地方の諸

第四十七章 足利義滿……………二四五
 義滿の驕奢—應永の亂—上杉禪秀の亂—將軍義量の早世

第四十八章 明との交通及び倭寇……………二四九
 天龍寺船—倭寇と明及び朝鮮の建國—明使征西府に来る—足利義滿明と交通す—足利義政錢を明に請ふ—朝鮮との交通

第四十九章 永享嘉吉の亂……………二五四
 將軍義教の襲殺—後花園天皇の即位—鎌倉管領持氏と執事上杉憲實—永享の亂—結城合戦—嘉吉の變

第五十章 應仁の亂……………二五七
 將軍義政の襲殺—足利義視と義尚—畠山斯波兩氏の家督争ひ—亂の發端—兩黨兵を集む—戦況—戦亂の結果

第五十一章 關東の分裂……………二六〇
 古河公方成氏と兩上杉氏—堀越公方政知の下向—上杉氏の内訌—北條早雲伊豆を取る

第五十二章 東山時代……………二六三
 足利義政の驕奢—新税目及び徳政—美術工藝—風俗—學問—佛教

第五十三章 京師の衰替……………二六九

幕府の衰微—將軍義植京師を逐はる—細川氏の内訌—大内義興の上洛—細川高國の專權—三好長慶の專權—松永久秀將軍義輝を弑す—朝廷の式微—武將寺院の獻金—内裏の頽廢

第五十四章 群雄割據……………二七四
 戰國時代—東國の形勢—近畿の形勢—北國の形勢—奥羽の形勢—中國の形勢—四國の形勢—九州の形勢

第五十五章 織田信長……………二七九
 織田信秀の勤王—織田信長の上洛—信長政權を握る—信長近畿を平定す—信長安土に城く—東國の形勢及び武田氏の滅亡—中國征伐及び本能寺の變

第五十六章 豊臣秀吉……………二八五
 秀吉の素生及び山崎の役—天下の政權秀吉に歸す—秀吉關白となる—九州征伐—聚樂行幸—小田原征伐—秀吉の政治—桃山時代

第五十七章 西洋人の來航……………二九三
 東西兩洋の接近—葡萄牙西班牙兩國の東方經略—鐵砲の傳來—基督教の傳來—葡萄牙西班牙兩國人との貿易—南洋貿易の朱印船

第五十八章 朝鮮征伐……………二九八

豊臣秀吉の雄圖—文祿の役—講和の議及びその不調—慶長の役—征韓軍の班師及びその結果—秀吉後事を諸將に托す

第五期 近世

第五十九章 徳川家康……………三〇四

徳川家康の勢力—關ヶ原の役—家康征夷大將軍となる—大阪冬の陣—大阪夏の陣

第六十章 江戸幕府……………三一二

武家法度及び公家法度の制定—家康秀忠の薨去及び家光の襲職—幕府の組織—地方の諸職—諸侯に對する制度及び政策—朝廷と幕府との關係—東福門院の入内—後水尾天皇位を明正天皇に讓る—後光明天皇の崩御

第六十一章 島原の亂と鎖港の令……………三一九

朝鮮との關係—琉球の内附—支那との關係—西洋人との貿易—外征及び冒險の氣象—基督教の禁令—島原の亂—鎖國の令及び基督教の嚴禁

第六十二章 文教の復興と元祿時代……………三二五

將軍家綱の治世—將軍綱吉の就職—幕府の文教獎勵—著名なる漢學

—諸藩の學校—徳川光圀—將軍綱吉の弊政—元祿時代—赤穂義士の復讐—佛教

第六十三章 新井君美……………三三三

新井君美の登用—世襲親王家の新置及び皇女降嫁の約—朝鮮使者の待遇—む—長崎貿易の年額を定む—君美の退職

第六十四章 徳川吉宗……………三三六

吉宗の就職—財政困難の救済—殖産及び實學の獎勵—諸制度の完備—將軍家重及び家治—田沼意次の執柄

第六十五章 松平定信……………三四一

三刑の設置及び將軍家齊の就職—松平定信の輔佐—檢約の令及び風俗の矯正—皇居の造營及び尊號の紛議—異學の禁—諸藩の治

第六十六章 尊王論と海防策……………三四五

幕府極治の時代—國學—尊王論—蘭學—海防策

第六十七章 露人の來寇……………三五〇

露國の西比利亞經略及び千島侵略—露使の來朝と幕府の北邊經營—露人の來寇—英人の暴行—異國船打拂の令—大鹽平八郎の亂—異國船打拂令の廢止—天保の改革

第六十八章 米國使節の來朝……………三五五
 ベルリの來朝—姑息なる攘夷論—和親條約の締結—通商條約の議定

第六十九章 井伊直弼……………三六〇
 通商條約の調印—將軍家茂の就職—安政の大獄—櫻田の變—和宮の降嫁と坂下の變

第七十章 長州征伐と大政奉還……………三六四
 朝廷幕政に干渉す—朝廷攘夷の實行を幕府に命ず—長州藩の攘夷實行—英艦の薩州來寇—大和行幸の議—蛤御門の變—長州征伐—長州再征及び將軍家茂の薨去—今上天皇の踐祚と將軍慶喜の就職—大政奉還

第六期 現代

第七十一章 王政復古と戊辰の役……………三七一
 王政の復古—鳥羽伏見の役—江戸開城—關東地方の戰爭—奥羽の戰爭—函館の戰爭

第七十二章 内治の整頓……………三七六
 五箇條の御誓文—今上天皇の即位—官制の改革—版籍奉還—廢藩置縣—北海道の開拓—琉球の處分—社會及び風俗の改良

第七十三章 外交の進歩……………三八三
 外交方針の確定—大使派遣—清國との修好及び臺灣事件—征韓論及び朝鮮との修好—千島樺太の交換

第七十四章 地方の騒亂……………三八八
 概説—佐賀の亂—熊本及び萩の暴動—西南の役

第七十五章 立憲政體の確立……………三九二
 立法機關の漸成及び民選議院論—元老院地方官會議及び府縣會—國會開設の請願—國會開設の準備—内閣制度の創立—地方自治制の實施—憲法の發布と皇室典範の制定—帝國議會の開設

第七十六章 朝鮮の扶植と日清戰爭……………三九六
 朝鮮壬午の變—朝鮮甲申の變—天津條約—防毅令及び刺客事件—東學黨の亂と日清開戦—我が軍の全勝—下關條約—三國干涉—臺灣の平定—朝鮮の獨立

第七十七章 法典編纂と條約改正……………四〇六
 新律綱領と改定律令—諸法典の完成—條約改正の企圖—改正の成功

第七十八章 北清事件と日英同盟……………四一〇
 歐洲列強の清國壓迫—義和團匪の蜂起—列國聯合軍北京に入る—平和

條約の締結—露國の滿洲占領—日英同盟

第七十九章 日露戦争と戦後の經營……………四一四

國交の斷絶—兩國の開戦—遼東半島の占領と遼陽沙河の戦闘—旅順の陷落—奉天の大戦—日本海の大戦—樺太の占領—ポーツマス條約—日英同盟の擴張—樺太及び租借地の經營—韓國の保護—朝鮮の併合

第八十章 人文の進歩と國勢の發展……………四二二

概説—教育及び學問—交通及び運輸通信—殖産工業及び貿易—海陸の軍備

第八十一章 明治天皇の崩御と今上天皇の踐祚……………四二八

明治天皇の崩御—今上天皇の踐祚—昭憲皇太后の崩御

第八十二章 歐洲の大亂と青島占領……………四三二

歐洲列強との親交—歐洲の大亂と日獨國交の斷絶—青島占領—支那との交渉及び新條約の締結—世界に於ける日本の地位

附 録

皇室及び諸家系圖

第一 神代……………一

第二 御歴代……………二

第三 大伴氏……………六

第四 物部氏……………七

第五 大臣家……………七

第六 藤原氏……………八

第七 平氏……………一〇

第八 源氏……………一一

第九 北條氏……………一一

第十 新田足利兩氏……………一三

第十一 織田氏及び豊臣氏……………一四

第十二 徳川氏……………一四

增補 參考國史綱目次終

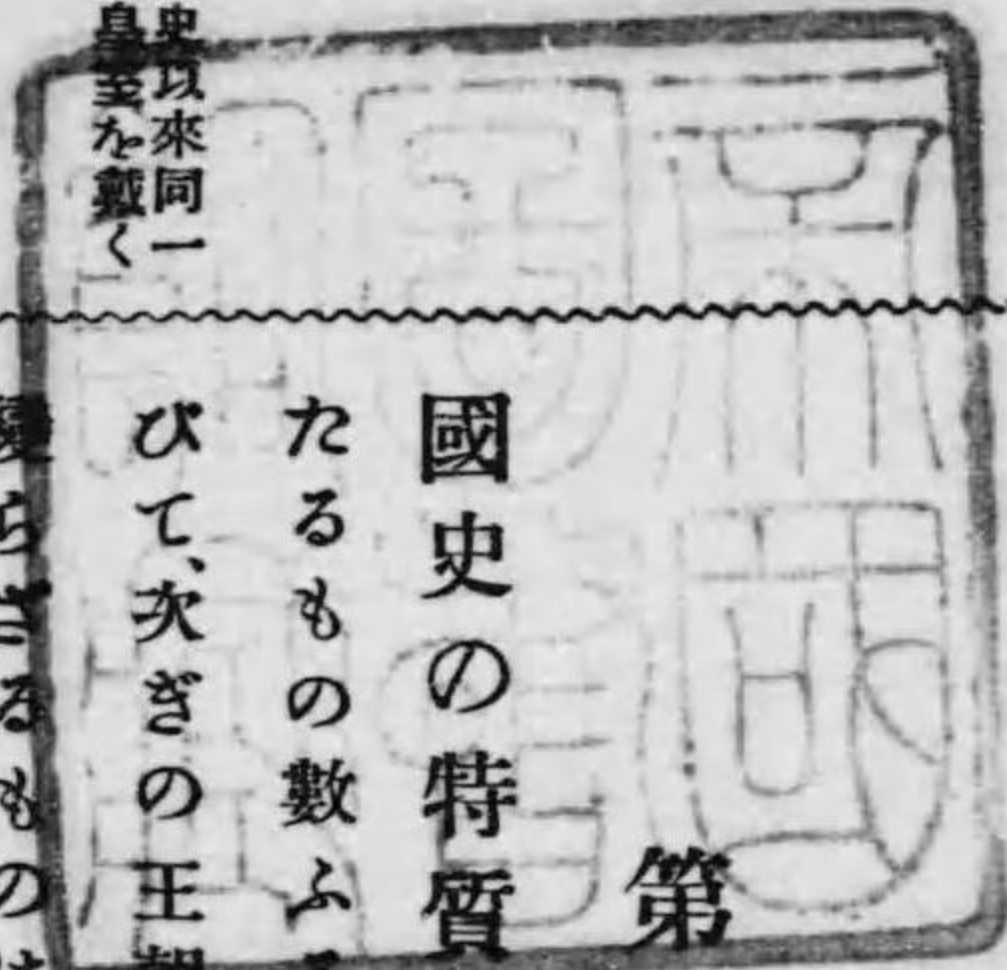
増補 參考國史綱

文學士 青木武助 著

總論

第一章 土地及び人民

有史以來同一の皇室を戴く



君民一家

人類の歴史ありてよりこゝに幾千年、その間、國を地球上に建てたるもの數ふるに違あらずといへども、或は大國興りて小國を併せ、或は一王朝亡びて、次ぎの王朝これに代はるを常とし、有史以來同一の皇室を戴き、今日に至りて變らざるものは、我が大日本帝國をおきて他にこれあらざるなり。而してその然る所以を考ふるに、その源因一にして足らざるべしといへども、主として我が帝國臣民が、皆その祖先を皇室と同じくせることを自覺し、皇室を中心とせる一大家族たるの觀をなせるによらずんばならず。故を以て、代々の天皇は、皆下民を慈みたまふ

舉國一致外敵に當る
皇統一系萬世變ぜず未だ嘗て外國の辱をうけず

帝國の古稱は大八洲また豊葦原瑞穂國といふ

神武天皇崇神天皇及び日本武尊の四方平定

韓土に於ける屬領

こと父母の子に於けるが如く、國民の皇室を奉戴し、忠節を盡しまつること、子の父母に於けるがごとし。されば、政治上の實權は臣下の手に移れること無きに非ずといへども、國民の宗家たる皇室の尊嚴は、これが爲めに、毫も毀損せられたること無く、騒亂の國內に起れること無きにあらずといへども、一たび外敵に向へば、舉國一致して、これに當らざること無かりき。けだし、皇統の一系にして、萬世を経て變ること無きと、未だかつて外國の辱めを受けたること無きとは、他國の歴史に於いて、見ることを得ざる所にして、帝國が世界に向ひて誇るに足るべき所とす。

國土の擴張 傳説によれば、帝國の古稱を大八洲とも豊葦原瑞穂國ともいひ、現時の本州、四國、九州及びその屬島を含み、伊弉諾尊、伊弉冉尊の生み給へる所なり。而して、天照大神に至り、皇孫瓊々杵尊を高天原より下して、この國の君と定めたまひしも、これより三世の間は、德化の及ぶ所は僅に九州の一部に過ぎざりしが、神武天皇は東征の師を起して、都を大和に遷し給ひ、崇神天皇は四道將軍を遣はして、服せざるを征し、從へるを撫てたまひ、ついで、景行天皇の朝には、日本武尊の東西征討の舉ありしより、東北の蝦夷の内には、未だ皇化に霑はざるものありしならんも、その他の地方は概ね朝命を奉ずるに至れり。而して、これにつぎて、神功皇后の征韓ありしより、今の韓半島の南部は、我が屬領となり、日本府を任那に置き、その地を統轄せしめしが、後、新羅漸く強大にして、朝命に背き、加ふるに、我が政府もまた對韓方針を誤りしかば、韓土の地は概ね離叛し、遂に、これを棄つるの止む無きに至れり。然れども、齊明天皇の朝には、阿部比羅夫の蝦夷討伐の事あり、皇威、東北地方に伸び、且つ、この頃所謂南島の我れに服屬せるありき。ついで、平安朝に至り、南島は通ぜずなりしも、東北の蝦夷は坂上田村麻呂以來數回の征討を経て、全く皇恩に浴したり。後、王朝の紀綱漸く弛むに及び、安倍氏、藤原氏等の豪族交、起りて、東北地方に雄視したりしが、鎌倉幕府の初めには、この地もまた幕府の政令を仰ぐに至りぬ。今の北海道の地は、當時蝦夷島と呼ばれ、猶蝦夷人の占據せる所たりしが、その南部は津輕守護安東氏の治むる所となり、後、武田信廣、この地に渡りて、蝦夷人を服して、こゝに居り、その裔松前氏を稱し、永くこの地を管して、徳川氏の時に及び、而して、幕末に至り露西亞人南下して、我が北邊を窺ふに及び、幕府はこの地方に對して、施設する所ありしかば、北海道の本島は、全く我が領土となりしも、千島及び樺太島は、日露兩國人の雜居地となり、その境界を定むるに至らずして、王政維新に際會したりき。維新後、政府は先づ露國と交渉して、千島群島全部を我れに取り、樺太全島を彼れに與へて、

蝦夷と南島

北海道及び樺太

りしより、今の韓半島の南部は、我が屬領となり、日本府を任那に置き、その地を統轄せしめしが、後、新羅漸く強大にして、朝命に背き、加ふるに、我が政府もまた對韓方針を誤りしかば、韓土の地は概ね離叛し、遂に、これを棄つるの止む無きに至れり。然れども、齊明天皇の朝には、阿部比羅夫の蝦夷討伐の事あり、皇威、東北地方に伸び、且つ、この頃所謂南島の我れに服屬せるありき。ついで、平安朝に至り、南島は通ぜずなりしも、東北の蝦夷は坂上田村麻呂以來數回の征討を経て、全く皇恩に浴したり。後、王朝の紀綱漸く弛むに及び、安倍氏、藤原氏等の豪族交、起りて、東北地方に雄視したりしが、鎌倉幕府の初めには、この地もまた幕府の政令を仰ぐに至りぬ。今の北海道の地は、當時蝦夷島と呼ばれ、猶蝦夷人の占據せる所たりしが、その南部は津輕守護安東氏の治むる所となり、後、武田信廣、この地に渡りて、蝦夷人を服して、こゝに居り、その裔松前氏を稱し、永くこの地を管して、徳川氏の時に及び、而して、幕末に至り露西亞人南下して、我が北邊を窺ふに及び、幕府はこの地方に對して、施設する所ありしかば、北海道の本島は、全く我が領土となりしも、千島及び樺太島は、日露兩國人の雜居地となり、その境界を定むるに至らずして、王政維新に際會したりき。維新後、政府は先づ露國と交渉して、千島群島全部を我れに取り、樺太全島を彼れに與へて、

臺灣島澎湖島
及び樺太南半
部の獲得
朝鮮の保護と
關東州の租借
琉球

高天原民族

出雲民族

各地方の諸族
蝦夷人即ちア
イヌ種

これを解決し、後清國と戦ひて臺灣島及び澎湖列島を收め、また露國と戦ひて樺太島の南半を取り、且つ韓國は我が保護國となり、關東州は我が租借地となりしかば、我が領土は俄に膨脹しぬ。琉球は王朝の末造に源爲朝の征服せる所にして、足利時代の中葉よりは薩摩の島津氏の所屬となりしが、維新後この島もまた遂に我が領土となりたり。これを要するに、一張一弛は數の免かれざる所なりといへども、大體に於いて帝國の領土は年を逐ひて擴張し、遂に今日の盛大を致したるなり。

諸民族の同化 我がヤマト民族の根本となれる民族は太古高天原に居住せるものにして、史家これを名づけて高天原民族といふ。而して、この民族の一部は素戔嗚尊スサノミコトに従ひて出雲國に降り、その子大國主命オホクニヌシノミコトに至り附近の地を征服して國を建てたり。これを出雲民族と稱し、後に天孫瓊々杵尊ニギハヤヒノミコトの降臨したまふに及びて再びこれと合同したるものなり。而して、當時土蜘蛛ツチクズ、國栖クニヅメ、熊襲等クマシロの異種族ありて、所在に占據したりしが、神武天皇以來、數回の征討によりて概ね皇化に浴せり。また現今北海道に住めるアイヌ種族の祖先は、當時蝦夷エゾと稱し、本州の東北部に居りしが、日本武尊以來、この種族もまた皇師の爲めに征服せられ、その一部は朝命に従ひ、熟蝦夷コトエゾの名を以て呼ばれたり。而して、その皇化に霑はずして、鹿蝦夷シカエゾと稱せられしものも、歴

韓土支那の歸
化人

未だ同化せら
れざる種族

代の征討及び撫育によりて概ね熟蝦夷となり、その最も頑強なりしものゝ子孫は、今も北海道の地に存在せるなり。次ぎに神功皇后の征韓の頃より、韓人及び支那人の來りて我が國に歸化せるもの甚だ多かりしが、その子孫は皆、ヤマト民族に同化せられて、辨別すべからざるに至れり。されば今日、吾人が認めて純粹なるヤマト民族となすものゝ中には、高天原種族の外に、熊襲、國栖、土蜘蛛、熟蝦夷等の子孫は勿論、韓土、支那の歸化人の後裔をも含むものとす。然れども、これ等の異種族の子孫は、皆己れの祖先を忘れ、その固有の風俗習慣を失ひ、全く高天原種族に同化せられ、皇室を以て己の宗家と仰ぎ、忠節を盡すこと、これと異なる無きに至れるなり。但し、現今の帝國臣民は前述のヤマト民族の外に、北海道に残れるアイヌ種族及び琉球人を始めとして、兩度の戦役の結果にて我が國に歸化せる臺灣の土蕃及び漢人種、並に樺太島の舊露國民をも含めるものとす。この内、琉球人は恐らくは高天原種族の一派なるべけれど、因襲の久しき、その風俗習慣著しく内地人と異なれり。而して、これ等の異種族もまた、漸次同化せられて、ヤマト民族と同じく忠良なる國民となるべきこと、言を須たざるなり。

第二章 時代の區分

記録は漢字渡
來後に起れり
上古の史書は
傳説を録せる
ものなり

日本書紀紀年
の誤差

國史研究者の
注意

上代の紀年 時代の區分を説くに先ちて、述べざる可からざるは上代の紀年とす。太古我が邦には固有の文字なかりければ、漢字渡來せる後、始めて記録のことは起りたるなり。されば史書の上代の事を記せるものは皆傳説を録せるに過ぎずして、所謂神代の紀年の如きは、今日にありては、これを明かにすること能はざるは勿論なり。而して、日本書紀には神武天皇即位の年を以て辛酉となし、爾後の紀年を明記すれども、また頗る疑ふ可く、先輩早くこれに着眼し、支那韓土の古史と比較研究せる結果、日本書紀の紀年は干支十運（ゴウ）即ち六百年許り延長せることを發見し、方今史家の定説となれり。然れども、その誤差は何天皇の代に幾年、何天皇の代に幾年と詳かに指定するは固より不可能のこととす。要するに國史を研究するものは、日本書紀の紀年は推古天皇十二年即ち始めて曆を頒てる年以前に於て、六百年許り延長せることを心得居り、この以前に於ける外國との關係を調査するに當りては、日本書紀の紀年をその儘採用せざるを肝要となす。但し、こゝに注意すべきは、前述の如き説は、もとより歴史家の私案に過ぎずして、維新後定められたる日本書紀の

西洋の基督誕
生の紀元にも
誤差あり

最も普通に行
はるゝ區分法

紀年によれる本邦の紀元を改定せんとするものに非ざることこれなり。西洋にありて今日用ふる所の紀元は、基督誕生の年を元年とせるものなるに、近年の研究により、その紀元元年は基督誕生の年に非ざること明瞭となりたれど、敢てこれを改定すること無きを思ひ合はすべし。

時代の區分

國史の時代區分に就きては、學者によりて種々の異説もあるべし。本書は、最も普通に行はるゝ區分法に従ひたり。

- 第一期 太古 神代、即ち天地開闢より神武天皇の東遷まで
- 第二期 上古 神武天皇の東遷より蘇我氏の滅亡まで
- 第三期 中古 大化の新政より平氏の滅亡まで
- 第四期 近古 鎌倉幕府の初めより豊臣秀吉の薨去まで
- 第五期 近世 關原の役より大政奉還まで
- 第六期 現代 王政維新より今日まで

今、右の各時期に就きて概説すれば、左の如し。

太古 この期は開國より神武天皇の東遷以前す。なほ所謂神代（カミヨ）にして、その間幾千萬年を経たるやは明かならず。而して、この時代のことは主として日本書紀、古

神代の歴史は
全く傳説なり

事記に收められたる傳説によりて知ることを得れども、その記事の中には、神變不可思議にして人意を以て測ること能はざることも少なからず。然れども、その間に、自ら我が建國の由來の他國に比なき所以を知ることを得べし。

上古 この期は神武天皇の東征より蘇我氏の滅亡に至るまでにして、日本書紀に従へば、神武天皇の即位より蘇我氏の亡ぶるまで一千三百〇五年を算す。されど、この中、推古天皇以前に六百年の誤差はあるべしとは、方今學者の定説なること、前に述べたるが如し。これに従ひて、假りに六百年を差引かば、凡そ七百年となるなり。而して、この時代の初め、神武天皇の事蹟は詳細に傳はれるに、第二代、綏靖天皇より第九代、開化天皇に至るまで八代の間の事蹟は詳ならず。世には、この間八代あるを見て、八は彌にして數多き義ならんと解する説もあれど、確かなる論據なし。而して、第十代、崇神天皇より以後は詳細なる記事あり、且つこの朝よりは、神武天皇以來殿中に安置し給へる神器を出だし、別に宮を作りて、これを祀りたまふこととなりて、開化天皇の御世までとは大に趣きを異にする所あるものに似たり。さればにや、日本書紀に、神武天皇をハツクニシラススメラミコト始めて天下を治め給へる天皇の意なりと稱し、崇神天皇の條にも、ハツクニシラススメラミコトとあり。されば、開化天皇以前を第一

綏靖天皇以下
八代の事蹟は
傳はらず

崇神天皇以前
と以後にて時
期を分つ説

カバネ政治の
世

制度改革の必
要

大化の新政及
び律令制定

藤原氏の專權

期とし、崇神天皇以後を第二期とするか、または神代より蘇我氏の滅亡までを合せ一期とするを以て最良の區分となすべきが如し。然れども、本邦の正史なる日本書紀には、神武天皇以後とその以前とは、記述法、自ら差あり、神武天皇以後は明かに年紀を記するを見れば、神武天皇の前後にて區分するも不可なかるべきなり。さて、この期は所謂カバネ政治の世にして、各氏族の長たる臣、連、伴、造等がその都民を率ゐて、朝廷に奉仕し、官職を世襲せる時代なり。然るに、この制度も遂に弊害をかもし、大臣家、大連家の權力争ひとなり、大連家の亡後は蘇我大臣家、専ら政權を恣にするに及び、偶、支那と交際して、その制度の完備せるを見、中大兄皇子後の天智天皇は、中臣鎌足と謀りたまひて、先づ蘇我氏を滅し、次いで、大化の改新あり、支那の制度を採用したまへり。

中古 大化の改新より平氏の滅亡まで、凡そ五百四十年間なり。この期の初めに、は、連りに支那の制度を採用し、本朝の古制を參酌して律令の撰定あり、律令を以て天下を治むるの世となれり。次で、莊大なる皇都を營むの必要を生じ、先づ奈良に奠都し、七十五年にして、平安遷都となりたり。然るに、功臣中臣鎌足の裔孫たる藤原氏は、次第に朝廷に勢を得、舊來の諸名家は勿論、皇室より出でたる源平諸氏をも排斥

院政及び平氏
専權

し、皇室の外戚となり、幼主を奉じて、政を專にすることあり。後三條天皇に至り、藤原氏の權を奪ひたまひ、尋て白河上皇よりは政を院中にて決したまひしが、武人を擧げ用ひたまひし結果は、平氏の專權を來したり。然れども、平氏は源氏を排斥して、己れのみ事を專にせしかば、諸源の擧兵となり、所謂清和源氏の嫡流たる頼朝は平氏を滅ぼしたり。

鎌倉幕府の創
立

北條氏の執權

建武中興の政
は終に遂げず

近古 鎌倉幕府の初より豊臣秀吉の薨去まで、凡四百十餘年間、頼朝が平氏の餘黨及び己の弟なる義經を捕ふるを名とし、朝廷に強請して、己の家人を守護地頭となして天下に列置し、土地兵馬の權を私し、尋て征夷大將軍に任ぜられ、鎌倉に居りて天下の政を執りたるを以て、この時期の初めとなす。然るに、源氏の家臣たる北條氏は、源氏を滅してこれに代はり、泰時以來、意を民政に用ひて人望を博し、有名無實の將軍を戴き、世五位國守の微官を以て天下の實權を掌握し、皇室及び攝家を抑壓して政に容喙せしめざりき。時に英明なる後醍醐天皇出て、朝權の恢復を謀り、執權高時の失政を機として遂に北條氏を滅したまひ、政權再び朝廷に復歸したりしが、前門狼を退けて、後門虎を進め、中興の政は數年にして敗れ、足利尊氏起りて天下の政權を私せり。こゝに於て所謂南北朝の時代となり、二帝同時に位に在りたまひ

足利氏政權を
握る

織田豊臣二氏

皇室の尊嚴

豊臣氏滅びて
徳川氏これに
代はる

江戸幕府

しが、五十餘年にして、兩朝は一和したまひ、足利氏の世となれり。然れども、足利氏の天下は豪族の甘心を買ひて得たる所なれば、地方の豪族強盛にして、尾大掉はざるの勢を生じ、應仁以來、天下亂れて麻の如くなりぬ。織田信長はこの時に起り、天下を平定せんとして成らざるに害に遭ひて死し、その臣豊臣秀吉は、その志をつぎて、天下一統の業を爲したり。要するに、この期及び次期は、所謂武家時代にして、武將天下の政權を執り、代々の天皇は手を拱きたまひしも、これが爲に皇室の尊嚴は減ぜられず、前期に定まれる朝廷の官職は嚴然として存し、武人の官位といへども、皆朝廷の賜はる所なりき。必竟武家が政を執れるは、一時土地人民を朝廷より預かり置けるものにして、武家にありても、常に、政權は本來、朝廷の有たることを忘れざりき。これ實に、諸外國に於いて、その例を見ざる所なりとす。

近世

關原の役より大政奉還まで、凡そ二百六十餘年間、豊臣秀吉は天下を一統せりといへども、微賤より起れるを以て、腹心の諸侯に乏しくして、嗣子秀頼幼く加ふるに、朝鮮征伐の軍を起して未だ志を達せざるに、中道にして薨ぜしかば、天下は、當時の諸侯中第一の英雄たる徳川家康に歸せり。而して、家康は、鎌倉以來武家興亡の跡に鑑み、上は朝廷に對したてまつり、下は諸侯に對するの策を立て、文教を興

幕府の衰運と
大政奉還

して殺伐の風を除き、力を民治に注ぎしかば、天下久しく泰平なるを得たりき。然れども、文教復興の結果、民智大に進みて、幕府の政權を恣にせるを憤るものを生ずるに當り、偶、外國船の來航して互市を請ふ者ありて、幕府はこれに對する政策をあやまりしかば、諸侯は多く朝廷に結び、幕府の衰勢に乗じて、これを壓倒せんと謀りぬ。こゝに於て、幕府は政權を朝廷に奉還するの止むなきに至れり。

王政維新

現代 王政維新より今日まで四十餘年間、朝廷、政權を收めたまひしより、内、制度を更革し、外、諸外國と好みを通じ、人文日にすすみ、國力年に盛となり、殊に東洋の平和の爲に清國、露國と戰ひて、並にこれに勝つに及び、世界の第一等國の列に入りたり。けだし、國勢の強盛なる、領土の廣き、民衆の多き、開國以來、未だ嘗て聞かざる所なりとす。

國威の宣揚

第一期 太古

第三章 神代

造化の三神

高天原の所在地

神世七代の神々

造化の三神及び高天原 天地のはじめて開けたるとき、天御中主神、高天原に生れたまひ、次ぎには高皇產靈神、次ぎには神皇產靈神、同じ地に生れたまひき。併はせ名づけて、造化の三神といふ。これを天地開闢に關する我が國の古傳説と爲す。高天原は、すなはち、主要なるヤマト民族の居住地にして、その所在地は、古傳説をその儘に解釋すれば、天上となすの外なけれど、その地に山河あり、動植物の生育すること地上と異なること無きを傳ふるを見れば、必ず地上に存在せざる可からざるに似たり。故に古來の學者、傳説に基きて地名地勢等を考へ合はせ、或はこれを内地の某々地方にありとなし、或はこれを海外の某國にありとなし、異論甚だ多けれども、未だ定まれる説とはあらず。今日に至りて、その所在地を確定せんことは、到底人力の爲し能ふ所にあらざるなり。さて、前述の三神につぎては、宇麻志阿斯訶備比古遲神、天之常立神の二神、高天原に生れたまひ、所謂神世七代の諸神はこれにつ

づきて、つぎ／＼に現はれたまひき。

伊弉諾尊伊弉冉尊 神世七代の神々の第七代を伊弉諾尊神伊弉冉尊神と

國史は伊弉諾
尊伊弉冉尊に
はじまる

大八洲の生成

いふ。この二神より以前の神々に就きては、その神蹟、詳かに傳はらざるに、この二神より以後の神々は、種々の傳説を遺したまへるが故に、史家、二神を以て國史のはじめとなせり。二神は先づ天神アマツカミ高天原タカマカハの意の命をうけ、天瓊アマノハヒメ矛を以て海上を探ぐりて、磯取イソト慮ロ島シマを得、この島に降りて宮を作りて住み、はじめて夫婦の道を行ひて大八洲オホヤシロを生みたまへり。大八洲は大瀰島オホミヤジマの義なるべく、無數の小島の謂にして、今の本州、四國、九州を始めとして、淡路、隱岐、壹岐、對馬、佐渡及び附近の諸島を指すものなり。史家、この傳説を解釋し、二神先づ磯取慮島に移り、ついで大八洲を平定せるの意義となせり。二神はまた山川草木風火水土を司る神々を生み、次に大日靈貴尊オホヒコノミコト月讀尊ツキヨミ素戔尊スサノヲ鳴尊ナリノミコトの三貴子を挙げ給ひき。中にも大日靈貴尊は御身に光りありて天地を照せるを以て天照大神アマテラスオホミカミとよばれ、高天原の君となりたまへり。御身に光りあるとは徳望の高きを稱へたるなるべし。而して月讀尊は滄海アラウカハラを治めたまひ、素戔尊は天下アラシの主となりたまひぬ。天下とは大八洲の謂なり。

天照大神と素戔尊 高天原にいませる天照大神は、農業、養蠶、機織等を奨

天照大神

月讀尊素戔尊

素戔尊の亂暴

勵して治蹟を挙げたまひしに、素戔尊はこれに反して己の領國を治めず、亂暴の行ひのみつものりしかば、父尊イ弉諾尊はこれを根國ネノクニに追ひたまひき。根國は死者の行くべき地なりと傳へられ、その所在詳ならず。素戔尊發するに臨み、天照大神と告別せんと欲し、高天原に赴きたまひしに、その勢甚だ猛烈なりしかば、高天原の地はこれが爲に震動せり。大神驚きて兵備を治めたまひしが、素戔尊は、二心無きことを誓ひまつりしかば、御兄弟の間再び相和らぎぬ。而して、この誓約をなしたまひし時、五男神と三女神は生れたまひしに、大神はその内五男神をとりて己の子となしたまひき。大神の繼嗣となりたまへる天忍穗耳尊アメノホムミミもその内にいませり。素戔尊は大神に誓ひたまひし後にも、なほ暴行を止めたまはずして大神の農業を妨げ、また宮殿を汚しまつりぬ。こゝに於て、大神は怒りて天岩屋戸アメノイハヤドに隠れたまひしに、天地俄に暗黒となり、諸の災害は高天原に起りたりき。諸神等、すなはち相議する所あり、思兼命オモヒカミの意見により、石凝姥命イシノガハメノミコトをして八咫鏡ヤタノカガミを作らしめ、玉祖命タマノミコトをして八坂瓊勾玉ヤサカニニツクマを作らしめ、天日鷲命アマヒノシラノミコトの作れる青和幣アヲニギハヒ、白和幣シロニギハヒと共に櫛カシの枝にかけ、太玉命フトタマノミコトはこの櫛の枝を手にし、天兒屋根命アメノコヤネノミコトは祝詞を奏し、火を岩戸の前にたき、且つ鶏を鳴かしめ、天鈿女命アメノメノミコトは舞踏を演じたまへり。時に、大神は岩戸の中にありて諸神の歡び笑ふ聲を聞き

天忍穗耳尊の誕生

天岩屋戸の變

八咫鏡と八坂瓊勾玉との由來

叢雲劍の由來

三十一文字歌の起り

大國主命出雲地方を平らぐ

たまひ、戸を少しく開きて外面を窺ひたまひしに、手力男神は直に岩戸を開き大神を遷して新殿に移したてまつれり。こゝに於いて天地再び明かになり災異もまた止みきといふ。素戔嗚尊は千座置戸の祓を課せられ、逐はれて根國に向ひ途に出雲國を過ぎ、簸川上に至り土人足名椎名の手名椎名の請ひに、由り八岐大蛇を斬り、一寶劍をその尾より得たり。蛇の居る所は雲氣常に立ちしを以て、この劍を天叢雲劍と名づけ、使を高天原に上つりて天照大神に獻じたてまつりぬ。かくて尊は足名椎の女稻田姫と婚し、新殿を須賀に營みてこゝに住みたまひき。須賀は出雲の大原郡にあり。この時、尊歌ひたまはく、八雲立つ出雲八重垣、妻籠めに、八重垣作るその八重垣をと。これ、三十一文字歌の書に見えたる初めなり。尊はこれより出雲に止まりて諸子を挙げ、己は根國に赴きたまへりといふ。

大國主命 素戔嗚尊は御子八十神ありしといふ。八十は數多きを形容せるものにして一族の繁榮せることを示す傳説なり。八十神の中、大國主命最も勢を得たまへり。命は一に大己貴命ともいひ、その他にも異名多し。時に神皇產靈神の子少彦名命の海外より來るあり、大國主命はこれと力を協せて四方を平定し、田畝を開き水利を通じ、また醫藥禁厭の法をもはじめ、民に教へたりければ、大に人望を得たまひ

勢、日に盛なりき。

日韓の關係

傳説によるに、當時、出雲地方と今の韓國との間に、交通、開け居りしものゝ如し。一説には素戔嗚尊は出雲に降るに先ちて、韓國に往來したまひしともいひ、また大國主命の四方を経略せる頃にも、尊は韓國にいまし、その子五十猛命をして樹木の種子を大八洲に齎らししかへらしめ、これを紀國に播かしめたまひしといふ。紀國は今の紀伊にして、木國の義なり。播磨風土記によれば、新羅の王子天日槍の來朝せるも、また、この頃にして、大國主命と地を争ひ、敵すること能はずして、但馬に退居せるものゝ如し。後に述ぶる所の神武天皇の皇兄稻氷命もまた韓國に至り、新羅國王の祖先となりたまへりと傳へらる。傳説區々にして詳なることは知り難けれど、太古の時、我が帝國と韓國とは、關係甚だ深かりしものゝ如く、兩國の交通は崇神天皇の朝を以て始まれるものには非ざりしならん。韓國の事に就きては、第八章に説ける所を見よ。

天孫降臨

高天原にありては、天照大神は天忍穗耳尊を以て嗣となしたまひしが、この神を葦原中國に降して、これを治めしめんとおぼしたまひき。葦原中國もまた我が帝國の古稱にして、この時、大國主命の據有せる地なり。されば大神はしばし

日韓兩國は太古より關係深き國なり
素戔嗚尊

天日槍命

稻氷命

國土奉獻の事を大國主命に説す

香取神宮と鹿島神宮の祭神

天照大神の大神

三種の神器

ば使をこの國に下して國土奉獻の事を大國主命に諭さしめたまひしに、命は勢をたのみて従ひ奉らざりしが、經津主神武甕雷神の二神、出雲に至るに及び、大國主命もそれて大命に従ひ、國土を獻じて杵築に退隱したまへり。杵築は籙川郡杵築町の地にして、後、命をこの地に祀る。今、出雲の大社といふもの、これなり。大國主命の降參せしとき、その長子事代主命は自ら海に投じたまひ、次子健甕名方命は、二神に抗せしも、敵せずして信濃に遁れたまへり。今、同國諏訪郡にある諏訪神社は健甕名方命を祀れるものなり。さて、二神は更に進みて東國に入り、その地方を平定したまひ、經津主命は下總に祀られ、武甕雷命は常陸にまつられたまへり。今の香取神宮香取郡香取町、鹿島神宮鹿島郡鹿島町これなり。大國主命、既に國土を奉獻したまへるをもて、天照大神は天忍穗耳尊をこの國に降さんとしたまひしに、尊は次子天津彦彦火瓊瓊杵尊を以て己に代はらしめんと請ひければ、これを許したまひき。瓊々杵尊の發するに臨み、大神はこれに三種の神器をたまはり、且つ詔したまはく、豐葦原千五百秋瑞穗國は吾が子孫の君たるべき地なり。稚皇孫、就きてこれを治めよ。天日嗣の隆んならんことは天壤と共にきはまり無かるべしと。皇統の萬世一系なるは、これに基するなり。三種の神器とは、前述の天岩屋戸の變に作りたまへる八咫鏡、八坂瓊勾玉、及

八咫鏡は天照大神の御靈代となる

天日孫向の高千峯に降り給ふ

彦火々出見尊 鷓鴣草葺不合尊

び素戔嗚尊の上つれる天叢雲劍にして、就中八咫鏡、最も重く、この時大神が天孫に諭したまひて、この鏡を見ること、猶吾れを見るがごとくせよと宣はれし所なり。後、この鏡を以て、大神の御靈代となし、伊勢に祀られしは、この神勅によるなり。

九州の朝廷　かくて天孫瓊々杵尊は高天原を發したまひ、國神の國土、猿田彦の先導によりて日向の高千穂峯に降り着きたまへり。天兒屋根命、太玉命等は天孫に供奉し、天忍日命、天津久米命は兵を以て護衛したてまつり、永く天孫に仕へまつりぬ。天孫はこれより地方を巡視して、吾田の笠狭岬に至り、宮を作りて住みたまひき。笠狭岬は薩摩の加世田港の地なりといふ。天孫は國神大山祇神の女木花開耶姫を娶りて、火闌降命と彦火々出見尊とを生み給ひ、彦火々出見尊は火闌降命と争ひ勝ちて皇統を受け、海神豐玉彦の女豐玉姫と婚して、彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊を生み、高千穂宮にて崩じたまふ。案ずるにこの時代において、皇化の及ぶ所は、僅かに九州の一部に過ぎざりしもの、如し。然るに、鷓鴣草葺不合尊の御子に神武天皇出てたまひ、大に東征の師を起して、皇威を張りたまへり。天皇の東遷以前を稱して神代といふ。

第二期 上古

第四章 神武天皇

皇化未だ治からず

天皇東征を議したまふ

皇師の進發

東征の軍議 神武天皇は御名を神日本磐余彥尊といひ鷓鴣草葺不合尊の第四子にして、母は海神豐玉彥の末女玉依姬にいませり。抑、我が瑞穗國は天照大神が天孫瓊々杵尊に賜はれる所なるに、天孫降臨以來三代の間九州の地に都し、皇化全國に普からざりしかば、諸豪族各地に據りて朝命を奉ぜず、且つ互に相争ひて、騷擾止むことなかりき。天皇、英明にして且つ勇武におはし、東國を平定して天照大神の大詔に酬ひまつらんと欲し給ひ、皇兄五瀬命等と共に日向の高千穗宮に軍議したまひき。

皇師の東下 天皇、親ら舟師を率ゐて日向を發したまひぬ。皇師、速吸門伊豫後と海峽の間にに至るや、珍彥ウツヒコ來り附きて嚮導となり、豐國トヨクニの菟狹ウサキ宇佐ウサの産は皇師をねぎらひ奉れり。これより筑紫の岡水門オカミヅカド遠賀郡トホガノを過ぎ、安藝に進みて埃宮イハキ多祁宮タキとも今の高宮に居り、又進みて吉備キヒ備後備後の地方の中に入り、高島宮タカシマノミヤを建て、こゝに

孔舎衛坂の戰

皇師途を轉じ紀伊より大和に向ふ

金鷄の瑞

饒速日命長髓彦を殺して歸順す大和地方の平定

駐紮あり、兵糧を積み、舟楫を整へたまひき。かくて、皇軍、この地を發して浪速ナニハ津今の津の邊に上陸あり、河内を経て大和に入らんとせり。河内大和の境堺に孔舎衛坂あり、坂の彼方なる大和の鳥見トリミ郡生駒に土豪あり、名を長髓彦ナガスネヒコといひ、天神の裔饒速日命ニギハヤヒノミコトを奉じて勢あり、この坂にて皇軍を拒ぎ止めんとしぬ。皇軍、これに應戦せしも利あらず、五瀬命は流矢に中りて傷を病みたまひき。後、紀伊にて天皇、すなはち退きて再び海に航し、茅渟チヌ海和泉の名を過ぎ、紀伊に上陸し、大和に向ひ、行く／＼土賊を平らげたまふ。熊野に至るや、土人高倉下タカクラジ名劍師ナツルシ靈を獻ずるあり、八咫鳥ヤタノトリ來りて嚮導となるあり、吉野川の南岸に着き、土人井光等イヒヒカルを従へて大和に入りぬ。天皇、先づ地方の小賊を平らげ、遂に鳥見の長髓彦に當り給ふ。時に金鷄キニトリあり、來りて天皇の弓弭に止まりしに、その光り電光の如くなりければ、賊軍、目眩して戰ふ能はざりき。現今、殊勳の軍人に賜ふ所の金鷄章は、この故事をとりて制定したまふ所とす。長髓彦、敵せず、軍使を天皇の營にたてまつり、天皇が天神の裔たるを知りたれ草、猶降服せざりければ、饒速日命は長髓彦が順逆の理を辨へず、遂に教ふ可からざるを知りたまひ、これを殺して天皇の軍に歸順しまつれり。天皇、すなはち、兵を分ちて地方の草賊を討たしめたまひければ、大和地方全く平定したり。

橿原奠都及び天皇の即位

帝國の紀元々年

紀元節の由來

朝廷の文官

武官

地方官

天皇の即位　こゝに於いて、天皇、詔を下して大和の畝傍山の東南なる橿原の地を以て皇都と定めたまひ、太玉命の裔天富命をして部屬を率ゐて新に宮殿を建てしめ、辛酉の年正月元日、この宮にて天皇の御位に即き給へり。古語に、畝傍の橿原や、底つ磐根に宮柱太しき立て、高天原に千木高しりて、始馭天下之天皇を神日本磐余彦火火出見天皇といふといへるは、これをさし奉つれるなり。但し、神武の諡號は後世に至りてたてまつる所とす。明治六年、この年を以て帝國の紀元々年と定め、日本書紀の紀年に従ひて年を數ふることゝなしたまへり。また今の二月十一日の紀元節は、天皇即位の日を記念せるものにして、この辛酉の年正月元日を太陽曆に當てゝ算出したるものとす。

天皇の政治　朝廷の文官には天兒屋根命の裔なる天種子命中臣氏、太玉命の後なる天富命齋部氏あり、祭祀を司り、兼ねて朝政に參與したてまつる。武事は大伴氏の祖道臣命、久米氏の祖大久米命、物部氏の祖可美真手命の任なり。道臣命は天忍日命の後にして、大伴部を率ゐ、大久米命は天津久米命の裔にして、久米部を率ゐて共に宮門を護衛し、可美真手命は饒速日命の子にして、内物部の長として、殿内に宿衛せり。地方には國造、縣主等の官を任じて、創業の功臣を封じたまひぬ。これ等の官

祭祀及び農事

天皇の崩御

父子相傳ふること八世その事蹟傳はらず

職は皆所謂世官世職にして、その職を子孫に傳ふるを法とせり。詳しくは後章に説く可し。天皇は厚く神祇を敬したまひ、靈時を鳥見山中城上郡にあり、長髓産の居地とは同名異地とすに立てて皇祖天神をまつり、また御心を農事に用ひ、天富命をして麻穀を阿波國に植ゑしめたまひき。天富命はまた阿波の齋部齋部氏に屬するを率ゐて麻穀を東國に播種したまひぬ。阿波の齋部の移住地は安房國となり、麻すなはちフサに宜しき地を總今の上總下總の地なりと稱し、穀に適せる地を結城郡今下總に屬すといふ。天皇、在位七十六年にして崩御あり、畝傍山の東北に葬りたてまつりぬ。

第五章 崇神天皇と垂仁天皇

綏靖天皇以下八代　神武天皇崩御の後には皇子綏靖天皇即位したまひしが、これより安寧、懿德、孝昭、孝安、孝靈、孝元の六帝を経て開化天皇に至るまで、父子、皇位を相傳へたまふと八代なり。而して、この間の事蹟の詳しく傳はらざるを見れば、この間は、専ら力を神武天皇の朝に平定したまへる大和地方を治むるに盡したまへるなるべし。

鏡劍の遷座　開化天皇の次ぎには、皇子崇神天皇即位し給ひぬ。天皇は敬神の

崇神天皇の敬神

鏡劍を倭の笠籠邑に遷す

皇居神宮始めて分かる

賢所の由来

鏡劍を伊勢に遷す

伊勢の内宮

御心深くおはして、即位の初、疫病諸國に流行し民の死するもの多かりしかば、天皇これを憂ひ、天神地祇に禱りたまへり。初め、天孫瓊々杵尊が高天原より傳へたまへる三種神器は、神武天皇の御時には、これを殿内に安置し所謂同殿共床して政を視たまひしが、爾後、代々の天皇もまたこれにならひたまひき。然るに、この朝に至りては神代をさること愈、遠ざかりければ、神威を汚さんことを畏れて殿を同うするに安んぜず、即位の六年、皇女豐鍬入姫命をして八咫鏡と天叢雲劍とを倭の笠籠邑に遷さしめ、且つ永くこれを奉仕せしめたまへり。因りて、新に鏡劍を摸造せしめ、これを殿内に安んじたまふ。この時新造せる鏡劍はこれより後、皇位の御しるしとなり勾玉と共に、皇位繼承の際、必ず授受し給ふこととなりたり。而して神鏡は後に宮中の温明殿に祀られ、畏所賢所とも内侍所とも稱せられ、寶劍は傳へて安徳天皇の朝に至り、天皇と共に海に沈みたまひしかば、晝御座劍を以てこれに代へ、後に伊勢の神庫の寶劍を出だして、再びこれに代へられたり。崇神天皇の次ぎには皇子垂仁天皇立ちたまひしが、天皇の二十五年、皇女倭姫命は豐鍬入姫命に代はりて鏡劍に奉祀し、神誨によりて齋宮を伊勢の五十鈴川上に建て、これを鎮めまつりき。これすなはち今の伊勢の内宮なり。但し神劍は景行天皇の御時、日本武尊東征の後、尾張

に祀らせたまへり。事は次章に詳なり。案ずるに入咫鏡は、天照大神が、皇孫に勅してこれを見ること猶吾を見るがごとくせよと宣はれし所なれば、とりもなほさず天照大神の神靈なり。崇神天皇以前に在りて正殿に安んじ同殿共床したまひしは、天照大神の神靈の御前にて政を執りたまふの意義なりしなり。崇神天皇、神威を畏れてこれを倭にうつしたまひ、垂仁天皇の朝再び伊勢にうつしたまふこと前述の如し。而して、神劍は神鏡に伴ひて遷座ありしまてなれば、倭姫命は、これを日本武尊に授けたまひしなり。

四道將軍の發遣と調貢の初

神武天皇、大和に遷り大業を創めたまへる

皇化遠國に及ばず
四皇族の分遣

後、近畿地方は朝廷に歸服しまつりしといへども、遠國は未だ皇化に浴せざりき。崇神天皇は敬神の念あつきのみならず、また有爲の君にましまし、神武天皇の偉業を完成せんと思ほして、即位の十年、四人の皇族を將軍となして四方に分遣し、未だ服せざる地を平定し既に服せる民を慰撫せしめたまへり。すなはち、孝元天皇の皇子大彥命は北陸に、命の子武渟川別命は東海に、孝靈天皇の皇子吉備津彥命は西道に、開化天皇の皇孫丹波道主命は丹波に向ひたまへるなり。西海は山陽道を指し、丹波とは山陰道の地方をいふ。世に、これを四道將軍と稱し、その發遣の結果、四方悉く平

男の弓弭の調
女の手末の調

船舶を造り池
溝を開く

野見宿禰力を
當麻蹶速と角

殉死の弊風

定せしかば、十二年には詔して人民をしらべ、始めて調を收めたまひき。その法、男子は専ら狩獵によりて得たる獸類の皮角等を上つり、女子は機織せる布帛の類を獻ぜしかば、これを男の弓弭の調、女の手末の調といひき。弓もて得たるもの、手工によりて作りたるもの、謂なり。從來、朝廷の費用は皇室直轄地の生産物を以てこれを辨じたまひしが、こゝに至りて、始めて調を課したまひしなり。天皇は天下に勅して船舶を作らしめ、勸農の詔を發し、池溝を諸國に開きて灌漑に便せしめたまひき。この朝また皇子豊城入彦命を東國に發遣せること、任那の使者の來朝せること等あり、並に後章に述べ可し。

朝廷相撲の初め 垂仁天皇の朝、大和の當麻に蹶速なるものあり、己の膂力に富むを誇り、天下、能く我れに當るものあらば、願はくは、これと力を角せんと揚言せり。七年、天皇、勅して力士を諸國に求めたまひしに、野見宿禰、出雲より來り、蹶速と角力し、肋骨と腰骨とを折りてこれを殺しぬ。これを、我が國の朝廷に相撲あるの始めとなす。

殉死の禁制 この頃我が邦には殉死の風習あり、貴人の葬には生前近侍の輩を生きながら墓邊に埋め立つること行はれたりき。垂仁天皇、性仁慈に富みたまひ、

野見宿禰の建
議

埴輪の製造

陵墓

皇弟倭彦命を葬りたまひしとき、殉死者の號泣するを聞こしめして、これを憐み、三十二年、皇后日葉酢媛命の崩御に際し、これを禁ぜんと欲し、群臣に諮りたまふ所ありき。時に、野見宿禰、議を奉つり、土部百人を出雲より召し、自らこれを督し、土を以て人、馬及び諸の物の形狀を作りて奉獻せしに、天皇、嘉納あり、これを皇后の陵に立てて、殉死に代へ、以て定制となし、永く殉死を禁じたまへり。この土製品を名づけて埴輪、または立物といふ。埴は泥土の義にして、埴輪とは陵墓の周圍に輪狀になして立てるより名づけ、立物とはならべ立つるより起りし名なり。野見宿禰はこの功によりて、姓土部臣を賜はり、これより土部を率ゐて皇室の葬儀にあつかるの職を世々にしたるき。

古代の遺物及び風俗 我が國の古代には厚葬の風あり、就中、貴人の陵墓の如き、初は丘陵によりて墳を起したりしが、後、その制漸次備はり、高大なる冢を築き、池溝を四圍に廻らすに至り、冢の形狀は或は前方は方形にして、後方は圓形なるあり、或は瓢形を爲せるあり、或は圓形なるありて、時代によりて、その制を異にせり。仁德天皇の御陵は、現存の御陵の中に、最も高大なるものにして、周圍七百六十餘間、高さ十六間餘あり、三重の溝を圍らし、應神天皇、履中天皇等の御陵は、これに次げり。

古代の遺物

臣下のはもとより貴人には及ばざれども、地方の豪族等にては、稍、大なる墳墓を築造せるもの多かりしが如く、諸國に當時の墳墓の存在せるもの少なからず、考古學者は、特にこの時代の墳墓に名づけて古墳と稱し、墳墓の周圍より出づる埴輪及び副葬品たりし甲冑、刀劍、玉類、金環、土器等を以て當時の風俗を研究する資料となす。蓋し、文獻の徵すべきもの少なき時代の事柄を研究するには、當時の遺物は有力なる資料にして、遺物の發見せらるゝこと多きに從ひて、其研究は益、價值を増すものなり。今、これ等の遺物及び古史の記事によりて當時の風俗を考ふるに、男子は頭髮を兩分して左右に束ねて、所謂美豆良となし、女子は、髪を後に垂れ、衣服は多く絹または袴ハカマに製す。格を織りて作り、男女共に筒袖の上衣を着し、襟は左衽を常とし、頭上には玉鬘をつけ、冠をいたゞき、首には勾玉、管玉等を緒に貫けるをかけ、手には玉または鈴もて飾れる環を纏ひ、耳には耳輪を用ひたり。食物は穀物を主とし、肉食もまた盛に行はれ、飲料には酒の類あり。次に家屋は柱を土中に埋め立て、作り、茅萱等を以て屋根を葺き、堅魚木カシノキを載せて暴風に備へ、貴人の宮殿には千木チギ高くそびえたり。今の伊勢神宮の構造は、當時の宮殿の面影を傳へたるものなり。而して土蜘蛛等の異種族には穴居せるものありしを傳ふといへども、ヤマト民族の祖先には

古代の風俗

穴居の風習を存せず、當時にありても開化の度頗る高かりしことは、刀劍、勾玉、鏡等の製作の精巧なるを見ても知ることを得べし。

第六章 熊襲及び蝦夷

熊襲反す

熊襲征討 垂仁天皇の次ぎには景行天皇たちたまへり。天皇の十二年、筑紫の熊襲反しぬ。熊襲は今の日向大隅の邊に居れる種族にして、神武天皇の東遷ありし後

景行天皇の親征

小碓尊の征討

日本武の稱號

は、皇化、この地方に及ばざりしと覺ぼしく、遂にこの反亂ありしなり。天皇、すなはち軍を率ゐて親征し、先づ今の豊前、豊後、筑後等の小賊を滅ぼし、進みて日向に入り、高屋宮を建て、ここに居り、熊襲、鼻帥ハシノシの女を納れ、之を誘ひてその父を殺さしめ、肥後筑後の諸國を巡視し、前後八年にして還幸ありき。然るに二十七年に至り、再び熊襲の反あり、皇子小碓尊、勇武にして、勅をうけて征途に上りたまひぬ。皇子、その地に着し、熊襲の酋長取石鹿文トクシカフミが一族を集めて宴を開けるに乗じ、童女の装を爲してその席に臨み、夜深く衆散ずるの後、取石鹿文の醉臥するを見、劍を抜きてその胸を刺してこれを殺したまふ。取石鹿文死に臨みて、皇子に謂ひて曰く、西國の地には武勇、吾れに及ぶもの無きに、皇子、大和に在りて、強勇、吾れに勝りたまふ。今より後、

日本武と號したまへと。皇子、嘉納しこれより日本武と號し給ひき。かくて皇子は弟彦等を遣はして賊の餘黨をつくさしめ、態襲の地を定め、歸途出雲、吉備等の諸賊をも平けて軍を班し給へり。

蝦夷の状態

日本武尊蝦夷を征す

叢雲劍を一に草薙劍ともいふ所以

蝦夷征討 態襲平らぐの後、東國の蝦夷もまた反しぬ。蝦夷は今の北海道に住めるアイヌ種の祖先にして、その風俗、ヤマト民族と同じからず、男女共にその身に文し髻を結び、冬は穴をうがちて住み、夏は巢をつくりて居り、その性强暴にして屢、出て、邊境を侵し、略奪を恣にせしといふ。天皇、この報を聞きしめされ、往きて征するの將を求め給ひしも、敢て行くものなかりしかば、再び日本武尊をしてこれを征せしめたまひぬ。四十年十月、尊は吉備武彦、大伴武日等を従へ、妃弟橘媛を伴ひて途に上り、伊勢に至りて神宮に詣り、叢雲劍と一囊とを倭姫命より授けられ、駿河に進み給ふ。時に土賊あり、陽に尊に降り、狩獵を尊にすゝめ、火を野に放ちて尊を焼き殺し、たてまつらんとしたりしが、尊はかの囊中より燧石を取り出だして、向火を放ち、叢雲劍を抜きて草を薙ぎ給ひしに、火却りて賊に向ひ、賊等は皆焼けて死にけり。因りて、この地を名づけて焼津といひき。今の焼津はその故地なりと傳へらる。また、叢雲劍を草薙劍ともいふは、この故事によるといへり。尊はこれより相模に入り、三浦郡

弟橘媛海中に投ず 蝦夷の平定

日本武尊の薨

熱田神宮の由

景行天皇の東

御諸別王の東

の走水の海を渡りて上總に航したまひしに、海上風波大に起りて、船まささ覆らんとせり。時に妃弟橘媛、これを見て海神の祟りとなし、自ら身を海中に投じたまひしに、風自ら止みきといふ。尊の船は上總より進みて、常陸に向ひしに、賊の會長島津神、國津神、これを竹水門に拒ぎまつりしが、尊が現神、天皇の皇子たるを知り、恐れて、軍門に降り、蝦夷、既に平らぎしかば、尊は常陸を経て甲斐に入り、酒折宮の邊に居り、兵を大伴武日に授けて、越後の賊をうたしめ、己は信濃を経て美濃に入り、遂に尾張に至りたまふ。時に近江の膽吹山に暴賊あり、尊、これを聞き、赴き征して病を得たまひ、伊勢に入り、使を上つりて捕虜を神宮に獻じ、捷を朝廷に奏し、能褒野にて薨去ありき。かの草薙劍は、尾張に留めたまひしが、後、その地に祀られぬ。今の熱田神宮、これなり。

平定後の處置

景行天皇は日本武尊の訃報を得て、大に悼みたまひ、武部の民を定めてその功勞を傳へ、また親く皇子の平定せる地方を巡視したまひき。これより先き、崇神天皇の朝、皇子豊城入彦命を遣はして東國を鎮撫せしめたまひしが、ここに至り、命の孫彦狹島王を東山道十五國の都督に任じたまへり。然るに王は途にして薨じたまひしかば、天皇は更に王の子御諸別王をして父に代はりて東國を治

景行天皇皇子
を諸國に封ず

成務天皇地方
の行政區劃を
定め地方官を
置く

職業の世襲及
び氏族部民

めしめたまひぬ。王に赴きたまふに及び、東國の民、よくその徳になづき、蝦夷もまた久しく背かざりき。されば王の後裔、東國に繁榮し、中にも上毛野君、下毛野君最もあらはれたり。天皇景行皇子甚だ多く、概ねこれを諸國に封じ、國造または別となしたまへり。別とは分け遣はすの意義にして、皇子を地方に列置して豪族を控制したまへるなるべし。後に某國の別と稱する諸氏は皆別王の裔なり。景行天皇の次ぎには皇子成務天皇立ちたまひき。天皇もまた御心を民政に注ぎ、勅して國堺を定め給ひ、新に國造を任じ、縣主、稻置をも置きたまへり。これ先代に武力を以て定めたる地に文治を布きたまへるものにして、國縣は専ら山河の形勢によりてこれを分ち、邑里はこれを阡陌田間の東西の通路を阡といふによりて分ちたりしといふ。こゝに於いて、神武天皇の創めたまへる四方の經略は、ほゞ成りしといふ可く、天下、これより久しく泰平なりき。

第七章 上古の政治

氏族制度 我が國の上古の政治は所謂氏族制度を根底として執り行はれたるものなり。當時、上は政治に參與する貴族より、下は一技一藝を司る工人に至るまで、

一職業ごとに、これを統轄する部長と、これに屬する部民とありき。而して、その部長たるものは、世、その部民を率ゐて、その職を以て朝廷に奉仕し、部民は世、その部長に屬して、その職を務め、貴賤尊卑の別一定して容易に移す可からざるを本義とせり。例せば、天兒屋根命の後なる中臣連は、その部下なる中臣部の民を統べ、太玉命の後なる齋部首はその部屬なる齋部を率ゐ、世、祭祀を司り、朝政に參與せしが如き、これなり。

氏と姓
姓の等級
伴造
八十伴緒

氏、姓、部曲、伴造、八十伴緒 前述の中臣といひ、齋部といふは氏にして連といひ、首といふは姓なり。氏は内の義にして同族一家の義なれば、その部民は、皆これを稱することを得、中臣部某、齋部某などと稱せるなり。姓は株根の意にして、家格の尊卑を分たんが爲めに、朝廷より賜はる所なれば、その部長にあらざれば、これを稱すること能はず。中臣連といひ、齋部首といへば、中臣部の長、齋部の長を指すものなり。而して姓に臣、連、直、首、君等の數等あり。各部の長を伴造といふは、はじめ、その部を作りしより起れる名なり。而して、これを臣連伴造とつゞけて呼ぶは、臣、連の二姓は門地最も高くして勢力ありしより、かく稱するなり。又、これ等の各部を稱して部曲とも、品部ともいひ、部曲の數、甚だ多きを以て、これを總稱して八十伴緒といひたり。

き。後に臣連二姓の中より大臣家大連家の起りしは、氏族制度の變革なり。この事は後章に述べ可し。

著名なる氏族

中臣、齋部二氏のことには、前に述べたり。軍事を司るものには、道

軍事を司る氏族

工業を司る氏族の例

諸種の氏族

臣命の裔なる大伴連の大伴部を率ゐ、饒速日命の後なる物部連の物部を統べ、大久米命の末なる久米首の久米部を管せるあり。工業にていはば、玉祖命の裔なる玉作連は玉作部を率ゐて珠玉を製し、野見宿禰の後なる土部臣は土部を統べて陶器を作るが如きは、その例なり。猶、これを列擧すれば、史部、書部は文筆書事を司り、内藏、大藏は藏部を率ゐて貢賦の出納を管し、船長は船賦を録し、山部は山林を檢し、田部は田屯を耕し、海部は魚類を貢し、膳、大伴部は割烹を調へ、飼部、鳥養部、鷹、甘部、犬飼部は鳥獸を飼養し、弓削部、矢作部、楯縫部は武器を製し、織部、服部、衣縫部は織縫を司り、木工石作、鍛部、漆部等は、各、その職を以て奉仕するの類、數ふるに遑あらざるべし。但し、これ等の各部は世運の進歩に伴ひて漸次増置せられしもの多きことは論をまたざるなり。これを要するに、この時代の政治は、これ等の各部の長たる臣連伴造が、各、その部曲の民を率ゐ、その世襲の職を以て、朝廷に奉仕するによりて行はれしものにして、この時に當りては、氏族と官職とは一にして二ならざりしなり。後の學者は

カバネ政治と名づくる所以

これを名づけて族制政治ともカバネ政治ともいへり。

第八章 韓土内附

上代の韓國

今の韓國の地は、僅かに一葦帶水を隔て、我が國と相對せるを

以て、日韓兩國の交通は、既に神代の時より開け居りし形跡あること、前に述べたり。韓國は古來、朝鮮といふ。太古、檀氏の朝鮮を開きしことは、傳説區々にして、これを詳にすること能はず。支那に於いて、殷の亡びたる時、箕子、朝鮮に避けて國を建てたるが、その地は今の韓國の地に非らずして、清國盛京省の遼河の流域なるべし。箕子の裔相傳ふること九百餘年にして、箕準に至り、燕人衛滿の爲めに逐はれぬ。されど、滿の孫右渠、稍、驕傲にして政亂れ、國人背きしかば、漢、武帝は、これを滅してその地を取り、樂浪、臨屯、玄菟、真蕃の四郡を置けり。而して、樂浪は漢江より鴨綠江に至る一帯の地、臨屯は今の江原道、玄菟は今の咸鏡道、真蕃は今の平安道の東北部なれば、漢は今の韓國の西北部を領せしなり。この時に當り、半島の東南部なる京畿、全羅、忠清、慶尙の四道の地には、馬韓、辰韓、辨韓の三國あり、馬韓最も強大なりき。韓史には、これを三韓といふ。然るに、前漢の末に至り、朴赫居世、辰韓より出て、新羅國を立て、朱蒙は扶

檀氏の朝鮮

箕子の朝鮮

衛滿朝鮮を取

漢の四郡

三韓

三國
 餘より起りて、高麗國を古朝鮮の地に創め、朱蒙の子溫祚は馬韓の一部を取りて百濟國を立てしより、前三韓の故地は、概ね新羅、百濟の有となり、古朝鮮の地は高麗に歸せり。新羅、高麗、百濟の三國は、彼の國にては、これを三國と稱し、我が邦の古史には三韓といへり。

加羅國

加羅の使者蘇那曷叱智の來朝

任那日本府の起源
任那の名稱の起源

任那の服屬　かくの如く、三國の昇立せる時に當りて、新羅の西南に加羅あり、駕洛とも加耶ともいひ、數多の小國より成りけるが、これ等の諸國は、地を新羅と接せるを以て、常にその攻伐をうけたりき。我が古史によれば、崇神天皇の六十五年、加羅の使者蘇那曷叱智來朝し、請ひまつりて曰く、我が邦の東北に三己汝の地あり、地廣く民豊かなれども、常に新羅と相争ひ、民安んぜず、願はくは、この地を以て貴國の部と爲し、將軍を遣はして治めしめ給はんことをと。天皇、これを聽こしめされ、彦國菴命、孝昭天皇の孫鹽乘津彦を遣りて、その國を鎮せしめ給へり。鹽乘津彦は彼の地に留まりて任那宰となり、その裔吉士を氏とせり。吉士は加羅の方言にて宰の意なり。任那は加羅の改稱なり。一説によれば、加羅使節の來朝は垂仁天皇の初年にあり、天皇は、使者の來ること遅くして先帝崇神天皇の御世に遭はざりしを惜まれ、先帝の御名御間城に因みて、任那の國名を賜ふとなせり。これ、加羅國改稱の理由を説明する傳説なれど、使

者來朝の時を垂仁天皇の御代とせるは諸書と合はざれば、從ふ可からず。鹽乘津彦の渡韓は後の任那日本府の起源にして、その後裔は、世、この地を治めて我が國の附庸となりたり。されど、新羅の強暴は、その後も益、甚だしきを加へしと見え、神功神后の親征を煩はすに至りしなり。

武内宿禰の大
臣と大伴武以
の大連
大臣大連の本
義

朝政を司る諸
家の隆替

大臣及び大連の創置　成務天皇の次ぎには、日本武尊の御子仲哀天皇、皇位を履みたまへり。成務天皇の朝、武内宿禰を以て大臣となしたまひしが、仲哀天皇の御世には、更に大伴武以の子を以て大連となし給ひき。これを大臣及び大連の初めとなす。この大臣といひ大連といふは、大臣は臣姓諸族の統領、大連は連姓諸族の統領にして、各、その同姓の諸族を率ゐて朝廷に仕へまつり、且つ、その族中の賞罰命令を行ふといふが、氏族制度の本義なれども、より、朝廷に勢力あればこそ、大臣となり、大連となりしものなれば、朝廷の政務に參すること、後世の左右大臣の如くなれるなり。初め神武天皇の御時には、中臣、齋部の二氏は祭祀と政務とを司り、大伴、久米、物部の三氏は、軍事を掌りて朝廷にならび立ちしが、各家隆替無きこと能はず、殊に朝廷の政治は當時最も勢力ある家に歸するは免る可からざる勢なれば、中臣、齋部の二氏はいつしか祭祀を專職とするに至りたると覺しく、大伴氏はこれに反して、

大連家

大臣家

武日タケヒが景行天皇の朝に武功をたてしより勢を得、久米部をも併せ領するに至り、その子武以に至り遂に大連となりしなり。而して、久米氏はこれが爲に衰へたれど、物部氏は後に勢を得、履仲天皇の朝には伊弉弗イサフは大連となり、雄略天皇の朝よりは大伴物部兩氏ならびて大連となるに至れるなり。これを大連また始めて大臣となれる武内宿禰は孝元天皇の皇孫屋主忍男武雄心命の子にして、景行天皇の朝棟梁の臣となりしより朝廷に勢あり、こゝに至りて大臣に任ぜられしが、仁徳天皇の御世まで職に在り、長壽を以て名ある人なり。されば、その子孫もまた勢力を得、大臣はこの家の世襲となり、その裔なる平群、巨勢、蘇我の三氏は相つぎて、この職に任ぜられたりき。家と稱す。大臣而して、雄略天皇の朝、平群、眞鳥、大臣たり、大伴室屋と物部目とが大連となりしより後は、大臣は武内宿禰の裔より一人、大連は大伴物部二氏より一人づゝ朝廷にならぶを以て常とせり。

熊襲また反す

仲哀天皇の親征及び崩御

熊襲の反 景行天皇の御世に、一たび平定せられたる九州の熊襲は、仲哀天皇の朝に至り、新羅の後援を得て再び反を爲せり。天皇、皇后息長足姫尊オキナガタリシメノミコト神功と共に越の角鹿ツノカ越前エノのに行幸し、筒飯宮ツツイミヤに駐紮ありしが、こゝに於て紀伊に行幸して兵を集め、徳勒津宮トクニミヤ紀の川の河口を發して、穴門アナド長門ナガトの向ひ、皇后を角鹿より迎へて、豊浦宮トヨウラミヤ長門の豊浦

新羅熊襲を煽動す

神功皇后の親征

新羅王の降参及び朝貢

にいませり。かくて、八年正月に至り、天皇熊襲を親征せんとし給ひ、先づ岡浦オカノラ遠賀郡に進み、ついで儼縣オノ同國那ナに至り、輦コトを橿日宮タカヒミヤ香椎カサヅキに駐めて、軍事を議したまひぬ。時に皇后神教を得て、天皇にいひて曰く、先づ新羅を征せば、熊襲自ら服せんと。然れども、天皇、聽がずして、熊襲を征したまひ、利あらずして、遂に崩御ましましき。時に九年二月なり。

新羅征討 皇后息長足姫尊オキナガタリシメノミコト神功皇后は開化天皇四世の孫息長宿禰王の御女にいまし、母を葛城高類媛カサキタカノカミといひ、新羅王子天日槍五世の孫なれば、母方の關係より夙に韓國の事情に通じたまへるなるべし。而して新羅はこの頃益々勢あり、日本が鎮將を遣りて、その敵國たる任那を援けたるを怨み、熊襲を煽動して亂を起さしめしものなるべく、皇后はこれを知りたまへるを以て、先きに新羅征伐を主張したまへるならん。天皇、崩じ給ふに及び、皇后は大臣武内宿禰と謀り、天皇の喪を秘して發せず、先づ別將鴨別カモワケをして熊襲をうちて、これを平定せしめたまひ、遂に大舉して新羅を親征したまへり。皇后、先づ男装を爲し、舟師を率ゐて對馬の和珥津ニギハヤヒ上縣郡ウヘノに至り、更に順風に乗じて新羅に達し、鼓吹して進軍せしめたまひしに、その王波沙寐錦ハサメノキ大に畏れて直に出て、降り、今より以後永く外藩となり、年ごとに貢を上つる可く、太陽西よ

り出て、鴨綠河逆流し、河石昇りて星となるも、この約を破らじと誓ひまつりぬ、皇后すなはち王の罪をゆるし、大矢田宿禰をとどめて新羅宰となして、凱旋したまへり。新羅王はこの時人質を我が朝廷に出だし、且つ金銀布帛八十船を貢ぎたてまつりければ、爾後八十船を以て新羅の歳貢額と定めぬ、八十船はヤソフネにして、數多の船の義なるべし。古史に、この時百濟高麗の二國もまた我が國に降りりとするは誤りにして、後年の事を併記せるものなるべし。

藤坂忍熊二皇子の亂

攝政の初め

神功皇后を皇代に加ふる説とその反對説

神功皇后の攝政 皇后出征の時、既に身みたまひしが、筑紫に還るの後、譽田別皇子を挙げたまへり。時に、皇子の庶兄なる藤坂皇子と忍熊皇子とは、譽田別皇子の位に即かんことをおそれ、兵を舉げて途に皇后を要せんとせしが、藤坂皇子は菟餓野西成郡に狩して赤猪の爲めにかみ殺され、忍熊皇子は、皇后の兵と菟道宇治の戦ひて敗れ、瀬田濟江に投じて薨去ありき。譽田別皇子、幼なるを以て、皇后、これより朝に臨み政を攝したまふこと六十九年に及びたまへり。これ、我が國の攝政の始めにして、後、皇后に諡して神功皇后といふ。日本書紀には神功皇后を帝紀に列したれども、古事記には皇后の攝政遷都を記さず、仲哀天皇の次ぎに、直に應神天皇を置けり。大日本史は古事記によりて皇代の中に加へず、後の史家も、概ねこれに倣へり。現

行の尋常小學日本歴史卷一の附録御歷代表に、皇后を御歷代の中に加へ、攝政と註記せるは、日本書紀に據りたるなるべし。

百濟及び高麗の朝貢 神功皇后攝政の四十六年、斯摩宿禰卓淳國任那の内にに

百濟の朝貢

至りし時、百濟が前年、我が國に朝貢せんと欲し、使者を發せしが、その使者卓淳國に至り、大船無くして通ずるを得ざりしと聞き、從者を百濟に遣はし、その王宵古

近宵大に喜び、翌年、使節を我が邦に遣はし、貢獻の例を開き、我が附庸となれり。但し、

高麗の朝貢

高麗に至りては、その我が國に臣屬せしこと、史上に明文無し。その國人來朝のことは、應神天皇即位の七年を初めとし、同じ二十八年には、その國の使來りて朝貢せし

も、その表文には、高麗王日本國王に教ふとありたり。以て、その不遜の狀を見るべし。

蓋し、高麗の地は韓國の北部にして、最も僻遠なれば、我が國との關係は、新羅百濟と

は自ら異なるものありしならん。

文教の傳來 神功皇后崩御の後、皇太子譽田別皇子皇位に即き、給へり。これを

應神天皇の政

應神天皇となす。天皇御心を民政に用ひ、海人部山部を定めて山海の政を司らしめ、

伊豆國に命じて大船を作らしめ、數多の池溝を開きて、灌漑の便をはかり給ひし等、

治蹟甚だ多し。支那の文教の始めて我が邦に傳來せるも、またこの御代にして、事は、

阿直岐の來朝

王仁の來朝と漢籍の傳來

弓月君及び阿知使主の歸化

織工縫工鍛工釀酒等の來朝

參考國史綱

四二

即位の十五年百濟王阿花が阿直岐を遣はして良馬を貢獻せるに起りぬ。時に阿直岐、漢文學に長ぜしかば、天皇は菟道稚郎子皇子をしてこれに就きて學ばしめ、また阿直岐に問ひ給ひて、百濟には王仁と名づくる博士あるを知らしめし、使をやりてこれを召し給へり。翌十六年二月王仁來朝し論語十卷、千字文一卷を獻じぬ。これを我が朝廷に漢學あるの始めとす。而して、稚郎子皇子は、これより王仁に師事し博く典籍に通じたまへり。されば、同じ二十八年に高麗王の上つれる表文に、高麗王、日本國王に教ふとありし前節に、皇子はこれを讀みて、大に怒り、その使者を責め、且つその表書を破棄したまひしといふ。

歸化人 王仁、阿直岐の二人は、我が國に歸化し、その裔孫は文事を以て朝廷に仕へまつりしが、この朝には、この外にも、支那人及び韓土人の本邦に投歸せるもの甚だ多かりき。就中この帝の十六年には、秦の始皇帝の裔と稱する弓月君融通王とは百二十七縣の民を率ゐて百濟より歸化し、二十年には後漢の靈帝の後といへる阿知使主はその子都加使主と共に十七縣の民を從へて投歸せるが如きは、多數の支那人の歸化せるものなり。而して、支那韓土の工藝技術を輸入せるは、十四年に、縫衣女工、眞毛津を百濟より貢し、十六年王仁來朝の時には、韓鍛の祖卓素、吳服の西素、釀

酒の仁番等從ひて來り、三十七年には、阿知使主父子は、朝命によりて吳に航し、工女エニ、媛ヒメ、弟媛ヒメノイモ、吳織ウヰ、穴織アナヰ等を伴ひて歸れる等のことあり。吳はクレにして日暮の義なり、日本が日出の國たるに對する稱なれば、廣く西方の國々を指し、支那の江南にありし國名なる吳の字を填用し、後には、吳の舊地に起れる南朝をも吳と稱せるなり。猶これ等の歸化人の持ち來れる工藝のことは後章に併述すべし。

大陸との交通

今、我が國と大陸との交通の事を考ふるに、支那との交通の事は、彼の國の史書には早くより所見あれど、我が古史にはその傳説を載せざれば、こは我が朝廷との交通にはあらずして、當時九州地方に割據せる土豪等が私に彼の國と通ぜるものありて、その事蹟が彼の書に載せられたるものにして、その書に倭とあるは、當時は我が九州地方を概稱せるものなり。後漢書に光武帝が委奴國王に金印を賜はれることを記載あり、その金印は徳川時代天明四年に至り筑前國那珂郡志賀島の土中より發掘せられ、印文に「漢委奴國王」とありたり。學者はこの印文の讀み方に就きて種々の説を立てたれど、これを「漢の倭倭の略字の奴の國王」と讀み、奴は後の饑縣ウツガタの地にして那珂郡の地方にありし國ならんとする説最も信ずべし。また三國志に倭女王卑彌呼の魏に朝貢せしことを記せるを、舊説には誤りて神功皇后な

九州土豪の私交

委奴國王の金印

女王卑彌呼

第二期 上古 第八章 韓土内附

四三

支那の文化先づ九州に入る

らんとしたれど、こは日本書紀の紀年に誤差あることを知らざるに出でし説にして取るに足らず、卑彌呼もまた當時九州地方に勢力ありし土豪に過ぎざるなり。要するに、支那は先づ我が九州地方と交通を開きしものにして、我が朝廷が支那と關係を生ぜしは、少しく後の時代にありたり。されば、支那の文化は、早くより、直接に九州地方に傳はりしものなるべけれど、朝廷にては、初めこれを間接に韓土より傳へ、直接、その本國なる支那より傳ふるに至りしは、後のことなり。

第九章 仁德天皇と雄略天皇

兄弟皇位を相譲ること三年

大山守皇子の反

菟道稚郎子皇子の辭讓 應神天皇は稚郎子皇子の賢明なるを愛し、立て、皇太子となしたまへり。然るに天皇崩御の後、皇太子は位を御兄大鶴鶉尊に譲りて即位したまはず、大鶴鶉尊もまたこれを肯んぜざるもの三年に及びたまひき。大鶴鶉尊は皇后仲姫の生みたまふ所なるに、稚郎子皇子の母は寵姫宮主宅媛なれば、庶弟を以て嫡長に超ゆるを憚り給ひたるにて、皇子が王仁につきて修めたまへる支那流の思想が直ちに事實となりて顯はれたるなり。而して、二皇子互に位を相讓る間に、庶兄大山守皇子は、位を奪はんとし反をり圖ければ、太子は計を設けてこれを

稚郎子皇子の自刃

人烟の稀少なるを見て課役を免ず

君は民を以て本となす

仁禽獸に及ぶ

殺したまひき。かくて太子は大鶴鶉尊の志遂に奪ふ可からざるを知り給ひ、菟道治にて自殺したまひぬ。大鶴鶉尊は止むなく位に即きたまへり。これを仁德天皇となす。

仁德天皇の仁政 仁德天皇は難波大坂のに都し、高津宮に居たまへり。天皇即位の四年高臺に上りて遠望し、炊烟の稀少なるを見そなはして、民の貧しきを知ろしめし、勅して民の課役を免じ供御を節したまふこと三年に及びたまひぬ。こゝに於て、天皇再び高臺に上り給ひしに、烟氣多く起りしかば、朕富めりと仰せ給へり。皇后磐之媛、武内宿禰の孫怪みて、宮殿破れ雨露をだに、淺ぐに足らざるに、何故に富めりとは宣ふやと、問ひまつりしに、天皇答へて、君は民を以て本となすものなれば、民の富めるは、即ち、朕の富めるなりと勅ありしとぞ。時に、百姓調を上つりて宮殿を修めんことを請ひまつりしも、天皇はこれを許したまはず、更に三年を経たる後、始めて調役を課して宮殿を造らしめたまひしに、百姓等老幼相携へて來り集り、日となく、夜となく、業に従ひしかば、幾くもなくして、成功せりといふ。或る年の夏天、皇每夕皇后八田皇女、稚郎子皇子の妹にして、共に高臺に納涼し、菟餓野に鳴く鹿の聲を聞くを樂み給ひけり。然るに、一夕鹿の鳴かざりしかば、これを怪みたまひしに、翌日猪名縣の

佐伯部より鹿を獻じたてまつれり。天皇、その鹿を菟餓野にて獲たるを知り給ひ、佐伯部を惡み、これを移して安藝の淳田に置きたまへりといふ。仁、禽獸に及ぶとはこれ等をこそ云ふ可けれ。天皇はまた心を農事に盡し、民利を謀りたまひ、溝渠をうちて舟楫に便し、道路を修め橋梁を架して交通に利し、堤防を築きて汎濫に供へ、池溝を穿ちて灌漑に便にしたまへり。後世、この天皇を聖帝とたゞへまつるも、誠に故あるなり。天皇、生前に壽陵を百舌鳥野和泉國にありに修めたまひ、その高大なること、歴代の諸陵に冠たり。かゝる盛徳ありてこそ、かくの如き大土木をも起すことを得たまへるなるべけれ。

姓氏の糺定

仁徳天皇の次ぎには、履中、反正、允恭の三帝、兄弟を以て位を相及ぼしたまへり。皆仁徳天皇の皇子にして、誓之媛の出なり。皇位を兄弟相及ぼすはこれを始めとす。この頃、姓氏の混亂甚だしく、或は賤族にして貴姓を冒し、或は誤りて本來の姓氏を失ふものあり。允恭天皇四年、これを糺さんと欲し、詔して、群臣を味樞味樞丘の盟神、郡飛鳥村大和國武市に會して盟神探湯探湯を行はしめ給へり。盟神探湯とは、湯を沸騰し、手を以て釜中を探らしむるの法にして、詐れる者は、その手傷き、正しき者は傷かずといふ。されば、このとき、姓氏を詐れるものは、みな畏れて探湯せざりしかば、正偽、自

廣大なる壽陵

姓氏の紊亂

味樞丘の盟神探湯

ら判明し、姓氏の混亂を糺すことを得たりき。

蠶織業の進歩

允恭天皇崩じて皇子安康天皇つぎたまひ、その次ぎには皇弟雄略天皇即位ありき。雄略天皇は御心を蠶織の發達にそゝぎ、后妃をして親しく蠶を養はしめたまへり。天皇かつて侍臣螺贏螺贏を賜はしめ給へり。螺贏は數多の小兒を集め來りて天皇に獻じたてまつれり。當時蠶を單にコといへり、今カヒコといふは、飼フ所ノコノコの意なるなり。されば螺贏は蠶を兒と誤解したりしなり。時に天皇、大に笑はせたまひ、螺贏に命じて、悉くその小兒を養育せしめ、且つこれに少子部連少子部連といふ姓を賜はりしとぞ。天皇は又屢、使を吳に遣りて漢織、吳織の織工縫工を求めしめ給へり。漢織は漢の國の織縫、吳織は吳の國の織縫の意にして、吳は支那の南部を指すに對して、漢はその北部を指し、南北にてその方法に差異ありしと見ゆ。應神天皇の朝に弓月君が從へ來れる民衆は、仁徳天皇の朝に至り、諸國に分置せされ、養蠶機織を司り、弓月君の子普洞王浦東君は、秦氏を賜はりしが、普洞王の子酒公はこの天皇天皇に寵せられたり。天皇は、酒公の請ひにまかせ、諸國に分散せる秦氏の部屬を集めしめ、九十二部一萬八千餘人を得たまひ、これに命じて、蠶を養ひ機を織りて貢上せしめたまへり。時にその貢上せる絹布は積みて堆カマカくなりしか

后妃に命じて蠶を養はしむ

侍臣螺贏少子部の姓を賜は

漢織吳織を吳より召す

秦氏の繁榮

大秦の字義

ば、太秦の號を酒公にたまひたりき。天皇は崩御に臨み、朝野の衣冠の未だ鮮麗ならざることを恨む旨を遺詔し給ひし程なれば、専ら御心を蠶織のことに勞したまへるを知るべし。

神物官物共に齋藏に納む

内藏の創設

大藏の創建と三藏の別

三藏の由來 太古神授の鏡劍を殿中に安置して政を執りたまひし時には、神物と官物とを分たずして共に齋藏に納めたまひしが、その遺習は鏡劍遷徙の後も及びたりき。然るに履中天皇の朝に至り、三韓の貢物多くして庫内に充積せしを以て、新に内藏を齋藏の傍にたて、官物を分ちてこれに藏め、因りて藏部を置き、阿知使主及び王仁をしてその出納を記録せしめ給へり。而して、雄略天皇の御時に及びては、秦氏の貢獻によりて内藏もまた充満せること、右の如くなりしかば、更に八丈の大藏を建てしめたまひぬ。こゝに於て始めて三藏の別あり、神物は齋藏に、皇室の用度は内藏に、政府の物品は大藏に收むるの制となれり。この時武内宿禰の裔なる蘇我滿智は、専ら三藏を檢校することを命ぜられ、秦漢人の裔をして、その出納を記録せしめたまへり。

豐受大神を伊勢に遷し記る

伊勢の外宮

雄略天皇二十二年、使を丹波の與佐郡真名井原今丹波に遺り、豐受大神を迎へて伊勢の度會郡の山田原の新宮に祀らしめ給へり。これを今の伊

外宮と内宮とは同等の神に非ず

勢外宮とす。古事記に豐受大神を稚産靈神の子と爲し、稚産靈神は日本書紀に五穀及び蠶桑を司る神なりと記するを見れば、豐受大神は農業衣食の神にして、之を尊崇するは、農業を貴ぶ國柄として至當の事なれど、後にこの宮を外宮と稱し、天照大神の宮を内宮とし、合せて兩所皇太神宮といひて、天照大神と同等の神の如くするに至れるは、外宮の神官等が己の奉仕する神を尊くしまつらんとせるに起れるものにして、誠に謂はれなきことなり。

幡梭姫皇后

雄略天皇の皇后草香幡梭皇女は、仁德天皇の皇女にいませり。皇女は初め履中天皇の皇后にましまししを、天皇の崩後、雄略天皇未だ位に上らざりし時、納れて妃となしたまひ、即位の後、立て、皇后となしたまへるなり。雄略天皇、性勇武に過ぎたまひ、臣下の少しく御意に違ふものあれば、これを誅して顧みたまはざりき。天皇嘗て葛城山に獵し給ひし時、野猪突き來りて御前に近づきければ、天皇は、舍人に命じて、これを殺さしめたまひぬ。然るに舍人は懼れてこれを避けしかば、天皇は親く野猪を殺したまひ、獵終るの後、舍人の怯懦を惡みて、これを斬らんとしたまへり。時に皇后は獸の故を以て人を殺すの不可なるを以て、諫めまつりしに、天皇、これを嘉納したまひ、歸途、皇后と同車するに當り、これに仰せたまはく、獵する

皇后天皇を諫む

ものは、鳥獸を獲るのみなるに、今、朕は善言を得て歸るなり」と。皇后は屢、溫言を以て、天皇を諫めまつりしに、天皇も善くこれを容れたまひ、殊に晩年には御心を政に留め給ひければ、天下能く治まりたりき。

顯宗天皇の即位 雄略天皇の次ぎには皇子清寧天皇立ち給ひしが、天皇には

億計弘計二王
を迎ふ
市邊押磐皇子
の不遇

皇子いまさざりしかば、履中天皇の皇孫億計王、弘計王を播磨より迎へ、億計王を立て、皇太子となし給へり。初、仁徳天皇の皇子なる履中、反正、允恭の三帝は兄弟を以て位を相及ぼし給ひしかば、履中天皇の皇子なる市邊押磐皇子は、身、正嫡にありといへども位に上ることを得ざりき。安康天皇これを憐み皇子を以て太子となさんとあぼし、に、果さずして崩じたまひしかば、次ぎの帝雄略天皇はこれを喜ばずして皇子を狩獵に誘ひて、伴りて射殺さしめき。時に皇子の二子億計王、弘計王はなほ幼にして、從者に扶けられて丹波に逃れ、後播磨に入り、丹波小子と稱して、縮見屯倉首なる忍海部細目縮見屯倉は美の家に僕となりたまひしが、偶、播磨國司伊與來目部小楯、細目の家に宿り、宴を開けることありしに、酒酣にして、弘計王、起ちて舞ひ歌を作りて、貴種たるを告げ給ひき。小楯、大に驚きて、これを朝廷に奏聞せしかば、二王は遂に迎へられたるなり。清寧天皇崩ずるに及び、太子億計王は、弟弘計王が貴種

弘計王貴種を
顯彰す

飯豐青皇女の
攝政

大連大伴金村
皇嗣を隱す
男大迹王を越
より迎ふ

を顯彰せる功を思ひて、これに譲りて即位したまはざりしかば、二王の姉飯豐青皇女、政を攝したまへり。青皇女の薨後、弘計王先づ位につきて顯宗天皇といひ、億計王はその太子となりしが、天皇の崩ずるに及び即位して、仁賢天皇となりたまひき。

繼體天皇の即位 仁賢天皇の皇子武烈天皇もまた嗣無く、且つ皇親の位に即く可きものなし。大連大伴金村、議を立て、仲哀天皇五世の孫倭彥王を丹波より迎へんとせしも、王は懼れて山中に逃れ給ひしかば、更に應神天皇五世の裔男大迹王を越の高向邑越前國坂井郡高椋村より迎へて、位に即けたてまつりぬ。これを繼體天皇といふ。繼體天皇の次ぎには皇子安閑、宣化、欽明の三帝、兄弟を以て位を相承けたまへり。

第十章 韓土傳來の工藝文物

漢文學 我が國古來文字無く、そのあるは漢字の傳來に起れり。九州の土豪は早く支那と通ぜしかば、漢文學は先づこの地方に傳はりしならんも、我が朝廷にこれあるは、應神天皇の朝に王仁、阿直岐の百濟より來れるを始めとすべし。この朝には、また阿知使主、その子都賀使主もまた歸化せり。王仁の裔は河内に居りて西文首カハチフミノオホトといひ、阿知使主の後は大和に居り東文首ヤマトノフミノオホトと稱し、史官となり博士となりて祖業を傳

東西文氏

史及び藏部

五經博士

王辰爾

へぬ。かくて履中天皇の朝に至りて、史を諸國に置き、言事を録せしめ、又、内藏を立て、官物を分け納め、藏部を置きてその出納を記さしめ給へり。藏部は東西文氏の職なり。繼體天皇の朝、百濟は五經博士段揚爾を上つり、是より常に博士を貢して逐年交代せしめたり。五經とは詩、書、易、禮、春秋をいふ。又、應神天皇の朝に歸化せる百濟の仇首王の孫辰孫王の裔なる王辰爾は、欽明天皇の朝に船長となりて船賦を檢し、船史の姓を賜はり、辰爾の姪膽津は白猪田部の戸籍を檢して白猪史の姓を賜はれり。辰爾、奇智あり、嘗て高麗の表文の鳥羽に記せる者を解して、名を得たりき。要するに、當時我が國の學問は、是等の歸化人の指導によりて開發せられたるなり。

醫術

我が國の醫術は神代に起りしも、未だ發達するに至らざりき。允恭天皇の足疾に罹り給ひしとき、醫師を新羅より召したまへるは、韓土醫方を用ふるの始めなり。欽明天皇の朝、百濟より醫博士及び採藥師を貢し、前に貢せる所と代へたるを見れば、これより先き、百濟は常に醫師及び採藥師を貢せるものなるべし。この朝には梁武帝の奇智聰は醫藥の書を齎らして歸化せり。こゝに於て、支那の醫術は直接我が邦に輸入せられぬ。

曆學

欽明天皇の朝、百濟に勅して曆博士を交代して貢進せしめ、且つ曆本を獻

曆學の傳來

韓土の書法

漢土の書法

韓土の樂人

百濟及び吳の縫織工
支那の織法

ぜしめたまひしに、翌年曆博士王保孫なるもの來朝しぬ。これを本邦に曆學あるの始めとなす。然れども、曆を本邦にて製して、これを頒ちしは、推古天皇の朝、百濟の僧觀勒の來朝後にあり。第十三章に詳にすべし。

繪畫と音樂

我が國の繪畫は太古見るべきもの無かりしが、雄略天皇の朝、畫師因斯羅我、百濟より來りて、その書法を傳ふるに及び韓土の書法始めて傳來せり。また、この朝に歸化せる魏の文帝の裔安貴公の子辰貴は書をよくし、武烈天皇の朝、首姓を賜はりたり。これ、倭畫師大崗忌寸氏の祖にして、その裔は繪畫を以て朝廷に仕へまつりしなり。音樂の韓土より入れるは、允恭天皇崩御の時、新羅の樂人八十人來りて哀を擧げしを初見とす。欽明天皇の朝、百濟より樂人を貢し、前に貢せる所と交代せしめしを見れば、百濟の樂人はこれより先きに渡り居りしことを知るべし。

縫織工

應神天皇の朝には縫衣の女工、百濟より來り、織工兄媛、弟媛、吳織、穴織の四女は、吳より來り、雄略天皇の朝には百濟は更に新漢錦部定安那を貢し、支那の織法を傳へ、錦綾の類を織り出だせり。而して、秦氏の蠶桑機織を司りしことは前に述べたれば再びいはず。縫織の業は、雄略天皇の朝より、さわだちて盛になりしことと

韓土の木工

韓土の鍛工

韓土の陶工と
革工

見えたり。

其の他の工業

應神天皇の朝、諸國より貢上せしめ給へる船五百隻、武庫港（兵）に集まりしに、偶、火を新羅の調貢船より發し、これを焼き盡し、かば、新羅はその償ひとして木工を貢して船を作らしめたてまつれり。これ、韓土木工の傳來の初にして、その木工等は、津國（津）の猪名（猪）に置かれて、猪名部と呼ばれたり。この朝、鍛工、卓素、百濟より來り、韓土の鍛法を傳ふ。これを韓鍛（韓）と稱し、本邦固有の鍛工を倭鍛（倭）となづけ、これと分てり。又陶工、新漢陶部（新漢）高貴（高貴）は、雄略天皇の朝、百濟より來り、革工、須流（須流）、奴流（奴流）は、仁賢天皇の朝、高麗より來りて、各、その國の工法を傳へたり。大寶の制に、大藏省に、狛部（狛部）を置き、革類を染作することを司らしめしは、高麗より傳來せる革工の部族を狛部と稱し、それが後世まで遺れるを證するものなり。これを要するに、支那及び韓土の文明は、この數代の間、續々我が國に傳來せしかば、我が文化は一時に進歩したりしや明かなりとす。

第十一章 韓土の變遷

新羅屢叛く

韓土内附以來、その文物技藝傳來して、我が文化を導き國力を増

三韓相攻伐す

葛城襲津彦
新羅を討つ

荒田別鹿我別
新羅を討つ

進せしと雖も、韓土の地たるや、前に述べし如く小國の割據する所なれば、互に相攻伐して止まず、その我が國に朝貢せるも、徳化を慕ふにあらずして、強援を得んとせるに外ならざるなり。高麗は、その地支那に接し、我が國に遠きを以て、關係最も薄し。新羅は最も我が國に近けれど、叛服常なく、信用するに足らず。百濟は、新羅の信を失へるに乘じて、我が歡心を買ひ、以て、我が援護を得んと欲し、我が國に對して最も忠實なりき。初め新羅王の神功皇后に降服せし時、王は王子微叱（微叱）許智（許智）を我れに質としたりしが、皇后攝政の五年、使を遣はして、王子の歸國を請ひたてまつりぬ。皇后これを許し、葛城襲津彦（葛城襲津彦）をして王子を送らしめしに、新羅の使者は、途にして王子を逃れ去らしめたり。襲津彦怒りて新羅を攻め、草羅城（草羅城）を抜き、捕虜を得て還れり。同じ四十七年、百濟の使者の始めて入朝するや、新羅の使者も、共に來り、途にして己が國の貢物と百濟の貢物とを換へたりき。朝廷、これを知りて、新羅の罪を問ひ、荒田別鹿我別（荒田別鹿我別）を遣り、兵を百濟と合せて新羅を征せしめぬ。二將比自林（比自林）、南加羅（南加羅）、安羅多羅（安羅多羅）、卓淳（卓淳）、加羅の七國を平らげて、任那日本府に隸せしめ、西して、右奚津（右奚津）に至り、南蠻の枕彌（枕彌）、多禮（多禮）の二城を取り、これを百濟に與へたり。而して、同じ六十二年に至り、新羅朝貢せざりしかば、葛城襲津彦をしてこれを征せしめしが、仁徳天皇の時にも屢、朝貢を缺け

上毛野君田道
新羅を討つ

参考國史綱

五六

り。天皇すなはち上毛野君竹葉瀬をしてこれを責めしめ、また兵を竹葉瀬の弟田道に授けてこれを討たしめたまひしに、田道は、新羅軍を破り四道の民を虜にして歸れり。

吉備上道臣田狹及び紀大磐の叛

雄略天皇の七年、吉備上道臣田狹を

任那國司田狹
叛す

樟媛大義を重
んず

紀小弓蘇我韓
子等新羅を討

紀大磐の叛

以て任那の國司となしぬ。時に田狹、天皇を怨みたてまつることあり、新羅の援を借りて任那に據りて反せり。天皇、田狹の子弟君等をして、これを討たしめしに、弟君は田狹と通じ百濟によりて反せしかば、弟君の妻樟媛は君臣の大義を重じ、夫を殺して歸國しぬ。この時新羅は久しく我が國に朝貢せざりければ、皇師の至らんことを恐れて高麗と結べり。然るに、幾くもなくして兩國の間に隙あり、新羅は救を任那の日本府に求め、其援兵を得て高麗と戦ひぬ。然れども、新羅は我が恩を忘れてまた朝貢を缺きければ、雄略天皇はこれを親征せんとし給ひしも、神誨によりて果し給はず。紀小弓、蘇我韓子の子、大伴談の子等をして新羅を征せしめ給ひき。この時、我が軍、初めは大に敵を破りしが、談は戦歿し小弓は病死するに及び、諸將和せずして空しく師を班し、小弓の子大磐のみは任那に止まれり。後、顯宗天皇の朝に至り、大磐は任那によりて朝命に抗し、百濟の軍と戦ひ敗れて歸國したりき。

高麗百濟を伐

高麗の強大

この時高麗は、勢日に盛にして、韓土を併吞せんとするの概あり。

雄略天皇十九年、その王璉は百濟を攻め、王加須利君を殺しぬ。天皇、加須利君の弟汝洲を立て、王となし、熊津の地を興へてその國を復興せしめ、これより歴代、保護を加へたまへり。

大連大伴金村の失策

繼體天皇六年、百濟の武寧王、使を遣はして任那日本

大伴金村任那
の四縣を割き
て百濟に與ふ

物部麤鹿火の
妻先見の明あ

大伴氏衰勢の
源因

府の有せる。上、哆利、下、哆利、婆陀、牟婁の四縣を請ひぬ。哆唎國守穗積臣押山、百濟の爲に奏すらく、彼の四縣は百濟に近くして、日本府に遠ければ、これを百濟に賜はらば、甚だ便なりと。時に大連大伴金村は擁立の功ありて朝に勢あり、直にこの議に賛せしかば、天皇もこれを許し給へり。大連物部麤鹿火、宣勅使を命ぜられ、四縣分與の事を百濟の使者に告げんとせしに、その妻、これを非とし、夫を諫め病と稱して行かしめざりしかば、朝廷にては別に宣勅使を命じたりき。麤鹿火の妻が、これを以て失計となし、は先見の明ありといふ可く、これより韓半島に於ける我が勢威は俄に衰へたりき。而して、この時、金村と押山とは百濟の賄をうけて事を決せりとの世評あり。後に欽明天皇の朝に、金村はこの件に就きて、天皇の御前にて大連物部尾與の爲に面責せられしに、大に懼れ病と稱して久しく朝せざりき。而して大伴氏の勢、これ

伴波我が國に備ふ

新羅任那を侵す

筑紫國造磐井新羅に通じて叛す

近江臣毛野の失政

大伴磐及び狭手彦任那を救ふ

より、振はずなりしも、是非なき次第なり。

筑紫國造磐井の叛

百濟は四縣の地を得たる翌年、奏して、伴波の爲に侵されたる己汝帶沙の地を還さしめらんことを乞ひぬ。朝廷、これを許し、伴波の使者來りて己紋の地を請ふも許さざりければ、伴波はこれを怨み、城を築きて我に備へ、我が使者を劫かせり。この時、新羅もまた叛きて任那を侵しぬ。二十一年、天皇繼體朝廷、近江臣毛野に命じて兵六萬を率ゐて往きて征せしむ。この時、筑紫國造磐井、異志を抱き、新羅の賄をうけ、火國肥前豊國豊後に據りて叛し、毛野の軍を遮り、また韓土よりの貢船を掠めたり。こゝに於て、大連物部麤鹿火、勅をうけて、これを伐ち、磐井と御井後筑國御に戰ひて、これを斬りぬ。磐井の亂平らぎ、毛野、韓土に赴きしも、怠惰にして事を視ず、訴訟を斷ずるに盟神探湯を用ひて民を殺す等の事もありて、大に人望を失ひ、我が對韓政策は再び頓挫せり。朝廷、これを聞き、毛野を召還せしに、毛野は途にして病にかゝり、對馬にて歿したりき。

任那日本府の滅亡

宣化天皇二年、新羅また任那を侵し、かば、天皇は大伴金村の子磐及び狭手彦をして任那を救はしめたまへり。而して、この時、磐は筑紫に留まりて韓土に備へ、狭手彦は任那に向ひぬ。然れども、新羅の勢盛にして、當るべからず、百濟は、新羅に攻められて、殆んど支へざらんとせり。而して任那の衰弊もまた甚だしかりしかば、百濟の聖明王は任那日本府を援けて、これが回復を謀りしも成らず、次ぎの帝欽明天皇の二十三年、任那の地は悉く新羅に奪はれ、日本府遂に滅びたり。天皇、紀男麻呂河邊瓊岳をして新羅を討たしめ、大伴狭手彦をして高麗をうたしめしに、男麻呂の軍利あらずして瓊岳は捕へられ、狭手彦は高麗軍を破り王宮に入りて婦女珍寶を奪ひて歸りたれど、任那復興の目的は遂に達することを得ざりき。この時、新羅征討軍中にありし勇士に、調伊企儼といふものあり、虜となりしも、なほ屈せず、新羅王、我が臂肉を噉へと呼びて、王の怒りを買ひ、遂に殺されり。而してその子舅子は父の屍を抱きて死し、その妻大葉子もまた捕へられ、歌を作りて情を述べたりき。傳へて美談となす。これを要するに、我が邦が韓土の屬領を失へるは、韓人の不信にして、叛服常なきによるとはいへ、當局者の對韓方針を誤れること、派遣の將帥が其器に非ざりしことともまた主要なる原因たりしなり。

任那日本府遂に亡ぶ

紀男磨等を討たしめ、大伴狭手彦をして高麗を討たしむ

勇士調伊企儼の最後

韓土の屬領を失ひし原因

第十二章 佛教の傳來と蘇我物部兩氏の

爭亂

我が邦に固有の宗教なし

祖先崇拜の俗

事毎に神意を問ひて決す

参考 國史綱

六〇

上代の教法 佛教の渡來せる前には、我が國には未來を説くの宗教なるもの無く、たゞ神變不可思議にして、人意を以て測る可からざるものをば、皆カミと稱して崇敬するの風あり。就中、太古、國土を生成し、萬物を創造したまへる皇祖天神は最も國民の崇拜する所たりき。皇祖天神は皇室の祖先にいますと同時に、國民の祖先にいませるを以て、皇祖天神の嫡流なる皇室は畏けれども國民の宗家にあたり、國民は皇室の分家の如きものなり。故に敬神即ち皇祖天神を崇敬するは、皇室にありても臣民にありても、同じく祖先を崇拜する意義なり。祖先崇拜は、當時にありては上下一般に通ずる大綱にして、代々の天皇はこの道を以て下に臨みたまひ、下民を慈みたまふこと親の子に於けるが如く、臣民もまたこの道を以て朝廷につかへまつるは、勿論、天皇は皇祖天神の嫡流にいませるを以て、現神と名づけまつりて、これを奉戴し、天皇に忠を盡すは、祖先に忠を盡す所以なりと信ぜり。かくて國民は皇室を中心とせる一大家族の觀あり。前に述べたる氏族部民の制度も、官職世襲の習俗も、皆この大本義より出でたるなり。この時に當り、吉凶禍福の起るは、皆皇祖天神を始めとして諸の神々の御意に出づるものと信ぜられ、上は朝廷の政治より下は臣民の私事に至るまで、悉く神意を問ひてこれを決し、毎年、五穀の豊饒を祈らんが爲

めには、祈年祭トシゴホノマツリを行ひ、新穀みのれば、先づこれを神にさしげといひ、ニヒク罪を犯すものあれば、神に白してこれを祓ひ、病にかゝるものあれば、平癒を神に禱るを常とせり。太古、中臣、齋部二氏が祭祀と政治とを兼ね司れるは、當時の政治は悉く神意によりて執り行へるに由れる者にして、祭祀も政治も共にマツリといひ、語源を一にするもまた、これによるなり。かくの如く萬事神意にて決するは、我が國固有の習慣にして、これをカンナガラの道といへり。然るに、佛教の傳來するに及びて、この習慣は自ら變ぜざるを得ざりき。

佛教の傳來

佛教は印度の人釋迦牟尼シヤカムニの創めたるものにして、後漢の頃支那に入りて漸く行はれ、後には韓土にも傳來せるものなり。而して、その我が國に傳はりしは、繼體天皇の朝に梁の人司馬達等シマダツトが佛堂を大和の坂田原に建て、これを禮拜せるを始めとすれど、當時、邦人のこれを信仰するものとは無かりき。然るに欽明天皇の十三年に至り、百濟の聖明王は金銅釋迦佛一軀と幡蓋經論を朝廷に獻じ、切りに佛法の功德を贊せり。天皇、大に喜び、朕、未だ嘗てかくの如き微妙の法あるを聞かずとの勅あり、群臣を會して禮拜するの可否を諮りたまひぬ。時に大臣蘇我稻目ソゴイナメは、西方諸國、皆これを禮拜するを以て、我が國にても、これにならばんことを請ひ、

司馬達等佛教を傳ふ

百濟王佛像經論を獻す

崇佛排佛の二

蘇我物部兩氏
爭亂の初

大連物部尾與と中臣連鎌子とは、本朝には固有の神あるに、今新に蕃神を敬はゞ、恐らくは神祇の怒りを招かんとて、これを排斥したりき。天皇よりて、佛像を稻目に賜はりけるに、稻目はこれをその家に安置し、後には向原の宅を棄て、寺となし、向原寺と稱しぬ。然るに、偶、疫病天下に行はれ、死する者漸く多かりしかば、尾與と鎌子とは、これを以て蕃神崇敬の祟りとなし、奏し請ひて、佛像を難波堀江に投じ、且つ稻目の寺を火けり。これを蘇我物部兩氏争亂の初となす。而して兩氏が争ひを起すに至れる所以はこの時にはじまるにあらずして他に遠因あり、佛教の信否は導火線となりしのみなり。今これを説かんと欲せば、勢

大臣家

大臣家と大連家の隆替より述べざる可からず。武内宿禰に出でたる大臣家は、葛城襲津彦の女磐之媛が仁徳天皇の皇后となり、履中、反正、允恭の三帝を生みしより、葛城氏最も早く勢を得、襲津彦の孫圓は、履中、天皇より安康天皇まで四代の間の大臣となりしが、圓が眉輪王と共に自殺するに及び、平群氏之に代はれり。而して平群眞鳥は雄略天皇の朝大臣となりしが、武烈天皇の時、權威を恣にして誅せられ、男人は巨勢氏より出て、繼體天皇の朝の大臣たりき。最後に大臣となりしは、武内宿禰の子蘇我石川より出でたる蘇我氏にして、石川の子滿智が雄略天皇の朝に三

蘇我氏

大連家

物部氏

藏を校検するを命ぜられしより勢を得、その曾孫稻目に至り、宣化天皇の朝に大臣となれるなり。次に大連家に至りては、大伴氏は、武以の孫金村は武烈天皇の時大連となり、繼體天皇を擁立して優勢なりしが、對韓政策を誤りたる爲め、欽明天皇元年、朝を退き、その子磐狭手彦等は専ら韓土のことに當りしかば、勢を朝廷に失へり。また物部氏にありては、目は雄略天皇の朝に大連となり、麤鹿火は繼體、安閑、宣化の三帝の間に大連となりしが、欽明天皇の朝には目の孫尾與大連たり、金村、朝を退くに及びて勢ありき。されば、佛教渡來の頃には大臣蘇我稻目と大連物部尾與と朝廷にならび立ちたりしかば、兩者の争權は早晚免かる可からざる所たりしなり。而して、この時、稻目が崇佛論を主張せしは、蘇我氏は滿智以來三藏を校検し、その出納を記録する東西文氏を部下とせしを以て、新輸入の文明を吸収し、改進黨義を抱きしによるものなるべし。また中臣鎌子が排佛黨たる物部氏に與したるは、中臣氏は祭祀を司る家柄なれば、所謂蕃神の敬す可からざるを主張せしは、もとより、その所なりとす。

蘇我氏が崇佛
黨たる所以

中臣氏が排佛
黨たる所以

百濟再び經論
を獻ず

蘇我馬子と物部守屋の争權

欽明天皇の次ぎには皇子敏達天皇立ちたまふ。この朝、百濟は再び經論並に律師、禪師、比丘尼、呪禁師、佛工、寺工を獻じ、又新羅は

蘇我馬子と物部守屋との争

佛像を上つりしに、稻目の子なる大臣馬子はこれを禮し、司馬達等の女善信尼以下の三尼を度し、佛堂を建て齋會を設けぬ。時に天下再び疫病流行せしかば、尾輿の子なる大連守屋は中臣勝海と共に、天皇に奏して、堂塔佛像を焼き、餘燼を難波の堀江に投じ、且つ馬子の禮せる三尼を鞭てり。然るにこの時京師に瘡を病みて死するもの多かりしに、馬子はこれを以て佛像を焼くの祟りとなし、奏し請ひて再び佛を禮拜したりき。傳へ曰ふ。天皇の崩じ給ふるや、馬子は、太刀を佩きて殯宮に誅せしに、守屋はこれを罵りて、射られたる雀の如しといひ、馬子はまた守屋が誅せし時、その足のふるひたるを見て、鈴を懸けよと冷笑せりと。亦以て兩人の相争ひし様を見るべし。敏達天皇は繼嗣を定めたまはずして崩じたまひしに、馬子は皇后炊屋姫と謀りて皇弟大兄皇子母は鹽姫を立てたてまつりぬ。これを天明天皇といふ。時に守屋は皇弟穴穂部皇子母は稻目の小姉君を奉じ、皇子もまた帝位を望みたまひしも、成らざるを以て平かならざりき。皇子、また事によりて先帝の寵臣三輪君逆を惡み、これを誅するを名として素志を成さんと欲し、皇宮を圍みしに、逆は炊屋姫皇后の別宮に逃れしかば、皇子は守屋をして、逆を殺さしめたり。用明天皇佛法を好みたまひ、疾にかかりたまふに及び、馬子の言を用ひ、豊國法師を引きて宮に入れたまひき。時に、馬子

穴穂部皇子皇位に上らんと謀り守屋と結ぶ

中臣勝海殺さる

穴穂部皇子害せらる

馬子守屋を攻む

守屋殺され物部氏の本宗絶ゆ

佛教漸く盛なり

は、厩戸皇子用明天皇の子と謀りて守屋を滅ぼさんとせしに、守屋はこれを知り、阿都の別業に退き、兵を備へて自ら衛れり。中臣勝海、これに應じて兵を集めしが、舍人迹見赤檮の爲めに殺されたり。

物部氏の滅亡 用明天皇、在位僅に三年にして崩じたまふ。時に、馬子は泊瀬部皇子を立てんとせしに、守屋はなほ穴穂部皇子を奉ぜんと欲し、皇子と共に淡路に獵し、途にして事を計らんとせしが、謀洩れしかば、馬子は炊屋姫の旨を奉じ、皇子の宮を圍みてこれを害したてまつりぬ。馬子、更に諸皇子群卿と共に兵を率ゐて守屋の家を攻めしが、守屋は稻城を築きて拒戦し、勢當る可からず、諸皇子の軍は三たび退却せり。厩戸皇子すなはち、戦勝を佛に禱り、寺塔を建てんことを誓ひ、衆を勵まして進み戦ふ。この時守屋は、迹見赤檮の爲めに射殺され、その子孫眷屬、四方に逃げ去りしかば、物部氏の本宗絶え果て、これよりは蘇我氏のみ獨り盛なりき。

第十三章 聖德太子と制度文物

崇峻天皇 物部氏亡びし後、炊屋姫皇后は群臣と共に、泊瀬部皇子を皇位に上ぼせ奉れり。これを崇峻天皇となす。この時、排佛黨既に亡びて佛教は益々興隆し、厩戸

崇峻天皇馬子の專横を惡む

馬子弑逆を行ふ

女帝の初

皇子は四天王寺を立てたまひ、馬子は法興寺を立て、佛恩に酬いたり。百濟より佛舍利を獻じ、また僧侶及び寺工、鑪盤工、瓦工、畫工等を貢し、善信尼等は百濟に留學し、三年にして歸れり。天皇も亦佛法を信じ、大法興寺を建て給ひき。天皇は穴穗部皇子の同母弟にいませど、炊屋姫皇后と親み、天位に上るを得たり。然れども、御母は馬子の妹アネギミ小姉君なるを以て、馬子は外戚として威福を恣にしければ、天皇は御意の如く政をなし給ふこと能はざりき。天皇、馬子を惡み給ふこと甚だしく、野猪を獻ずる者ありしに、これを指して、他日、朕が惡む所の者を斬ること、なほ猪の頸を斷つがごとくせんと宣ひて、大に兵仗を設け給へり。馬子、聞きてこれを畏れ、東漢直駒アヅマナフナヒコといふものをして、天皇を弑しまつらしめぬ。大逆無道もまた甚だしといふ可し。而して、厩戸皇子は豫めこれを知るといへども、敢て禁せず、こゝに至り、天皇の害に遭ひたまへるは過去の報なりと爲し、馬子の罪を問ひ給はざりければ、群臣もまた馬子を誅せんとするものなく、蘇我氏は愈々盛なりき。

推古天皇の即位 崇峻天皇崩じて皇位空きを以て、炊屋姫皇后は群臣の請ひによりて皇位に登りたまへり。これを推古天皇といふ。天皇は敏達天皇の皇后にして、欽明天皇の皇子なる用明天皇の同母妹にいまし、本邦女帝の始めにおはせり。天

聖德太子政を攝す

法隆寺其他の建立

銅繡丈六の佛像を造る

皇即位の年、用明天皇の皇子なる厩戸皇子を立て、太子となしたまひ、萬機の政を委ねたまひき。太子は、薨後に聖德太子と謚せられたる人にして、幼より聰明におはし、長ずるに及び、一時に十人の訴を聽きたまへりと傳へられ、佛法、儒學、二つながら通達し給へり。父天皇、これを愛し、宮南の上殿に置きたまひしを以て、上宮カミミヤ、厩戸ウラト、豐聰トヨトモ耳ミ太子といふ。太子は篤く佛法を信じ、天皇も大臣馬子も、これを獎勵せしかば、佛教は一時に興隆したりき。後世の佛教徒、太子を以て本邦佛教の建立者として、尊崇するも、またもとよりその所なり。而してこの朝には佛教の興隆の外にも留意すべき事蹟甚だ多く、皆太子の執り行ひたまへる所とす。

佛法の興隆と寺院の建立 推古天皇元年、皇太子は佛舍利を馬子の法興寺に置き、四天王寺を難波の荒陵アラノカに移し、また法隆寺を大和に營みたまへり。法隆寺の建築は爾後六年にして成功し、七堂伽藍悉く備はり、結構善美を極めたりき。二年、天皇、詔を皇太子及び大臣馬子に下して、佛法を興隆せしめ給ひ、群臣もまた競ひて佛寺を建立せり。三年、高麗の僧惠慈、百濟の僧惠聰來朝し、法興寺に居り、三寶ホツポフの棟梁たり。十一年、秦河勝、蜂岡寺を建て、太子の賜はれる佛像を安置しぬ。十三年、天皇、詔を發して、銅繡丈六の佛像各一軀を作らしめ、鞍作鳥止アサノリ、須奈スナの子なり、を以て

僧官を定む

寺院僧尼の數

畫像及び銅像の製作

紙墨繪具の製法を傳ふ

十二階の冠位を定む

佛師となし給ふ。時に、高麗王もまた造佛の資黄金三百兩を獻じぬ。翌年、佛像成り、大に齋會を設け給ひ、烏佛師に賞賜ありき。二十四年、新羅佛像を獻じ、三十一年、佛像、金塔、佛舍利、大幡、小幡等を上つれり。三十二年、始めて僧官を定めたまひ、百濟の僧觀勒を以て僧正となし、僧都、法頭をも置き、佛寺、僧尼を校檢し、諸寺の縁起、僧尼入道の縁由、得度の年月日を録上せしめ給ひしに、天下の寺院四十六、僧八百十六人、尼五百六十九人ありき。欽明天皇十三年を距ること僅に七十三年なるに、僧尼寺院の多數なることかくの如し。以て、當時佛法興隆の速かなるを見るべし。

工藝の進歩 崇峻天皇の朝、百濟は寺工、鑪盤工、畫工、瓦工を獻せしが、此朝に至りては、十二年、黄文書師、山背書師、實秦書師、河内書師、檜原書師等を定めて、佛像を畫かしめたまひ、十四年には烏佛師の作れる丈六の銅佛成りて、元興寺に納めたまへり。十八年、高麗の僧曇徵來朝し、紙、墨、繪具等の製法を傳へぬ。佛寺の建設、佛像の製作、盛にして、建築、繪畫、彫刻、鑄金等の技術は長足の進歩をなしたり。

冠位の制定 十一年、始めて冠位十二階を定め給ふ。大德、小德、大仁、小仁、大禮、小禮、大信、小信、大義、小義、大智、小智、これなり。翌年正月、始めて冠位を諸臣に賜はりぬ。これを冠位制定の初めとなす。

天文地理遁甲方術の傳來

始めて曆を頒つ

憲法十七條を定む

大化の新制の主意は既にこの時に起れり

朝廷の禮法を定む

頒曆の初 十年、百濟の僧觀勒來朝して、曆本及び天文、地理、遁甲、方術等の書を獻じたりしに、朝廷陽胡史の祖玉陳をして觀勒に就きて曆法を習はしめ給へり。かくて十二年正月、始めて曆を頒ちたまひき。支那の曆法には代々改訂あり、この時採用したまへるは、宋の元嘉曆なるべしといへり。

憲法の制定 十二年四月、太子は憲法十七條を定め、詔命の奉ずべき、三寶佛、法、僧への敬すべき、禮義を本とし、忿怒を絶ち、善を勧め、惡を懲らし、賞罰必ず當り、私を忘れて公に向ふ可き等のことを令したまへり。この憲法は、儒佛の教を以て本となし、本邦舊制の缺點を挙げ、國民の服膺すべき道を定めたまへるものにして、その中に「國に二君無く、民に兩主無し、率土の兆民は王を以て主と爲せ」と記したまへるを見れば、後年の大化の新政の主意は、既に、この太子の定め置きたまへるものといふ可し。而してこの憲法の文體は、純粹なる漢文にして、太子の作と傳へられ、同じ太子の作りたまへる法華經、維摩經、勝蔓經等の註疏と合せて、太子の漢文に長ぜさせたまへるを見るに足るものなり。

朝禮の制定 十二年九月、朝廷の禮法を定め、宮門を出入するには、兩脚を以て跪き、兩手を以て地を押し、柵ソキミを越えて後、立ちて行くことと爲せり。

小野妹子を隋に遣る

留學生を隋に送る

日本と支那との交際は對等なり

遣唐使の初 本朝の支那と交際せるは、九州の土豪の私にこれと通ぜしを初めとなすべし。應神天皇及び雄略天皇は使を吳に遣はして、工女を求めたまひしことあれど、兩國政府の間に國際上の交通ありしに非らざりき。この朝に至り、十五年七月、大禮小野妹子を支那の朝廷に遣はし給へり。思ふに、我が邦にては、久しく韓土と交際したれば、支那の文化は、多くこの地を経て我が國に入りしが、こゝに至り、太子は直接、これを支那より輸入し、兼ねて佛書を求めんとしたまへるなり。この時、支那は隋の世にして文帝の大業三年に當れり。翌年、妹子、隋の使者裴世清等を伴ひて還りしかば、朝廷にては再び妹子を大使として隋に遣りたまひ、留學生倭漢直福因、奈羅譯語惠明、高向漢人玄理、新漢人大國及び學問僧新漢人旻、南淵漢人請安、志賀漢人惠隱、新漢人廣齊の八人を、隋に留學せしめたまひき。十五年に天皇より隋帝に遣はせる書には、「日出づる所の天子、書を日没する處の天子に致す」とあり、彼れの答書には、「皇帝、倭皇に問ふ」とあり、また十六年の我が國書には、「東天皇敬みて西皇帝に白す」とありしを見れば、當時、我が國は隋と對等の交際をなしたるなり。支那は元來他國に對しては甚だ尊大なる國柄にして、自國を中華とも中國ともいひてその開明を誇り、周圍にある諸國をば、皆野蠻の國と見なし、これを屬國扱ひとするを常とし

遣唐使の初

天皇記國記等の撰修

聖德太子の盛徳

たれども、我が國に對しては、決してかゝる無禮の事はなかりしなり。支那にては幾くも無くして隋亡びて、唐、これに代はりしが、朝廷、唐とも交通して、屢、使をこの國に遣はし、これを遣唐使といへり。これを以て、妹子は遣隋使なれども、後世、これを遣唐使の初めと稱せり。さて、この時、隋に遣したまへる留學生、學問僧は、後年、大化の新制を行ふに當り、政府の顧問に備はりたるを見れば、これによりても、大化の新政は早く聖德太子の時に胚胎せることを知るに足らん。

國史の撰修 二十八年、太子は馬子と議して、天皇記國記、臣連伴造國造百八十部並に公民等の本記を撰録したまへり。これ、本朝國史撰修の初めなれど、後に蘇我氏滅亡の時に、馬子の子蝦夷の私邸にあり、概ね焼け亡せたるは惜むべきなり。

聖德太子の薨去 二十九年、聖德太子、斑鳩宮にて薨じたまふ。年四十九。百姓哀泣し、月を越えて止まず。世に上宮法王と稱し、崇敬すること佛の如くなりき。當時權臣跋扈して、不軌を企てしも、民心なほ皇室を離れず、加ふるに、萬世の後に至るまで、太子を欽慕するもの絶えざるは、その盛徳の然らしむる所なり。御子は山背大兄王を始めとして八男五女ありき。

第十四章 蘇我氏の專權及び滅亡

舒明天皇の即位

聖德太子の薨後、大臣蘇我馬子は、獨り政權を專にせしが、三十四年には馬子薨じ、その子蝦夷は大兄と成り、三十六年、推古天皇もまた崩じたまひしが、聖德太子の薨後、未だ皇太子を定め給はざりしかば、こゝに端なくも皇位の争を生ぜり。一人は聖德太子の御子なる山背大兄王にして、太子既に薨じたまひしを以て、繼承の權あり。他の一人は忍坂彦人大兄皇子の御子なる田村皇子なり。忍坂彦人大兄皇子は敏達天皇の嫡子にして、皇太子たる可かりしを、用明天皇、皇弟を以て位に上りしを以て、立つを得ざりき。されば、田村皇子も亦皇位に上る可き權あるに似たり。時に大臣蝦夷は、群卿を會して、これを議せしめしに、或は田村皇子を立てんとし、或は山背大兄王を奉ぜんといひ、俄に決せざりしかば、蝦夷は更にこれを叔父境部摩理勢に謀りしに、摩理勢は山背大兄王を立てんと主張せり。蝦夷もとより、山背大兄王の聲望あるを忌みしかば、兵を遣りて摩理勢を殺さしめ、田村皇子を立てまつりぬ。舒明天皇、これなり。蝦夷、擁立の功をたのみ、日に專横なり。群臣もまた、蝦夷に阿附し、その第にのみ出入して參朝するもの稀なりしといふ。

皇位繼承の争

蝦夷田村皇子を擁立す

皇極天皇の即位

蝦夷父子の驕奢

山背大兄王の滅亡

蝦夷父子の專恣

入鹿山背大兄王を除く

舒明天皇の崩じ給ふや、皇后寶皇女皇弟茅渟位に即きたまふ。これを皇極天皇といふ。この朝、蘇我氏の權勢は、その極に達し、蝦夷の大匠たること舊の如く、その子入鹿、自ら政を執り、威權、父に過ぎたり。蝦夷、私に祖廟を營みて、八佾の舞を舞はしめ、また民を役して、己及び入鹿の墓を作りて、大陵、小陵といひ、私に紫冠を入鹿に授けて、大臣に擬し、次子を物部大臣と呼べり。この時、入鹿は先帝舒明天皇の皇子にして、己の叔母法提郎媛の生む所の古人大兄皇子を位に即けまつらんとせしに、聖德太子の餘烈、なほ盛にして、その子山背大兄王、人望ありしかば、先づ、王を除かんと欲し、二年十一月、巨勢德陀古等をして、斑鳩宮を攻めしめぬ。王、これを知り、一族を従へて、膽駒山大和と河内にありの境に逃れたまひしが、兵を擧げて、百姓を累はさんことを恐れ、子弟妃妾等と共に自殺し給へり。蝦夷、陽に入鹿の擧を惡みしといへども、敢てこれを罰せざりき。

蘇我氏專横の極

蝦夷父子の專横は、王の滅後、益々甚だしくなれり。三年、入鹿は邸宅を甘檮岡大和國高市郡飛鳥村に營み、父蝦夷の家を上宮門といひ、己の家を谷宮門と名づけ、己の子を王子といひ、宅外に柵を設け、門の傍に兵庫を建て、力士を養ひて家を衛らしめぬ。蝦夷もまた、鉾削寺大丹穂山に建てを大丹穂山に建て、邸宅を畝傍山の東に營み、城池

を築き弓箭を蓄へ、出入には五十人の兵士をして、己の身を護らしめたりき。その僭越にして傲奢なる、甚だしといふ可し。

中臣鎌足蘇我氏を圖る

鎌足中大兄皇子と結ぶ

中大兄皇子鎌足を謀り入鹿を誅す

中大兄皇子と中臣鎌足 時に小徳中臣御食子の長子に鎌足といふものあり、一名を鎌子といひ、忠誠にして智略あり、蘇我氏を滅ぼして世をすくはんとし、三年正月、神祇伯に拜せられしも、病と稱して固辭して受けず、皇弟輕皇子の宮に出入してその知遇を得たり。鎌足はまた中大兄皇子舒明天皇の嫡子にして皇極天皇の所生の賢なるを聞き、皇子に親みまつらんとせしも、その機を得ざりしに、會法興寺に蹴鞠の會あり、皇子、鞠を蹴たまひしに、誤りて御鞋を脱したまひき。鎌足、すなはち、跪きて、これをたてまつりしに、皇子もまた跪きてこれを受けたまひぬ。これより、鎌足、皇子に近くことを得互にその志を告げ、深く相結びしが、世の嫌疑をさけ、儒學を南淵先生諱安南に學ぶに託し、途上に於いて密議する所あり、蘇我倉山田石川麻呂の女を皇子の妃となし、また佐伯子麻呂、葛城稚犬養網田等を引きて援となし、機のを待てり。

蘇我氏の滅亡

四年三月、三韓調を進めたてまつることあり、天皇、太極殿に御し、入鹿もまた侍しまつりぬ。中大兄皇子等、この機に乗じて、事を舉げたまはんとし、先づ、入鹿をたばかりて劍を解かしめ、衛門府に命じて十二門を鎖さしめ、石川麻呂が三韓の表文を讀む間に、子麻呂と綱田とをして入鹿を殿上に斬らしむることと定め、皇子は長槍を執りて殿側にかくれたまひ、鎌足は弓箭を手にして皇子に従へまつれり。然るに、石川麻呂、表文を讀み終らんとするも、子麻呂等出てざりしかば、皇子は機を失はんことを恐れ、自ら進みて入鹿の肩を傷けたまひしに、子麻呂もまた出て、入鹿の足を斬りぬ。時に、入鹿は輾轉して御座に近きて、冤を訴へまつりしかば、皇子は地に伏して入鹿の誅せざる可からざる所以を奏しまつり、入鹿の屍を父蝦夷にたまひ、直に退きて法興寺に入りて自ら備へたまひしに、諸皇子諸王群臣、皆來り會せり。時に、漢直等、蝦夷を助けて亂を謀りしかば、皇子は巨勢徳陀古をして、これを論して兵を解かしめぬ。徳陀古進みて蝦夷の邸を圍みしに、蝦夷は免る可からざるを知り、圖書珍寶を燒きて自盡せしかば、蘇我氏の本宗は、こゝに於いて絶え果てたり。この時、聖徳太子の作りたまへる天皇記、國記等は、蝦夷の私邸にあり、火災にかゝりけるが、船史、惠尺は、國記の燼餘を得て、皇子に上つりたりき。

蝦夷圖書珍寶を燒きて自殺す

第三期 中古

第十五章 大化の新政

太子中大兄皇子の政治

氏族制度の弊

支那の制度を採用す

孝徳天皇の即位 蘇我氏滅亡の後、皇極天皇位を中大兄皇子に譲らんとしたまひしが、皇子はこれを固辭し、先づ皇弟輕皇子に勸めて位に即かしめたまひき。これを孝徳天皇といふ。この時、中大兄皇子の庶兄古人大兄皇子蘇我馬子の女法提所もまた皇位に望を囑したまひしが、陽に辭して吉野山に逃れ、翌年、反を企て、誅せられたまひき。而して、中大兄皇子、立ちて太子となり、政治の實權を握りたまひしかば、天皇は手を拱きて成るを仰ぎ、たゞ詔勅を下したまひしに過ぎざりき。

舊制改革の必要 氏族部民の舊制は、この時、大に弊害を生じ、臣連伴造の氏族は漸く土地人民を兼ね併せ、その勢、強大にして、權、皇室をも凌ぎまつるに至れり。而して、一方には支那と交際し、その制度の完備せるを見ては、これに摸倣せんとするの風潮あり、加ふるに、推古天皇の朝に彼の地に留學せる諸生は、既に成功して還れるあり。されば、中大兄皇子は蘇我大臣家の滅亡を機とし、支那の制度を採用して

年號の初め

改革を遂げ給ひき。而して、この年紀元千三百年〇五年始めて年號を立て、大化といひしかば、これを大化改新の政と名づく。

左右大臣及び内臣の創置 この時、先づ大臣大連を罷めて新に左右大臣

支那留學生歸朝して新政の顧問たり

及び内臣を置き、阿部倉梯麻呂を左大臣、蘇我石川麻呂を右大臣、中臣鎌足を内臣となしたまひ、また國博士を置き、高田玄理、僧旻を以て、これに任じたまひき。玄理と旻とは推古天皇の朝に隋に遣はされたる留學生にして、業成りて還り、新政府の顧問に備はりしものなり。

私民私地の廢止

新政の綱領 大化元年以來、屢詔を發して、政治改新のことを告げ給ひしが、二年正月に至り、改新の大詔は下れり。これ即ち新政の綱領にして、凡そ四箇條ありき。その一は私地私民を廢止するの命令にして、前代に置ける御名代、御子代ミナシロミコシロの民及び處々の屯倉ミヤウラを始め、臣連伴造の私有せる土地人民を收めて、悉く公民、公地となすべきこと、これなり。

地方制度の改正

つぎは地方制度の改正にして、新に畿内の四境を定め、京師には坊里の制を立て、坊長、坊令を置き、地方は國郡里に分ち、國には國司、郡には郡司を置き、また關塞、斥候、防人、驛馬、傳馬を置き、鈴契を作りたまへり。

戸籍及び田租の規定

調庸の制度

参考 國史綱

七八

その三は戸籍及び田租の規定なり。始めて戸籍計帳を作り班田收授の法を立てた。まふ。班田收授の法とは、天下の土地悉く公土となるを以て、これを一定の面積づつ人民に班ち與へて耕作せしめ、一定の年限毎にこれを官に收め、更にその時の現在人口に應じて班ち授くるの法なり。而して、田は長さ三十歩、廣さ十二歩、すなはち三百六十歩を以て一段となし、十段を一町となし、その租税としては一段に付き二束二把、即ち、一町に付き二十二束の稻を課したまひき。

最後に調庸を定め、調は在來の賦役を罷めて田の調を課し、土宜に従ひて絹、綿、絲、綿を出ださしめ、物によりて等差あり。別に戸別の調あり。また庸は一戸に付き布一丈二尺、米五斗と定めたまへり。

かくて、朝廷にありては、屯田、屯倉及び御名代、御子代の民を廢し、皇太子は率先して私有の土地人民を獻納したまひしかば、群臣もまた詔を奉じて、悉く私有の土地人民を奉還し、新政の第一義たる私地私民の廢止は幾くもなくして成り、改革は漸次に行はるゝに至りき。こゝに於いて、所謂封建の舊制すたれて、郡縣の政は新に起れり。

冠位の制定及び八省百官の創置

二年、風俗矯正に關する詔令あり。三

禮法の改定及び七色十三階の冠位

八省百官を定む

祥瑞によりて改元す

戸籍を作り里保の制を立つ

重祚の初

年、新に禮法を定め、また七色十三階の冠位を定めたまひしが、四年、これを廢して舊制に復し、五年二月、更に改めて十九階と爲したまひぬ。今煩を厭ひて詳述せず。この月、五年また玄理と晏とに詔して八省百官を定めしめたまふ。その制傳はらざれば詳にし難けれど、これより、官職世襲の古風止みて諸官みな遷替の官となり、或る程度までは門閥主義を打破して人才登用の道を開き給るへことは明かなり。

改元の初 大化六年二月、穴戸アノコ、長門國司草壁連醜クサカベノウラシコ經なるもの、白雉を獻じたてまつりしに、天皇、これを以て祥瑞となし、詔して白雉と改元し、且つ大赦を天下に行ひたまへり。これを改元の初めとなす。

造籍及び五保の制 白雉三年四月、戸籍を作り、五十戸を以て里となし、里毎に長一人を置き、また、五家を保となし、保にも長一人を置き、以て相檢察せしめたまへり。これ、所謂五保の制なり。四年六月、處々の大道を治めて交通の便を計りたまふ。新政の實行は、年毎に着々として歩武を進めたるを見るべし。

皇極天皇の重祚 白雉五年、孝德天皇崩じたまひしが、皇太子中大兄皇子は、なほ即位したまはず、皇極天皇を奉じて、再び位に即かしめたまへり。これを重祚の始めとし、前朝を皇極天皇といひ、後朝を齊明天皇と稱したてまつりぬ。重祚の場合

有間皇子の反

には前後朝諡號を異にする例もまたこの時に起れるなり。先帝孝德天皇は、政治悉く太子中大兄皇子に出でしを喜びたまはず、爲めに、兩者の間、自ら相善からざりしが、この朝に及び先帝の御子なる有間皇子は、密かに異志をいだきたまひ、事あらはれて、誅せられたまひき。

第十六章 邊境及び韓土

蝦夷人の大別

蝦夷の叛服 蝦夷は景行天皇の朝に日本武尊の征伐したまひし後、略、王化に霑ひたれども、悉く王命に従ふには至らざりき。齊明天皇の頃には、蝦夷を大別し、遠きを津輕といひ、次ぎを廳蝦夷とつひ近きを熟蝦夷といへり。熟蝦夷は、いはゞ熟蕃にして、皇恩に浴せるものなれど、廳蝦夷は生蕃ともいふ可くして、未だ朝命に従はざりしものなるべく、津輕蝦夷に至りては、その住地、甚だ僻遠なれば、殆んど我が領土外の感ありしなるべし。而して、一旦、朝命を奉ぜる蝦夷人といへども、必ずしも、心服せるに非ざるもありて、雄略天皇の朝に征韓軍に従へる蝦夷人は、天皇の崩御を聞きて、反を爲して、鑿殺せられたることもあり。敏達天皇の朝にも、蝦夷數千、邊境を擾ししかば、その巨魁綾糟等を執へ來りしことあり。崇峻天皇の朝には、將を東海、東

蝦夷數、反す

上毛野形名の

山、北陸の三道に遣りて、蝦夷の國境を巡察せしめたまひき。然るに舒明天皇の九年に至り、蝦夷人の反亂あり、上毛野君形名命をうけてこれを征して、利なく、賊の爲めに圍まれたり。時に形名の妻勇にして、智あり、夫の劍を佩き、婢妾數人をして弓弦を鳴らさしめ、以て官軍の多勢なるを装ひしかば、形名これに乗じ、兵を率ゐて壘を出て、突進し、大に賊軍を破り、悉くこれを虜にして歸りたりき。後、數年を経、皇極天皇の朝には、越の蝦夷の内附せるもの數千人あり。然れども、蝦夷の性兇悍にして、再び亂を爲す無きを保證し難きを以て、孝德天皇大化元年、諸國に詔して、人民の兵器を私有するを禁じ給ひし時にも、蝦夷に接するの諸國に限り、その兵器を檢するの後、これを本主に還附したまひ、三年には、淳足、柵四年には、磐船、柵を修め、越と信濃の民をしてこれを成らしめ、柵戸となしたまひき。淳足は今の越後の沼垂、磐船は同國岩船の地なり。

淳足磐船の二柵を修む

比羅夫蝦夷を征す

阿部比羅夫の北征 さて、齊明天皇元年には、蝦夷人の入朝して、饗を受け、冠位を賜はるもあり、來りて貢を上つるものもありしが、なほ、朝命を奉せざるものありしかば、その四年四月、阿部臣比羅夫は朝命をうけて、舟師百八十艘を率ゐて、蝦夷を征したりき。時に、鰐田、秋田、淳代、野代、二郡の蝦夷は、戰はずして、降りければ、比羅夫

比羅夫渡嶋に
入る

比羅夫肅慎を
征す

熊襲
軍人

は、冠位をその會長に授け、淳代、津輕二郡の郡領を定め、渡嶋ワタシマ今の北の蝦夷をも招ぎてこれを饗し、慰撫して軍をかへせり。かくて、七月には蝦夷二百人來朝して貢を上つりければ、朝廷にては厚くこれを饗し、冠位を授け、物を賜はり、また淳代郡の大領に命じて、蝦夷人及び俘虜の戸口を檢せしめたまひき。五年三月、比羅夫、再び舟師百八十艘を以て渡嶋の蝦夷をうち、飽田、淳代、津輕、膽振、鉦等の蝦夷數百人を饗して物を賜ひ、遂に肉入籠に入り、後方羊蹄を以て政所となし、郡領をこの地に置きて歸れり。六年三月、比羅夫は更に舟師二百艘を率ゐて肅慎國を討てり。肅慎はこの頃高麗の北に國し、その勢盛にして、常に高麗人と争ひ、欽明天皇の朝には、我が佐渡に寇せることあり、蝦夷人の反せるは、その煽動によれるもの、如し。されば、比羅夫はさきに一たび、これを征せしが、今また再征の舉あり。先づ渡嶋の蝦夷を嚮導となしてその地に赴き、使を遣はして、その國人を召せしも、至らざりしかば、遂にこれと戰ひて大に克ち、捕虜を從へて凱旋したりき。蝦夷はこれより久しく、反せずなりぬ。

九州及び南島 九州の熊襲もまた、日本武尊及び神功皇后の征討を経て王化に浴し、會君國造となり、世、贈於城大隅國に居りて、これを統べたり。宣化天皇の朝、大伴磐が筑紫を監せるは、けだし、後の筑紫都督府の起源なり。この頃軍人は未だ皇恩

都督府

南嶋の歸服

に霑はず、允恭天皇の朝には、將をやりて、これを征せしめしことありき。任那日本府滅亡するに及び、都督府は九州二島を統轄すると同時に韓土に備ふるの具となりき。而して推古天皇以來南島を招撫したまひしかば、掖玖ヤク吐火羅トカ多禰タメ菴美アミ大度ト感カ徳トク等の諸島、何れも今は皆貢を朝廷に上つれり。朝廷、或は僧侶を今の日向、大隅薩摩に遣りて、佛教を弘通せしめ、或は將を遣りて多禰の反民を討たしめ、力を綏撫に盡したまひければ、王化遂にこの地方に普ねく、元明天皇の和銅六年には、日向の四郡を割きて大隅國を置き給ふに至りたりき。

任那日本府の復興遂に成らず 欽明天皇の朝、任那日本府は新羅の爲めに亡ぼされければ、天皇深く、これを慨きたまひ、崩御に臨み、日本府恢復のことを遣

任那恢復の遺
詔

日羅の獻策

詔したまひき。次ぎの帝敏達天皇、遺詔を奉じて御心をこれに用ひ、火葦ヒアシ北國キタクニ造阿利アリ斯登シトの子日羅ヒラが百濟に居り、賢にして勇ありと、きこしめし、使を發して、これを召し、任那復興の策を諮ひたまひき。然るに、百濟の使者は、日羅が己の國の奸をあばかんとことを恐れ、日羅を殺しければ、その策は行はれずして止めり。崇峻天皇も亦、力をこれに盡し、使を新羅及び任那に遣はして、これを謀らしめ給ひしも、天皇、俄に害にあひしを以て、果さざりき。推古天皇八年、新羅、任那と相攻めしかば、將を遣りて、新羅を

推古天皇新羅を征せしむ

征せしめ給へるに、新羅は降を乞ひぬ。然れども、我が軍、韓地を去れば、新羅は再び任那を侵せり。朝廷、更に將を選びて新羅を征せしめしむ。故ありて行くことを果さざりき。然るに、天皇の三十一年に至り、新羅は任那を伐ちてこれを附庸となせり。朝廷、議して先づ問罪使を新羅に遣はしたまひしに、新羅王は誓ふに任那を奉還すべきを以てし、且つ使を遣はして貢を上つるを約しぬ。然るに、我が使者未だ還らざる間に、朝議一變し、大軍を發して新羅を征せしめたまひしかば、新羅の調使はこれを見て大に驚き途にして歸れり。我が軍、これを知らずして、任那に渡り、將に新羅を征せんとせしが、新羅は降を乞ふを以て、これを許しぬ。既にして、我が問罪使歸朝して復命するに及び、大臣蘇我馬子は出師の早かりしを悔い、命じて軍をかへさしめたり。かくて、任那復興の事は、遂に成らざりき。

百濟の滅亡

任那日本府は滅びたりと雖ども、韓土との交際は猶止まず、屢、使節の往來ありき。舒明天皇の朝には、百濟の武王は王子豐璋を我が國に質とせり。支那にては隋既に亡びて、唐、これに代はりしに、新羅は欺を唐に通じ、孝徳天皇の朝、その使者は唐服を着けて我が國に來りしかば、朝廷、その恣に服制を改めしを責めて、これを卻けたまへり。時に、左大臣巨勢德陀古、新羅征伐の議を起したれども、行はれ

百濟王子豐璋來りて質とな

百濟一たび亡

鬼室福信等百濟を復す

齊明天皇の西

朝倉宮

阿曇比羅夫

ざりき。百濟にては、武王死して、その子義慈王豐璋の兄立ちしが、王は兵を高麗と合せて新羅をうちしかば、新羅は援を唐に乞へり。かくて、我が齊明天皇六年、唐の高宗は大兵を發し百濟をせめてこれを取り、義慈王及び一族大臣を捕へ、五都督を置きて百濟の故地を治めしめぬ。時に百濟の遺臣鬼室福信等、恢復を計り、新羅軍を破りて王城を復し、使を朝廷に上つり、王子豐璋を立て、これを奉ぜんと請ふ。天皇、これを許したまひ、七年正月、皇太子中大兄皇子を伴ひて西征し、先づ筑紫の大津前多に至りて盤瀬イハシ行宮に駐まり、更に朝倉橋アサクラハシ廣庭宮ヒロニヘミヤ前上に移りて親征を議したまひき。この朝倉の宮は、その構造極めて粗にして、材木を削らずして用ひたまひしかば、世にこれを木丸殿コマルドといへり。時に、中大兄皇子、歌を作りて曰く、朝倉や、木の丸殿に我が居れば、名乗りをしつゝ、行くは誰が子ぞと。この歌は後に神樂歌となり、普ねく人口に膾炙せり。然るに、この年七月、天皇、行宮に崩じたまひしかば、皇太子中大兄皇子は素服して制を稱したまひ、長津宮ナガツミヤ津長津の改稱はに居りて軍政を聽き、阿曇比羅夫等アトミヒラフを以て將となし、舟師百七十艘を率ゐて豐璋を百濟に送らしめたまひき。時に稱制元年とす。豐璋立ちて王となり、都を州柔ウヂより避城ヒサシに遷せり。避城は土地膏腴なれど拒戦に便ならず、稱制二年、新羅の兵來り攻むるに及び、王は再び州柔に還り、我が兵新羅を

百濟遂に亡ぶ

伐ちて二城を取りぬ。勢既にかくの如くなるを以て、百濟にして若し上下相和し、人民相一致せば、或はその國勢を復興するを得たりしならん。然れども、惜むらくは王豊璋は明主に非らず、福信が人望あるを見て、その異心あるを疑ひて、これを誅せり。新羅、これを知り、俄に州柔に至りて王城を圍み、唐將劉仁軌は戰艦百七十艘を以て來り、白村口忠清南道にあり、錦江の下流に陣しぬ。我が舟師、唐軍と戰ひて利あらず。州柔城は陥りて、百濟は遂に亡びたりき。我が軍すなはち、百濟人の來り投ぜるものを伴ひて、歸國せり。

高麗の滅亡

高麗唐に抗す

高麗は先きに隋と戰ひ、隋亡ぶるの後、一たび、好を唐と通ぜしが、寶藏王の時、唐と絶ちて太宗の征伐を蒙りたりき。寶藏王すなはち、百濟韃鞨と結びて唐の與國なる新羅を侵したりければ、新羅は、これを唐に訴へぬ。かくて我が齊明天皇六年、唐の高宗は蘇定方をして突厥の兵を率ゐて高麗を攻めしめたり。新羅軍大敗し、平壤を圍まれしかば、我が軍赴きてこれを救ひぬ。而して、その翌年天智天皇稱制元年にも、唐は新羅と共に高麗をうちしかば、我が軍再び高麗を援けたりき。然るに、我が軍、歸國するに及び、高麗の權臣、唐に降り、唐將李世勣の兵を導きて平壤城を攻めしめぬ。城支へず、月餘にして陥り、寶藏王は降り、高麗は亡びたり。時に天智天皇即位元

高麗遂に亡ぶ

皇師高麗を救ふ

年となす。唐は、乃ち安東都督府を高麗の故地に置き、これを治めしめぬ。高麗の遺民もまた我が邦に歸化せるもの甚だ多かりき。

西海の防禦

防烽を設け水城を作り城を築く

百濟亡ぶるの後、中大兄皇子は、三韓を棄て、力を内治に専らするの急務たるを察したまひ、征韓軍を班さしめ、九州沿海の防禦を嚴にして、遙に韓土を控制せしめ給へり。すなはち、稱制三年には、防烽を壹岐、對馬及び筑紫に設け、又大堤を筑前に築き、水を貯へて水城ミヅキといひ、四年には、城を長門、筑前豊前に築き、六年には、筑紫の都督府を嚴にし、また倭の高安城今河内、讚岐の屋島城、對島の金田城を築きたまひき。都督府は、任那日本府の内地に退きたるものと見るべく、大寶の制に太宰府あるは、この遺制に外ならざるなり。

唐との修交

都督府

唐との交際は、舒明天皇三年、朝廷、犬上御田イヌノミ、鐵テツを其の國に遣はされしに起れり。百濟の亡ぶるや、我が兵、唐と戰ひたりといへども、唐はこれを義戰となして、意に介せざりけん。稱制三年、唐の百濟鎮將劉仁願は、使を我が朝廷に遣はして上表し、獻物を進めまつりしに、朝廷にてはその獻物を受け、使者を厚遇したまへり。かくて四年、唐使劉德高等來朝し、我が學問僧定惠を送り還しぬ。これより、彼我の往來、常に絶えず、以て宇多天皇の朝、菅原道真上表して、遣唐使を停むるの際に及べ

唐使の來朝

遣唐使の始終

り。而して、この間に我が國は盛に唐の文化を輸入し、日に開明の域に進みたりき。

第十七章 天智天皇

太子中大兄皇子の功蹟

天智天皇近江に都す

天智天皇の即位 中大兄皇子は蘇我氏を滅ぼして大功を立てしより、孝徳、齊明二帝の間皇太子となりて政を執り、支那の制度を採用して舊弊を改め、著々實效を挙げ、また筑紫に出征して、征韓軍を督したまひしが、齊明天皇の崩じたまふに及び、素服して制を稱し、軍國の政を聞きたまふこと六年、遂に大和に還御して先帝を葬りたまひ、都を近江の志賀にうつして大津宮と稱したまひき。かくて皇子は、翌年正月を以て大津宮にて即位あり、同母の皇弟大海人皇子を立て、太弟となし給へり。これを天智天皇となす。

藤原氏の起り

中臣鎌足の薨去 蘇我氏討滅以來天皇の謀に與かりまつれる功臣中臣鎌足は、天皇即位の二年、病にかゝりたりしに、天皇は親しくその第に行幸あり、且つ氏を藤原と賜はり、大織冠を授け、内大臣に任じたまへり。この年十月、鎌足、年五十六にして薨去しぬ。天皇、再びその第に行幸し、また使をやりて恩詔を宣せしめ、金香爐を下賜せられき。藤原氏が後に榮えたるは、全く鎌足の餘慶に出づるものなり。

戸籍の原本

朝禮の制定 即位の三年、天皇、朝廷の禮節及び行路相避くるの儀を制定し、且つ誣妄妖偽を禁じたまへり。

庚午年籍 蘇我氏滅亡の時、聖徳太子の作りたまへる國史亡びしより、諸氏、或はその祖先を忘れ、或は偽はりて名家の後と稱するものありしかば、此年二月詔して先きに船史惠尺の獻せる國記の殘本に基づきて戸籍を作り、姓氏を正さしめ給へり。この年は庚午に當りければ、世にこれを庚午年籍といひて永く保存し、戸籍の原本となしたりき。

大友皇子を太政大臣となす

太政大臣の初 四年正月、天皇は大友皇子を太政大臣となし、蘇我赤兄を左大臣、中臣金を右大臣となし、蘇我果安、巨勢人紀、大人等を以て御史大夫となし給ひき。太政大臣と御史大夫とはこゝに始まる。御史大夫は後の大納言と同じき官なり。

律令の基礎

近江朝廷の令 天皇即位の年、中臣鎌足に勅して法度を定めたまひしが、四年正月成りてこれを頒ちたまへり。これすなはち、世に近江朝廷令と稱するものにして、我が律令の基礎ともいふ可く、二十二卷ありきといへど、逸して傳はらざるは惜む可きなり。

學校の創立 懷風藻には、この天皇の朝始めて學校を興したまひ、學職頭を置

學校を興し學
職頭を置く

太弟大海人皇
子辭し大友皇
子太子となる

中興の英主

壬申の亂源

參考國史綱

九〇

きてこれを總裁せしめられしことを載せたり。學校を興し、ことは必ず、これありしことあらんも、その詳細の傳はらざるを見れば、未だ甚だ盛なるものにはあらざりしならん。

天智天皇の崩御 四年、天皇不豫にいまし、大海人皇子の太弟を辭せるを聽し、改めて大友皇子を以て太子となしたまひ、この年十二月遂に崩御ありき。天皇、英明の資を以て能く新制を斷行し、範を百世に垂れたまひければ、後人、天皇を以て中興の明主と仰ぎまつれり。天皇の皇子なる大友皇子は、壬申の亂に崩じたまひ、皇位は一時大海人皇子の後裔に傳はりしが、稱徳天皇崩じて光仁天皇位に上り給ひしより後は、この天皇の後裔のみ、榮えませり。後、十陵を定め、世代を經るに従ひて古陵を遞除するを法とし給ふに及び、この天皇の山陵のみは永くこれを除かず、年毎に奉幣を絶ちたまはざりき。

第十八章 壬申の亂と天武天皇

弘文天皇の即位 初め天智天皇は皇弟大海人皇子を立て、皇太弟となしたまひたれど、これ、先帝齊明天皇の叡慮に従ひ、且つは大海人皇子の世望あるにより

大海人皇子吉
野に入る

朝臣二黨に分
かる

大海人皇子の
擧兵

たるものにして、天皇の御志にはあらず、御心には己の皇子なる大友皇子をこそと
思し召されしなるべし。されば、天皇と大海人皇子との御間は、常に相善からざりし
もの、如く、天皇の病篤くおはし、とき、大海人皇子は病と稱して辭し、髪を削りて
吉野に入りたまへり。而して、これまた大海人皇子の御本心にてはあらざりしこと
明にして、世人は、これを評して、虎に翼して野に放つが如しと言ひ合へりとぞ。され
ば、大友皇子は立ちて、太子となりたまひしといへども、なほ御心に安んじ給はず、左
大臣蘇我赤兄以下の五臣をして忠誠を佛前に誓はしめ給ひ、父天皇崩御の後には
直に皇位に登りたまひき。これを弘文天皇といふ。思ふに、この時、既に朝臣の中に、自
ら二黨を生じ、一は天皇に他は大海人皇子に附きまつりしものなるべく、天皇の近
臣の中にも、心を大海人皇子に寄せたるものもありしなり。殊に天皇の妃十市皇女
は大海人皇子の御女なれば、朝廷の動靜は悉く吉野に傳へられしものならん。

壬申の亂 事情、既に前述の如くなれば、近江と吉野との間に争ひの起らんこと
は避く可からざる勢にして、天皇も大海人皇子も、力を戦備に盡したまひき。かくて
天皇即位の翌年、壬申六月に至り、大海人皇子は天皇に先んじて、兵を擧げたまへり。
その理由とする所は、天皇既に兵備を修めたまへるに、我れ何ぞ座して亡ぶべけん

不破鈴鹿の道

大海人皇子に
應ずるもの多し

天皇の軍振は
ず

瀬田の戦

やといふにありき。皇子は先づ村國男依和瑠部君手等をやりて、美濃の不破の道を塞がしめ、己は伊勢に赴き、その國の國司三宅石床をして鈴鹿の山道を塞がしめ、進みて美濃に入り給ふ。時に尾張の國司小部鉦鉤は兵二萬を以て皇子の軍に會し、時世を憤りて倭に退隱せる大伴馬來田吹負の兄弟も、亦皇子に應じ、倭の國衛を襲ひて、これを降し、かば、皇子は鉦鉤の兵を分ちて、諸道を守らしめ、吹負を將軍に拜しぬ。思ふに、大化以來、天智天皇の力を盡したまへる政治上の改革は、前古未曾有の大變革なれば、必ずこれに對する不平黨を生ぜしものなるべく、これ等の不平黨は、大海人皇子の舉兵を聞き、響應せるなるべし。近江朝廷にては、報を得て大に驚き、使を四方に馳せて兵を召し給ひしも、不破鈴鹿の兩道は既に敵の有となれるを以て、東國に赴くと能はず、倭の兵は吹負に降りて來らず、吉備筑紫に於ても召に應ずるもの無し。七月、天皇は山部王蘇我果安、巨勢人等をして兵を率ゐて美濃に向はしめ給ひしに、諸將の間隙を生じ、山部王は果安、人等に殺され、果安もまた自殺し、部下には敵に降る者もありて、勢甚だ振はざりき。然るに大海人皇子の軍にありては、大伴吹負は、倭より近江に至らんとし、一たび官軍に破られたりしも、後、これに勝ちて、勢を得、美濃より向へる村國男依等の兵は、連りに官軍を破りて進み、近江の瀬田に

天皇の崩御

日本書紀の曲筆

天武天皇の論
功行賞

兵政長官を置

迫れり。天皇親ら衆を卒ゐて橋西に陣してこれを拒ぎたまひしも、利あらず、諸將概ね戰死し、士卒奔竄するもの多かりしかば、二三の從者と共に、長等の山前町の内津に逃れ、この地にて崩じたまへり。御年二十五。在位僅かに八箇月に過ぎず。傷まじきことの限りといふ可し。日本書紀は天武天皇大海人の皇子舍人親王の撰したまふ所なれば、憚かる所ありてにや、この天皇弘文の即位を載せざれど、扶桑略記に明文あれば、即位ありしは疑ふ可らず。弘文天皇なる謚號は明治三年に至りて上つる所なり。壬申の年の争亂なれば、世にこれを壬申の亂といふ。

天武天皇の即位 大海人皇子は、先づ先朝の群臣の罪を定めて、中臣金を斬り、蘇我赤兄、巨勢人等を流し、倭に還りて己の功臣を賞して、冠位を授け、翌年、飛鳥淨御原宮郡高市村にて即位あり、これを天武天皇といふ。天皇勇武にして大略あり、近江朝廷を滅ぼして即位したまひしかば、盛に武備を修めたまひ、また、天智天皇の志をつぎて、制度の完備をはかりたまひき。

軍事の奨勵 四年三日、栗隈王敏達天皇の子を以て兵政長と官なし、大伴御行を以て大輔となし、軍事を統べしめたまふ。これより後、屢詔を下し、親王、諸王、群臣をして兵を備へ、馬を飼はしめ、軍備あるものを賞し、これを怠るものを罰したまひ

法令を定む

帝紀及び上古の事を録せしむ

八姓を定めて尊卑の標準となす

き。
律令撰定の詔 九年二月親王諸王群臣に詔して、法式の改定を令し、十年八月法式の時に施すべきものを陳べしめ、遂に法令を定めたまふ。思ふに、近江朝廷の令を修正せしめたまひじものにして、持統天皇三年六月に至りて發布せる令二十二卷、すなはち、これなるべし。

國史撰修の詔 九年三月、天皇川島皇子忍壁親王以下の親王諸王諸臣に勅して、帝紀及び上古の事を撰せしめ給ふ。後に、奈良朝における古事記、日本書紀の撰修は、實にこの天皇の計劃したまへる所なり。

八色の姓 十二年十月、天皇諸氏の族姓を改めて、真人朝臣宿禰忌寸道師臣連稻置の八等となしたまへり。大化以來、氏族制度すたれたるを以て、古來の姓は、當時の官職と關係せず、従ひて、尊卑の標準とならざるを以て、新にこれを定めたまへるものなるべし。

冠位の改定 十三年正月、位階を改め、諸王以上は十二階、諸臣は四十八階とし、七月、各階級に應ずる服色をも定めたまへり。

持統天皇の治世 十四年九月、天皇崩じたまひしが、皇太子草壁皇子位に上ら

持統天皇の稱制及び即位

文武天皇の即位

大寶と改元す

大寶律令の撰定、位階を改む

ず、皇后鷓野諸良皇女天智天皇制を稱したまふ。然るに、稱制三年、太子薨じたまひしかば、皇后は遂に位に即きたまへり。これを持統天皇といふ。即位七年、天皇皇嗣を議し、葛野王弘文天皇の皇子にして、文武天の所生なりの說に従ひて、前太子草壁皇子の御子珂瑠皇子を立て、太子となしたまひ、十年に至りて、位をこれに譲りたまひき。

第十九章 律令の撰定

文武天皇の政治 珂瑠皇子、年甫めて十五にして即位あり。文武天皇これなり。先帝持統天皇を尊びて太上天皇といふ。これを太上天皇號の初めとす。四年三月、諸王諸臣に詔して、令文を讀習せしめ、また律條を撰成せしめ、六月、忍壁親王文武天皇藤原不比等の子に勅して重ねて律令を制定せしめたまふ。五年三月、對馬國より金を貢上せしかば、年號を立て、大寶といひき。そも、年號は大化に始まりたれど、從來或はこれを設け、或はこれを缺きたりしが、この年より以後、必ず設け、無號の年なし。この月、新令により、二官神祇官、太政官八省を設け、また位階を改め、親王は四階、諸王は十四階、諸臣は三十階となしぬ。外に外位十階あり。二從來のは冠位といひて、位階に應ずる冠を授けたまふことなりしを、今回の改正よりは、位記を以てこれ代ふることゝなれ

り。故に位階といひて冠位とは謂はざるなり。また、別に勳位あり、十二等に分てり。この年、大寶元年八月律令成り、忍壁親王以下に賞賜ありき。大寶元年に成りしを以て大寶の律令といふ。

律令の意義及びその撰定の始末

律は刑を正し罪を定むるものにして、今の刑法に相當し、令は制度の根本にして、今の憲法、民法、商法等の如き主要なる

制度を合纂せるものなり。而して、その撰定の由來を考ふるに、天智天皇の朝に成れる所謂近江朝廷令二十二卷を以て始めとなし、天武天皇の朝にこれを修正し、持統天皇の朝に發布せられたるなり。但し、この時、未だ律は無かりしらん。次ぎは大寶の撰修にして、この時には律をも撰し六卷あり、令は十一卷とす。後、元正天皇の養老二年、更に藤原不比等に命じて、この大寶の律令を改修せしめ給ふ。これすなはち養老の律令にして、律令各十卷あり。而して以上の内、今の世に存せるものは、最後の養老の律令あるのみにして、それすら全部傳はれるにはあらず。律は十二篇の中にて四篇を存し、令は三十篇の中にて一篇を失ひ、現存せる篇にも、數條を失ひたるものあるなり。通常、この律令を大寶の律令といへど、實は養老修正の大寶律令といふを正しとすべし。また後世の書に「大寶の制に云々」などと記せるは、皆この養老修正の

近江朝廷の令

大寶の律令

養老の律令

ものを指すなり。今、所謂大寶の律令によりて、當時の制度の概要を述べれば、左の如し。

位階及び服制

位階

位階は親王は一品より四品までの四階とし、諸王及び諸臣は正一位より

大初位下までの三十階となす。位階により、勅授、奏授、判授の別あり。また、禮服、朝服、制服を定め、位階によりてその制を異にせり。

官制

中央政府には二官、八省、一臺、五府あり。二官とは神祇官、太政官をいふ。神祇

官は太政官の上に班し、専ら祭祀を司り、伯、大少副以下の官を置く。太政官は政務を統べ、太政大臣、左右大臣を置き、その下に大納言以下の官あり。八省とは、中務省、式部省、治部省、民部省、兵部省、刑部省、大藏省及び宮内省にして、政府の事務を分管し、長官を卿といふ。次に一臺はすなはち彈正臺にして、非違を糾彈し、風俗を取り締まることを掌り、尹、弼等の官人あり。また、五府は五衛府なり、兵制の條下に説かん。

地方には筑紫に太宰府を置き、諸國に國司を置き、津、國には攝津職あり。太宰府は九國、二島、道の十一國を管し、帥、大少貳等の職あり。西陲の要鎮にして、支那韓土を控制す。國司はその國を管し、守、介、椽、目等の名あり。津、國は、内外船舶の寄港地なれば、國司に代ふるに攝津職を以てす。また諸國を郡に分ち、郡司を置く。郡司は大少領、主政、主帳

國郡司

地方

彈正臺

入省

二官

等なり京師には特別市制を布き、左右京職を置き、東西市司、これに分屬す。

田租及び賦役 諸國の田は班田收授の法によりて人民に給し、六年毎に收授

するを法とす。これを口分田クフノタといひ、男には二段、女にはその三分の二とす。租は大化

の制と同じく田一段に付き年に稻二束二把とす。賦役は庸及び調となし、庸は政府

の爲に庸役に服するものなり。其役にあたらざるときは、布を出だす定めにして、こ

れを庸布といふ。また調は絲、綿、布等、その地に産するものを納めしむるなり。

兵制 軍事は兵部省の管轄にして、京師に五衛府あり、諸國に軍團あり、太宰府に

は別に防人ホウジンを置けり。五衛府は衛門府、左右衛士府、左右兵衛府にして、分擔して宮闕

を衛り、行幸に供奉すること、今の近衛師團の如し。五府共に督、佐、尉等を置く。而して

衛門府、衛士府の兵士は諸國の軍團より交代して上番し、これを衛士ヱシといひ、兵衛府

のは有位者及び地方官の子弟を募り、これを兵衛ヒヤウヱと名づく。軍團は大抵五六郡に一

團を置き、大少毅、主帳、校尉等の官あり。隊伍の編成は五人を伍とし、十人を火とし、伍

十を隊となす。弓馬に長ぜるを騎兵と爲し、その他を歩兵と爲し、また隊毎に弩師二

人を置く。防人ホウジンは太宰府に隸し、壹岐對馬等の邊要を衛るものにして、諸國の軍團の

兵をして交代せしめ、これに田を賜はりて非番の日に耕さしむること、屯田兵の制

口分田

租庸調

五衛府

軍團

隊伍の編成

に似たり。戰時には、軍を編成し、軍毎に將軍、副將軍を置き、三軍を統ぶるには大將軍を置くの定めなり。

學制 學校は京師に大學、諸國に國學を置き、共に官吏の子弟を教育して官吏を

養成するを以て目的となす。大學は大學寮の管轄にして、式部省に屬し、博士、助教、音

博士支那の字、書博士、算博士等の教官を置く。博士はハカセと訓じ、今日の博士博士位と

異なり、官名にして、教授教官といふ程の意味なり、混ぜべからず。國學は國司の管す

る所にして、國博士及び醫師を置く。大學國學共に學生に定員あり。式部省にてこれ

を試験し、合格者には官位を授く。

刑法及び訴訟法 刑に笞、杖、徒、流、死の五等あり、更に笞、杖、徒に各、五等、流に三等

近流、中流、远流中、死に二等、斬斬を立て、併せて二十等とす。當時の行政官は司法官を兼ね、郡司は

笞、國司は杖、徒、彈正臺、五衛府は笞、杖を決することを得たり。但し、流死は太政官に非

ざれば、決するを得ざれど、刑部省と太宰府とは、太政官の命によりて、これを決する

を得たりき。有位者、官吏等には特別の減刑法ありといへども、謀反ホム、謀大逆ボウ、謀叛ボウ、惡逆

不道、大不敬、不孝、不義はこれを八虐と稱し、道德上の大罪なるを以て特別規定に依

るを得ず。

刑名
裁判官の權限

國學

大學

訴訟法

訴訟は官吏はその長官、庶民は郡司京職、攝に訴ふるを法とし、民事訴訟にありては、訴人、郡司の判決に不服ならば、國司に控訴し、猶不服ならば更に太政官に上訴し、また不服ならば中務省を経て上表することを得たり。刑事の訴訟には上訴を許さざれど、再審の制ありき。

格式の選定

律令格式 令は重要な制度を載せ、刑は刑法なること前に述べたり。後時宜に従ひて、律令に規定せる所を變更するか、または新たに施政上必要な命令を發せることあり。これ等を名づけて格キヤクといふ。また式シキといふ者あり。これは令に規定せる所を更に細密に規定せるものにして、今の職務章程、施行細則の類なり。四者を總稱して律令格式といふ。格式の撰定は平安朝に至りて始まれり。嵯峨天皇の弘仁十一年に大納言藤原冬嗣等の撰せる格式を最初とし、世にこれを弘仁格式といひ、式、四十卷、格十卷あり。次に清和天皇貞觀十一年、大納言藤原氏宗等は、弘仁十一年より貞觀十年までの格を集めて所謂貞觀格十二卷を撰し、貞觀十三年には、更に弘仁式の足らざる所を補ひて、所謂貞觀式十二卷を作れり。醍醐天皇延喜七年、左大臣藤原時平等は貞觀十一年より延喜七年までの格を集めて所謂延喜格を成し、時平の薨後、その弟忠平は時平の後をうけて式を撰し、延長五年に至りて撰上せり。この式は

弘仁格式

貞觀格式

延喜格式

類聚三代格

延長年間に成りたれど、なほ延喜式といひ五十卷あり。以上の三代の格式の内にて今の世まで存せるものは、延喜式五十卷と、三代の格を類聚せる類聚三代格の缺本あるのみなり。

第二十章 奈良奠都

元明天皇の即位

元正天皇の即位

元明天皇及び元正天皇 文武天皇崩じたまひし時、皇子首皇子サトノミコなほ幼なりしかば、天皇の生母阿閉皇女位に上りたまへり。これを元明天皇といひ、天智天皇の皇女にして草壁太子の妃にいましき。天皇在位九年にして、位を日高内親王ヒタカノミコに譲りたまふ。内親王は草壁太子の女にして文武天皇の御姉なり。皇太子首皇子なほ未だ成長せざるによるなり。日高内親王即位し、元正天皇といふ。元明元正二帝の時代には注意すべき事蹟甚だ多し。但し、元正天皇の養老律令撰定の事は、前章に述べたれば、再び説かず。

和銅錢の鑄造

和銅錢の鑄造 元明天皇慶雲五年、武藏國秩父郡より銅を出だし、かば、詔して和銅と改元したまひ、また銅錢及び銀錢を鑄て、錢文を和同開珎ワトウカイシとなしたまひき。これより先き、天武天皇の朝、對馬より銀を貢上せしかば、鑄錢司を置きて錢貨を鑄

貨幣通用の困難

たまひしが、こゝに至りて、またこの舉ありしなり。然るに我が國にては古より米穀を以て物價の標準となし、米穀を以て他の物品と交ふるを常とせしかば、朝廷にて、新に錢貨を發行したまふといへども、民、反りてこれを不便としたり。従ひて、民をして錢貨の使用に慣れしむるには、數多の年月を要し、政府は或は錢を貯ふるもの位を授くるの制を立て、或は錢を擇ぶものを罰するなどの令をも出だしたりき。

遷都の必要

奈良奠都 古は天皇位に即くごとくに、概ね都を他に遷したまひけるが、諸事簡易を旨としたまへる時代なれば、これが爲めに、國庫を空しくし、萬民を苦しむる等の事は無かりき。然るに大化以來、中央集權の制立ち、百般の事物複雑となりては、廣大にして永久不變なる帝都を起すの必要生ぜり。されば元明天皇和銅元年二月、詔を下して大和の奈良を以て都となすことを告げたまひ、九月、奈良に行幸あり、造平城宮司を置きたまひき。かくて、三年三月、宮城の造營畧成りて、天皇、この地に遷御あり、これより、光仁天皇に至るまで七代七十五年の間、この地に都し給へり。世にこの時代を名づけて奈良朝といふ。

天武天皇の修史計劃

國史の撰修 國史撰修の事は前にも述べしが如く、天武天皇の夙に御心を注ぎたまへる所にして、天皇は川島皇子等に勅して、帝記及び上古の事を録せしめた

古事記

たまひしが、別に稗田阿禮といへる記臆力に富める舍人に命じ、天皇の記臆したまへる所の、代々の皇位の繼承及び先代の舊辭を誦習せしめたまひき。天皇はこの兩様の史書未だ成らざるに崩御ありしが、元明天皇に至り、その志をつぎたまひ、和銅四年、太安麻呂に勅して、阿禮が誦習せる勅語の舊辭を撰録せしめたまへり。その書、翌五年正月に至りて成り、古事記と名づけ、僅に三卷に過ぎざれど、開國より推古天皇の朝までの事蹟を載せ、我が史書の現存せる者の内にて最も古く、且つ古語を漢字にて音譯し、上代の事蹟をば飾りなく傳へたる點に於て、日本書紀にまされり。

日本書紀

日本書紀は元正天皇養老四年五月、天武天皇の皇子舍人親王及び古事記の撰者たる太安麻呂等が勅を奉じて撰上する所なり。これより先き、元明天皇は古事記成るの後、和銅七年に至り、紀清人、三宅藤麻呂に勅して、國史を撰せしめたまへり。思ふに、この舉もまた、天武天皇の御志を成さんとせられたる者にして、前掲の川島皇子等の撰述せる所の國史の後を續補せられしものなるべし。而して、舍人親王、安麻呂等は、川島皇子等の撰述せる所と、紀清人等の撰述せる所とを合せ、これを改修して一部の日本書紀となしたるならん。されば、日本書紀の撰述は、天武天皇、これを始めたたまひ、元明天皇、これをつぎたまひ、元正天皇の朝に至りて、始めて完成したるなり。日

本書紀は三十卷あり、天地開闢より持統天皇の朝までの事蹟をば、和習を帯びたる漢文にて記せるものにして、文飾甚だ多く、中には漢籍の文章をそのまゝ借り來りて文を成せる所すらあり。初は帝王系圖一卷をも添へられしとのことなれど、この系圖は傳はらざるなり。

本朝六國史 日本書紀は我が國の正史なり。これより後、醍醐天皇の朝に至るまでは、續修のことありて、左の五書を成せり。

續日本紀 四十卷 文武天皇より桓武天皇延暦十年まで

日本後紀 四十卷 延暦十一年より淳和天皇天長十年まで

續日本後紀 二十卷 仁明天皇一代

文德實錄 十卷 文德天皇一代

三代實錄 五十卷 清和天皇、陽成天皇、光孝天皇の三代

右の五書は日本書紀と合せて本朝六國史といふ。但し、その後は國史勅撰のこと、止めり。

風土記の撰上 元明天皇和銅六年五月、詔を諸國に下したまひ、畿内七道諸國郡郷の名には務めて佳字を用ひしめ、その地に産する銀、銅、彩色、草木、禽獸、魚蟲等の

六國史の名稱及び所載の年代

地名は佳字を用ひしめ、又風土記を撰上せしむ

本邦地理書の最古なるもの

ものは備さに、その色目を録し、土地の肥瘠、山川原野の名稱の由來及び古老の傳ふる所の舊聞異事をも記して、これを上つらしめたまひき。この詔によりて成れる書を風土記といひ、本邦地理書の最も古きものにして、出雲、播磨、常陸、豊後、肥前の五國のものは今の世まで傳はれり。その他の諸國の分の傳はらぬは、散佚せしもあるべけれど、全く撰上せざりし國々もあるならんといふ。

第二十一章 聖武天皇及び奈良朝の文化

聖武天皇の即位 元正天皇養老八年二月、太子首皇子、既に長じたまへるを以て、位をこれに傳へたまふ。聖武天皇これなり。聖德太子以來興隆せる佛法は、大化改新の後にも、上下の信仰をうけて益、盛大を致し、殊にこの朝に至りては、東大寺、國分寺等の建立あり、且つ、造寺造佛に伴ひて、美術工藝の進歩を見たりき。今、安宿媛の立后及び藤原廣嗣の亂を記せる後に於いて、これを詳にすべし。

光明皇后 古來朝に仕へて勢力ありし諸氏は、大化の新政以來、概ね衰へて、新進の諸家、これに代はるに至れり。功臣藤原鎌足は、天智天皇の朝に薨じ、その嗣子不比等は、未だ幼なりき。故を以て壬申の亂に當りて、不比等は近江にも吉野にも與せず

藤原鎌足の子孫榮達す

異例の立后

して、怨を受くる所無く、長ずるの後、朝廷に仕へて律令撰定の事に與かり、官右大臣に昇り、元正天皇の朝に薨ぜり。而しその子武智麻呂は大納言に任じ、その女宮子娘は早く文武天皇の夫人となりぬ。宮子娘は實に聖武天皇の生母なれば、天皇即位するに及び、尊びて皇太夫人となしたまへり。天皇もまた先きに皇太夫人の妹なる安宿媛を納れて夫人となしたまひしが、天平元年、立て、皇后となしたまへり。然れども、當時、歴代の皇后は概ね皇族に出で、臣下の女の皇后となりたまへるは、その例甚だ稀少なるを以て、朝廷にも異論ありしと覺しく、立后の詔には、仁德天皇の皇后磐之媛武内宿禰の孫女の例を引ききて、物議をまぬかれんとしたまひき。後に、藤原氏の女が、世、皇后となるは、その初實にこの時に起れるなり。安宿媛皇后は、容姿婉麗にして光明あるに似たるを以て、世に光明子と稱せられ、徳高くして内助の功あり、また深く佛教を信じ、落飾して萬福と稱したまひき。

藤原氏の一頓挫

橘諸兄吉備眞備及び僧玄昉 不比等の子は、武智麻呂の外に房前宇合、麻呂の三人あり、皆朝廷に仕へ、武智麻呂は右大臣まで上りしが、天平九年、疫病流行の際、武智麻呂先づこれにかゝりて薨じ、他の三人もついで没し、其諸子は、未だ官淺く位高からざりしかば、藤原氏の勢力は、一時衰へざるを得ざりき。時に勢を朝廷に得

橘諸兄

玄昉と眞備

たるものを橘諸兄及び僧玄昉、吉備眞備等となす。諸兄は敏達天皇の裔にして、その母三千代は藤原不比等に再嫁して光明皇后を生みまつりしかば、諸兄は母の縁にて朝廷に用ひられ、累進して右大臣後には左大臣に昇る。また、僧玄昉と吉備眞備とは新に唐に留學して歸りしものにして、共に天皇の寵を得、玄昉は僧正となりて内道場に居り、眞備もまた漸く官を進められたりき。

藤原廣嗣の亂

藤原廣嗣は宇合の長子にして文武の道に兼ね通ぜる人なり。

この頃、太宰少貳となりて筑紫にありしが、玄昉と眞備とを以て、朝政をみだす者となし、遂に上奏して、二人を除かんことを乞ひまつりしに、天皇、これを容れたまはざりしかば、天平十二年九月、遂に兵を遠河郡前筑前に擧げ、君側の奸を除くを以て名とせり。時に筑紫の地、これに應ずるもの多く、その勢、甚だ盛なりしかば、朝廷、大に驚き、大野東人を以て大將軍となし、諸道の兵二萬餘人を發して、これを討たしめぬ。廣嗣、兵一萬を以て、これと板櫃河後筑後をへだて、陣せしが、官軍の將佐伯常人の爲めに責問せられ、辭塞がるに及び、軍衆は廣嗣を棄て、散じ去れり。廣嗣、海に航して逃れんとせしが、その船暴風にあひて進む能はず、肥前にかへりて、官軍の爲めに捕はれき。朝廷、乃ち廣嗣を斬り、その餘黨を罪し、亂平らぎぬ。

廣嗣誅に伏す

大野東人の西征

廣嗣の擧兵

奈良朝の六宗

歴代の崇佛

聖武天皇及び
光明皇后の崇
佛

國分寺創立の
端緒

佛教の興隆 佛教渡來の初めには、朝野皆、敬神の古俗を守り、これを信ずるもの少なかりしが、聖德太子の出世以來、漸次盛大となり、名僧智識の入唐して歸るもの多く、三論、成實、法相、俱舍、華嚴、律の六宗は傳來しの六宗といふ朝代々の天皇、概ね佛に歸依したまひ、造寺造佛の舉、年に盛なりき。天武天皇が藥師寺を高市に建てたまひ、文武天皇が觀音寺を筑紫に創めたまひしを初めとして、歷朝、寺院の創建または改築の舉あり、法會を行ひ佛像に禮し、佛經を宮中に講じ給ふこと愈、盛に行はれたり。藤原氏にありても、鎌足以來これを信じ、鎌足はその子定惠を僧となし、山科の家を棄て、寺となし、維摩會を創め、不比等は山科寺を奈良に遷して興福寺と改稱し、維摩會をも再興せり。かくて聖武天皇に至りては、佛法を信じたまふこと、前代に過ぎ、至尊の身を以て三寶の奴ヤツと稱せられ、沙彌勝滿と號し給ひ、皇后光明子も亦熱心なる信者にして、その生家藤原氏の氏寺たる興福寺の興隆を謀りたまひ、また、施藥院及び悲田院をその寺内にたて、孤兒貧民及び病者を救ひたまへり。而して、この朝に於ける佛教弘通事業は、奈良の大佛及び諸國の國分寺の建設に若くものなし。

國分寺建立の詔 天武天皇以來屢、諸國に令して、佛教を獎勵したまひしが、この朝に至りては、或は國毎に丈六の佛像を作らしめ、或は七重の塔を立てしめ、或は

國分寺創立の
詔

寫經をなさしめたまふ等の詔令は屢、發せられたり。而して、天平十三年三月に至り、遂に國分寺建立の詔を下し給ひき。其の要領は、天下諸國に僧、尼の二寺を建てしめ、僧寺を金光明四天王護國寺といひ、尼寺を法華滅罪寺と名づけしめ、僧寺には僧二十人を置き、封五十戸、水田十町を賜はり、尼寺には尼十人を置き、水田十町を賜はらんといふにあり。これより、天皇は屢、詔令を下し、或は正税を割きて造寺の費に充てしめ、またひ、或は使を諸國に發して造營を督勵せしめたまひき。この際建てられたる諸國の國分寺は遺跡となりて、または幾多の沿革を経て、今日に残存せり。

金銅盧舍那佛の大像

天皇、初め河内の智識寺に幸したまひし時、盧舍那佛

盧舍那佛大像
造立の勅額

大佛造立の詔

大日の像を拜して、更にその像を作らんとの大願を發したまひぬ。時に僧行基、天皇の寵あり、勅命をうけて佛舍利を伊勢の神宮に納めて神託を請ひ、右大臣橘諸兄もまた神宮に詣て、神勅を得たり。所謂神佛同體説は、この際行基の唱へたる所にし、て、神と佛とは同體なり、盧舍那佛は日輪にして、天照大神と同體なりと説けるなり。かくて、天平十年十月、遂に盧舍那佛の金銅の像を造るの詔を發し給へり。而して、天皇は前年より近江の紫香樂宮シカキノミヤに遷都ありしかば、この像を甲賀寺に建てんとおぼし、十六年にはその骨柱を建てしめたまひしが、俄に遷幸の議ありて、工事を停止し、

再び奈良に都したまふに及び、この像をも奈良に建てたまへり。その鑄造は十九年に始まりて二十一年に至りて成りぬ。その間、改鑄すること八回に及びしと傳へらるゝを見れば、鑄造の容易ならざるを知るに足る。盧舍那佛は座像にして其高さ五丈三尺五寸あり、之に要せし材料は銅のみにて、七十三萬餘斤なりしといふ。かくて、大佛既に成りたるも塗料の黄金に乏しかりしが、二十一年に至り、陸奥國守百濟敬福、その國小田郡より黄金を得、これを獻じまつれり。天皇、大に喜びたまひ、詔して天平感寶と改元し、敬福の位を進め、また天下の田租を免じたまひき。而して、次の帝孝謙天皇の天平勝寶四年に至りて、この大像全く成り、天皇、上皇^{武聖}の行幸ありて、盛大なる開眼式を挙げたまひき。これすなはち、大和の國分寺なる東大寺の本尊にして、今、奈良の大佛と稱するものなり。但し、この大佛は、後、兵火にかゝること二回に及び、現今のはその際、鎔解せる部分を改鑄せるものとす。

僧行基 大佛鑄造の際、神佛同體説を唱へたる僧行基は當時の名僧なり。行基は姓を高志氏といひ、和泉の人なり。諸國を周遊して衆生を教化し、その留止する所に道場を立てたり。その數、畿内のみにて四十九院あり。また、諸國に橋梁を架し、道路を開き、池溝を穿ち、港を築く等、民利を計ること甚だ多かりき。元正天皇の朝、行基は、安

陸奥國黄金を
買上す

東大寺の本尊

行基民利を興
す

りに禍福を説きて民を惑はし、又、私に人を度して僧と爲せるの罪に坐して獄に下されしが、幾くも無くして赦され、聖武天皇の朝には天皇の信仰を得て大佛の建立にあづかり、大僧正に任ぜらる。時人、尊びて行基菩薩といひき。天平勝寶元年、年八十二歳にて寂す。

美術工藝の進歩

造寺造佛に伴ひて、美術工藝は進歩せり。佛像の彫刻には、嵯文會、稽主動の兄弟あり。河内の春日部邑^{カサガベノクラ}に住みければ、世に春日といひき。東大寺の大佛は國中連公麻呂が高市眞國、同眞麻呂、柿本男玉の三人を指揮して作れる者なり。その他、この時代の製作物は、今も奈良附近の諸大寺に残存し、銅佛、木佛、乾漆佛、碾佛等あり。後人の模倣すること能はざる傑作多し。漆器に蒔繪し、螺鈿を施し、七寶を製し、玻璃器を作ること、もまた始まり、刺繡及び染織の術も精巧となれり。この時代に製作せる美術工藝品を天平時代物と稱し、世の賞玩する所とす。奈良の正倉院には多く、聖武天皇の御物を傳へ、拜觀するもの、目を驚かさざるは無しといへり。

家屋及び衣服

家屋建築の術は韓土及び支那の工法を傳へ、寺院の建築盛なるに伴ひて、益々進歩せり。聖武天皇の改修したまへる大安寺は、支那の西明寺の建築圖を傳へ、これに法りて作れる所なりといふ。初、瓦葺は寺院に限られしが、聖武天皇

佛像彫刻

種々の佛像

蒔繪螺鈿玻璃
七寶

正倉院の御物

建築術の傳來

瓦葺の獎勵

朝廷の服制
袖口の廣さを
定む
右衽の令

詩文の隆盛

眞備の略歴

は京師の美觀を成さんとしたまひ、神龜五年、詔して五位以上及び庶民の富有なるものをして、その家を瓦葺となし、丹堊を塗らしめたまへき。この頃の瓦は布を以て泥土を壓扁して作れるものにして、後人、俗に布目瓦フメカワと稱し、その種類少なからず、今も諸國の國分寺の遺跡に至れば、その破片を見ることを得べし。衣服は、朝廷にては、支那の制度に倣ひて禮服、朝服、制服の三種を制定したまへり。而して、元明天皇和銅元年、令して袖口の廣さを八寸乃至一尺と定め、元正天皇養老三年には、天下萬民をして悉く右衽ミヤヅとなさしめたまへり。

漢文學の發達 漢文學は支那と交際し、留學生學問僧を發遣したまひ、また、大學國學を建立せしめたまへる結果、大に進歩せり。律令、國史等の撰修のことは、前に述べたるが如し。この頃の詩集に懷風藻あり、孝謙天皇の天平勝寶三年、淡海三船の撰する所にして、當時の作者六十餘家の漢詩を載せ、雄渾にして觀る可きもの少なからず。而して、當時の漢學者の中、最も秀てたるものを求むれば、吉備眞備と阿部仲麻呂との二人を推さざるを得ざるなり。

吉備眞備と阿部仲麻呂 眞備は元正天皇靈龜二年唐に遊び、留學二十年に及び、名を彼の地に擧げ、聖武天皇天平七年に歸朝し、大學助教となり、右衛士督に進

仲麻呂の略傳

み、東宮天孝の學士となりて寵せられし人なり。而して、孝謙天皇即位の後、一たび藤原仲麻呂の爲に退けられて肥前に左遷せられしが、赦されて還り、遂に特例を以て右大臣に進み、光仁天皇即位するに及びて致仕し、寶龜六年、年八十三にて薨ぜり。仲麻呂もまた靈龜元年の遣唐留學生にして、彼の地に於いて王維、李白の徒と交はりて、文名高く、姓名を朝衡と改めて、玄宗帝に仕へたり。孝謙天皇の天平勝寶中、仲麻呂は歸朝の途に上りしが、海上、風波にあひて果さず、光仁天皇寶龜二年、彼地に没せり。年七十。眞備が高官に昇りて、朝廷の弊政を矯正するを敢てせざりしと、仲麻呂が唐帝に仕へてその官吏となりしとは、共に後人の譏りを受くる所なれど、兩人の學識の當時に傑出し、彼の國人を驚かしたるは、賞賛すべきなり。

國文及び和歌

此時代の國文は前に述べたる古事記及び風土記の文と續日本紀の中なる宣命センメイとなり。宣命は國文もて記せる詔勅にして、早くより存せる者なれど、日本書紀は、之を漢文に譯せるを以て、其時代のは傳はらず、反りて續日本紀の時代の者が傳はれるなり。和歌は、盛に此時代に行はれ、其體雄健にして豪放、後世の彫琢を事とせるもの、比に非ず。主として、此の時代の和歌を收めし歌集を萬葉集といふ。その選者に就きて異説あり、或は橘諸兄の選となし、或は大伴家持オホトモの編む所

宣命

萬葉集

となす。集中載する所の歌人の中、カキモトイヒト梯本人麻呂、ヤマベノシロ山部赤人、最も名あり、ヤマノヘノオクサ山上憶良、大作家持等これにつぐと稱せらる。

人麻呂の略傳

梯本人麻呂と山部赤人 人麻呂は齊明天皇天智天皇の間に生れたる人に

赤人の略傳

て孝昭天皇の裔なりといふ。持統天皇の朝、草壁皇子の舍人となりしが、皇子の薨ずるに及びて、高市皇子の舍人となり、後には石見國に赴任し、元明天皇の和銅の初年、この國にて没せり。而して、その官位甚だ高からずして、六位以下なるべく、石見にても掾か目かを務めたりしものなるべしといふ。赤人の事蹟も詳ならず、持統天皇の頃に生れ、聖武天皇の天平中に没せるが如く、官位は人丸と伯仲の間にて、京師に官し、聖武天皇の朝には屢、車駕に供奉し、また藤原氏に出入せし様に見ゆ。要するに、人丸と赤人とは一時代を隔てたる者の如し。而して萬葉集を選せし頃、既にこの二人を併稱して山梯といひ、歌聖として尊重し、紀貫之の古今和歌集の序には、人麿は赤人の下に立たんことかたし、赤人は人麻呂の下にたらんことかたしと記せり。これ、人麻呂を以て、少しく赤人にまされりとなす者なり。要するに、長歌に於ては人麻呂は古今獨歩といふ可く、短歌に於いては赤人は、優に人麻呂を凌ぐと稱せらる。次ぎに憶良は人麻呂と同祖に出て、官は筑前守に昇り、聖武天皇の天平五年に卒せる人

人麻呂及び赤人の和歌

家持は名門の末に生れ、旅人の子にして、官中納言に進み、桓武天皇の延暦三年に薨ぜる人なりとす。今、これを詳述せず。

第二十一章 和氣清麻呂

一年の中に年號の三つある年

孝謙天皇の即位 聖武天皇は、皇子おはしまさざりければ、阿倍皇女光明皇后の生む所を立て、太子となし、天平感寶元年天平十一年二位をこれに譲りたまへり。皇女位に即きたまふ。これを孝謙天皇となす。この年、再び改元して天平勝寶といひしかば、一年の中に、天平、天平感寶、天平勝寶の三年號ありき。天平勝寶八歲、聖武上皇崩じたまひ、遺詔して天武天皇の皇孫道祖王を以て、天皇の太子と定めたまへり。

仲麻呂寵を得大炊王の立太子

藤原仲麻呂の專權及び淳仁天皇の即位 孝謙天皇即位の初には、橘諸兄、左大臣の職にあり、藤原武智麻呂の子豊成右大臣たりき。時に豊成の弟仲麻呂、大納言たり、敏捷にして天皇の寵遇を蒙り、漸く勢を得、天平寶字元年、事に托して皇太子道祖王を廢し、天皇に勸めて、舍人親王の御子大炊王を立て、太子となしまつれり。王は仲麻呂の子眞從の未亡人なる粟田諸姊を妃としたまへばなり。この年、新に紫微内相を置き、仲麻呂を以て、これに任じ、内外の兵事を掌らしめ給ひければ、仲麻呂

橘奈良麻呂の反

淳仁天皇の即位

仲麻呂の榮達

孝謙上皇の崇佛

僧道鏡の寵幸

呂は、文武の大權を一身に集めて、大に勢ありき。左大臣諸兄はこの年正月に薨じ、その子奈良麻呂は、仲麻呂の專横を惡み、之を除かんと謀れり。然るに、事未だ發せざるに、謀洩れしかば、仲麻呂は、奈良麻呂を始めとしてその黨與を捕へしめぬ。時に前太子道祖王及び二三の朝臣は、拷問の爲めに杖死し、朝臣の仲麻呂に惡きものは皆罪を得、兄豐成すら、太宰員外帥に貶せられたりき。翌二年、天皇位を皇太子大炊王に譲り給ふ。淳仁天皇、是なり。時に、政は孝謙上皇と仲麻呂とに出で、二官八省一臺五府の名稱を改めて唐制に擬し、仲麻呂を以て太保右大臣の改名となし、特に優詔を賜はり、姓名を藤原惠美押勝と改め、字を尙舅と稱せしめ、功封三千戸、功田一百町を補給したまへり。尋て、押勝は從一位に敘せられ、遂には太師太政大臣の改名に進み、正一位に昇り、その三子は參議に任じ、一族皆要職に居り、賜與甚だ多く、豪奢を極め、威福を恣にしたりき。

僧道鏡の寵幸と惠美押勝の亂 孝謙上皇もまた佛法を信じたまひ、天平寶字六年には、出家して法基と號したまへり。この時、僧道鏡といふものあり、本姓を弓削コノサキといひ、河内の人なり、幼より僧となり、法相の僧義淵に學び、後、葛城山に修法して禪行ありき。上皇、これを聞き給ひ、道鏡を召して内道場に置き、禪師となしたまひ、

惠美押勝の反

淳仁天皇の配流と孝謙上皇の重祚

僧道鏡の僭越

尋て少僧都となし、漸く、これを寵したまひぬ。押勝、これを見て不安を懷き、天平寶字八年九月、上皇に諷して都督使となり、畿内、三關、近江、丹波、播磨等の兵事を司り、武藝を簡閲するを名として兵を集めて不軌を謀れり。然れども、告ぐるものありて、謀洩れしかば、押勝は近江に走りて兵を擧げぬ。朝廷、すなはち、將を遣はしてこれを討たしめ、遂に押勝を斬り、その餘黨を誅し、事平らぎたり。

孝謙上皇の重祚と僧道鏡の僭越 亂後、孝謙上皇は僧道鏡を以て大臣

禪師となし、押勝の時に改めたる官名を皆復舊したまへり。而して、淳仁天皇は、押勝の擁立せる所なれば、この年十月、廢せられて淡路に流されたまひぬ。天皇、憂憤したまひ、翌年、配所にて崩御まし、世に淡路廢帝といふ。淳仁の號は明治三年に追謚したまふ所なり。孝謙上皇は淳仁天皇廢位の月を以て再び位に即きたまへり。これを稱徳天皇といふ。こゝに於いて、道鏡は益、殊寵を蒙り、天平神護元年には、太政大臣禪師となりて、文武百官の拜賀を受け、翌年には法王位を授けられ、出入には鸞輿にのり、服食一に供御に準じ、政務を專斷せり。時に道鏡の弟淨人、從二位大納言に進み、一族男女五位以上の者十人に及べりといふ。神護景雲元年、天皇、道鏡の爲に法王宮職を置きたまひしが、その三年正月には、道鏡は西宮の前殿に居りて、大臣以下の

習宜阿會麻呂の奏言

拜賀を受け、自ら壽詞を告げ、物を群臣に賜ひたりき。その僭越なると、既にかくの如し。この時に當り、太宰主神中臣習宜阿會麻呂、道鏡に媚び、伴りて奏して曰く、宇佐八幡の神勅に、道鏡をして皇位に上らしめば、天下必ず泰平ならんとありと。道鏡聞き、大に喜び、皇位を窺ふの念を生じぬ。前代未聞の大事變は、まさに起らんとせり。

和氣清麻呂の西下

和氣清麻呂の忠節

宇佐八幡は豊前の宇佐にあり、應神天皇を祀りたてまつれる神にして、稱徳天皇の常に崇敬したまふ所なり。されば、天皇は阿會麻呂の奏上を聞き、大に惑ひたまひ、從五位下和氣清麻呂を召し、勅して豊前に赴きて、再び神教を請はしめたまへり。道鏡、側に侍り目をいからし劍を按じて清麻呂に謂ひて曰く、汝、能く、我が欲する所を得せしめば、太政大臣を授けん。若し、我が言に違はば、重刑に處せん」と。時に、路豊永といふ者あり、清麻呂を戒めて曰く、道鏡若し天位に上らば、我れ、何の顔ありて朝に立たんや」と。清麻呂意を決して、宇佐に赴き、神託を請ひて還り、これを奏して曰く、天地開けてより、以來君臣の分は自ら定まれり。臣を以て、君となすこと、未だこれあらず。天日嗣は必ず皇緒を立てよ。無道の人は、速かにこれを掃蕩すべし」と。道鏡、聞きて大に怒り、清麻呂を貶して、因幡員外介となせしが、清麻呂未だ任に赴かざるに、更に神教を詐りて、朝廷を欺くの罪に問ひ、姓名を別部穢麻呂

清麻呂の奏言

と改めて大隅に流せり。道鏡また人をして清麻呂を途に殺さしめんとせしが、勅使、來りてこれを救ひぬ。參議藤原百川の子、清麻呂の忠誠を憐み、封二十戸を割きて、これに與へたりき。時に神護景雲三年八月なり。清麻呂は、流されたれど、道鏡の志は遂に成らず。皇位は幸にして全きを得たり。

清麻呂の配流

と改めて大隅に流せり。道鏡また人をして清麻呂を途に殺さしめんとせしが、勅使、來りてこれを救ひぬ。參議藤原百川の子、清麻呂の忠誠を憐み、封二十戸を割きて、これに與へたりき。時に神護景雲三年八月なり。清麻呂は、流されたれど、道鏡の志は遂に成らず。皇位は幸にして全きを得たり。

廣蟲良節にして仁心あり

清麻呂の姉廣蟲

は初め從五位下葛井戸主に嫁し、節操あり、孝謙天皇これを寵し、正六位下に敘しぬ。天皇落飾したまひし時、廣蟲も亦尼となり、法均といひき。藤原仲麻呂誅に伏せし時、斬に當れるもの數百人ありしを、法均尼はこれ憐み、天皇に請ひまつりて、流に處せしめ、亂後饑饉と疫病との爲めに民間に子を棄つるもの多かりければ、尼は八十三兒を收めて、悉く己の養子となし、葛木首の姓を天皇より賜はれり。弟清麻呂の事あるに及び、尼、これに連座し、還俗して舊名に復し、備後に流されしが、光仁天皇即位の後、召しかへされて、天皇の信任を得、典藏、典侍の職を経て、正四位上に至り、延暦十八年を以て卒しぬ。

廣蟲の流罪及び召還

は初め從五位下葛井戸主に嫁し、節操あり、孝謙天皇これを寵し、正六位下に敘しぬ。天皇落飾したまひし時、廣蟲も亦尼となり、法均といひき。藤原仲麻呂誅に伏せし時、斬に當れるもの數百人ありしを、法均尼はこれ憐み、天皇に請ひまつりて、流に處せしめ、亂後饑饉と疫病との爲めに民間に子を棄つるもの多かりければ、尼は八十三兒を收めて、悉く己の養子となし、葛木首の姓を天皇より賜はれり。弟清麻呂の事あるに及び、尼、これに連座し、還俗して舊名に復し、備後に流されしが、光仁天皇即位の後、召しかへされて、天皇の信任を得、典藏、典侍の職を経て、正四位上に至り、延暦十八年を以て卒しぬ。

光仁天皇の治世

清麻呂配流の翌年、稱徳天皇崩御あり。群臣相會して、皇嗣を議し奉りしに、參議藤原百川は、兄良繼及び從兄左大臣永手の子と謀りて、白壁王を立てまつれり。この時、また僧道鏡は、造薬師寺別當となされて、下野に流され、和氣清

光仁天皇の即位と僧道鏡の配流

を立てまつれり。この時、また僧道鏡は、造薬師寺別當となされて、下野に流され、和氣清

山部親王の立太子

光仁天皇の政治

天長節の初め

麻呂は召し還されて本官に復せり。ついで白壁王は即位し給ひぬ。これ即ち光仁天皇にして、天智天皇の皇孫に當り、施基皇子の御子にいませば、皇位は再び天智天皇の裔に歸せるなり。即位の初、妃井上内親王先帝の異母妹を立て、皇后となし、皇后の生み給へる他、戸親王を太子となしたまひしが、後、事によりて皇后と太子とを廢して、庶人となしたまひ、更に皇儲を議したまへり。時に藤原百川は、皇子山部親王が、その母貴からざれど賢明におはすを以て、之を立てんと請ひ、殿前に立ちて、聖斷を待ちたてまつること四十餘日に及び、天皇、その誠意に感じ、遂に山部親王を立て、太子となしたまひき。天皇はまた、前代崇佛の餘、土木盛に興りて、國庫空しく、政の亂れたるを慨きたまひ、勤儉政を勵み、改革したまふ所少なからざりき。始めて天皇降誕の日を以て天長節と定めたまひしは、この天皇の御世にして、寶龜六年の事に屬す。その日十月十三日、諸寺の僧尼をして經を讀ましめ、諸國に令して殺生を禁斷せしめ、且つ宴を内外百官に賜はりたりき。

第二十三章 桓武天皇

平安奠都 光仁天皇は寶龜十二年に崩御あり、皇太子山部親王即位ありき。これを

桓武天皇の即位

長岡遷都

平安奠都と山背國の改名

平安朝

平安京の規模

を桓武天皇となす。聖武天皇の御時、新に宏大なる帝京を起さんと思ほし、數、遷都の舉ありしも、遂に成らず、中止の姿となりしが、この御世に及び、中納言藤原種繼宇合孫の建議あり、延暦三年、地を山背國乙訓郡長岡村に卜し、造營に著手せしめたまひ、その年の内に遷御せしめしき。然れども、後種繼は事によりて暗殺せられしかば、新殿の工事は、年を経るも進捗せざりき。十二年に至り、天皇は更に和氣清麻呂時中宮大夫たりとの議に基き、地を山背國葛野郡宇太村に相したまひ、十三年七月、東西市を新京に遷し、十月、遂にこの地に遷都したまへり。その時の詔に曰く、山背の地は山河襟帶し、自ら城をなすを以て、山背を改めて山城となすべし。庶民、新都を謳歌して、平安京ヘイアンキョウといふ。宜しく、これに従ふ可しと。平安の地はこれより、維新後東京遷都の際まで、千餘年間の帝都となれり。殊に後鳥羽天皇の朝、源賴朝が幕府を鎌倉に開くまで、三百九十餘年の間を平安京の時代といひ、その間、歴史上の出來事は多く、この平安京裏にて起りたりき。平安京の規模は、奈良京の制を擴張し、唐の長安の制を參酌せるものなりと云ひ、東西一千五百八丈、南北一千七百五十三丈ありて、めぐらすに溝渠と築牆とを以てせり。宮城はその北部の中央にあり、宮城の南門なる朱雀門スズクニカドより、京城の南端なる羅城門ワシキに至るまで、幅二十八丈の大路を設け、之を朱雀大路スズクニカドといふ。此大路の

東を左京西を右京といひ、兩京を通じて南北に區劃して、一條より九條に至る。而して一條をば四坊に、一坊をば四保に、一保を四町に分ち、配置井然たること恰も碁盤の目に似たり。また宮城は東西三百八十四丈、南北四百六十丈にして、北は一條より南は二條に至り、東西は東大宮、西大宮に及ぶ。内裏は宮城の内にあり、諸官廳は内裏の四方を圍みたりき。

蝦夷の鎮定

蝦夷は阿部比羅夫の征討の後、久しく叛かざりしが、元明天皇の頃より屢、反を企てたり。されば、歷朝、力をこれに鎮撫に用ひたまひ、新に越後陸奥を割きて出羽國を置き、また多賀柵を築き秋田城を設けなどして、これに備へ、反亂ある毎に、將軍を任じ、兵を發して、これを征せしめしが、従ひて征すれば、従ひて反し、叛服定まりなく、奈良朝の終りまでには、未だ全く朝廷に歸服するに至らざりき。而して、桓武天皇即位の後にも、連年、將軍を命じて、蝦夷を征せしめられたれど、初めの程は、功をたつるものとはなかりしが、延暦十二年、大伴弟麻呂征夷大使となり、坂上田村麻呂、巨勢野足副使となり、赴き征するに及び、始めて功を奏し、大に蝦夷の軍を破りたり。十五年、朝廷、田村麻呂を陸奥按察使兼陸奥守となし、二十年には、これを征夷大將軍に任じたりしに、田村麻呂の軍、向ふ所敵なく、大に蝦夷人を破りて進み、窮追し

歷朝の蝦夷鎮

坂上田村麻呂の征討

田村麻呂の人と爲り

蝦夷の平定

てその巢窟を衝き、殆んどこれをつくし、二十一年、膽澤城を築きてこれに備へ、翌年志波城を築けり。こゝに於て蝦夷の地概ね平定したり。田村麻呂は阿知使主の後にして、弟田麻呂の子なり、勇力人に絶し、身の長け五尺八寸、胸の厚さ一尺二寸、身の重さ二百一斤、眼は蒼隼の如く、鬚鬚は金線の如く、怒る時は猛獸もおそれ伏し、笑ふ時は幼兒も相親めりといふ。この朝、蝦夷の歸服せるは、全く田村麻呂の力によれり。後參議に任じ、累進して正三位兵部卿に至りしが、嵯峨天皇の朝、藥子の亂に功を立てしを以て、遽に大納言に進み、弘仁二年に薨ぜり。時に、朝廷、墓地を山城國宇治郡栗柄村に賜はり、甲冑、刀劍、弓矢の類を棺に納め、屍を棺中に立て、京師に向はしめて、これを葬り、永く皇城の守護となさしめたまひき。田村麻呂討伐の後、蝦夷概ね、朝命を奉ぜしも、猶山谷にのがれ、間をうかがひて出て、寇するものありて、嵯峨天皇以來、征討の師を發したまふこと數回に及び、また、膽澤の鎮所を改めて、鎮守府となし、鎮守府將軍を置きたまへり。而して、陽成天皇の朝、藤原保則が出羽の蝦夷を討ち、これを平らぐるに及び、津輕より渡島海道（今ノ北）までの蝦夷皆内屬し、再び反を爲さざるに至れり。

渤海の入貢

この頃、渤海國は靺鞨の粟末部より出て、高麗及び肅慎の故地を

渤海人の來朝

渤海の入貢

取り、唐の封冊をうけて渤海郡王と號し勢益盛なりき。聖武天皇の朝、其王使を遣はして、我が國に來聘せしめしを始めとして、孝謙天皇の御代にも、その使は來朝せり。然るに桓武天皇延暦十四年に來れる使者は、出羽に漂著して蝦夷人に劫掠せられ、翌年に至りて入京したりき。この時、朝廷にては、人を遣りてその使者を送らしめ、貢期を定めて六年に一貢することゝなしたりしが、後、その請ひにより、年限を待たずして入貢するを許したまへり。

第二十四章 嵯峨天皇

藥子の亂

桓武天皇の次ぎには、皇太子平城天皇、即位したまひしが、四年の後病

藥子の寵幸

を以て位を皇太弟嵯峨天皇に譲りたまふ。平城上皇は、太子たりしときより、藤原種

高岳親王の立太子

繼の女藥子を寵したまひしが、即位の後、藥子は尙侍となり、己の兄仲成と共に權を

藥子の異圖

恣にしたりき。而して、平城上皇は、嵯峨天皇を以て皇太弟となしたまひしも、内實は、己の皇子を立てんとおぼしゝなり。されば嵯峨天皇は、上皇を慰さめんとして即位の翌日、平城上皇の皇子高岳親王を立て、太子となしたまへり。時に、藥子異心を抱き、上皇に勸めて、重祚せしめ、己は皇后とならんとし、且つ、再び都を平城に遷さんと

皇軍の進發

藥子の自殺

謀りぬ。天皇、これを知り、先づ使を遣りて三關を固めしめ、仲成を捕へてその官を貶し、藥子を宮外に逐ひたまふ。上皇、すなはち藥子を召し、これを伴ひて伊勢に赴きたまひしに、諸司及び宿衛の兵、上皇に従ひまつるもの多かりしかば、天皇は坂上田村麻呂に命じて、上皇の軍を美濃に迎へしめぬ。然れども、上皇は事の成らざるを察し、宮にかへりて薙髪したまひ、藥子は毒を仰ぎて死せしかば、亂平らげり。天皇、また、人をして仲成を斬らしめたまひ、皇太子高岳親王を廢し、上皇の皇子阿保親王を貶して太宰員外帥となし、皇弟大伴親王を立て、太弟となしたまひき。時に大同五年元年なり。

學館院と檀林寺の創立

檀林皇后 嵯峨天皇の皇后は、御名を嘉智子といひ、内舍人橘清友の女にいませり。皇后、性柔和にして、容貌世に比なく、后位に上りし後、専ら化導を務めたまひければ、天皇も敬重を加へたまひき。皇后は、弟氏公と謀りて學館院を建て、橘氏の子弟を教育する所となし、又佛法を信じ、檀林等を創め、比丘尼の律を持する者を置きたまへり。世、由りて、檀林皇后といふ。仁明天皇、及び淳和天皇の皇后正子内親王は、この皇后の所生にいませり。

加茂齋院の創置 天皇、上皇と不和なるに當り、和睦を神に禱りたまひ、大同五

有智子内親王
を齋王となす

藏人所の創置

その職制

檢非違使廳の
創置

その職制

年、齋院を加茂社に置き、皇女有智子内親王を以て齋王となしたまひ、弘仁九年には齋院司を置きたまへり。これより後、歴代齋院を加茂社に置くを例としたまひぬ。

藏人所と檢非違使廳 この時嵯峨天皇はまた朝臣が心を上皇に通ずるものあらんことを恐れたまひ、弘仁元年大同五年三月、藏人所クラウツノミヤを校書殿に設け、藤原冬嗣前房の曾孫と巨勢野足とを以て、藏人頭クラウツノカミとし、機密の文書を司り、諸の訴を聴かしめたまへり。この職は後、永制となり、中納言及び侍従の司れる勅命の宣傳はその手にうつれり。その職制たる、頭二人は辨官と近衛中將と各一人をしてこれを兼ねしめ、これを頭辨トウベン頭中將と稱し、その下に藏人若干を置けり。宇多天皇の朝に至り、藏人所に別當を置き、藤原時平を以て、これに任じたまひしより後は、第一等の公卿、その別當となり、頭の上に立つに至りぬ。藏人所につぎて起りしものを檢非違使廳となし、こもまた嵯峨天皇が弘仁年中に衛門府をして檢非違使の事を兼ねしめたまひしに始まれり。蓋し、大寶の制に非違を糺彈するを職とせる彈正臺は、この頃文弱に流れて用を爲さざりしかば、この職を生ぜしものにして、淳和天皇の天長七年には、始めて檢非違使聽の設置あり、仁明天皇承和元年にはその官制も定まりたり。別當一人は參議以上の衛門督または兵衛督を以てこれを兼ねしめ、其命令を別當宣と稱し、勅宣

中央政府に屬
する諸官

地方政治に關
する諸官

に準じ、之に違ふ者は、違勅を以て論ぜらるゝの定めなりき。別當の下に佐尉サウジ志等の官あり、皆衛門府の官人を取り、逮捕に従事するものなり。こゝに於て、衛府の追捕、彈正臺の糺斷、刑部省の判決、京職の訴訟等は皆この廳の手に歸せり。

令外の諸官 大寶令制定以後に生ぜる朝廷の官職を名づけて令外官リヤウゲノカミといひ、前述の藏人所檢非違使廳の如きはその例なれど、猶この外にも令外の官少なからざりき。先づ、中央政府にありては、内大臣は左右大臣の下に班する官にして、光仁天皇の朝に起り、參議は朝政に參議するの職にして、文武天皇の朝に起り、嵯峨天皇の御世より定制となり、中納言は大納言に次ぐものにして、その始めは明かならねど、文武天皇の朝には、既にこれを置きたりき。桓武天皇の朝に始まれる勘解由使カンゲユシもまた重要な職なり。そも、國司には任期の定めあり、その交替する際には、後任の國司は、前任の國司が任期中に調庸等の滞り無きを證する調書と、在廳官物の受領證とを前任の國司に與ふるを法とし、その書類を解由狀カンゲユシといひき。勘解由使は、この解由を検査する職にして、地方官に私曲の事多きより必要を生ぜるものとす。次に親王の任國といふもの、淳和天皇の朝に始まりたり。すなはち、上總、常陸、上野を以てこれとなし、親王をその國の守に任ずるものにして、守といはずして、大守といふな

兵備に關する
諸官

參考國史綱

一一八

り。最後に兵制に於ては、五衛府が數回の沿革を経て、左右近衛府、左右衛門府、左右兵衛府の六衛府となれること、諸國軍國の制は、漸くすたれ、光仁天皇の朝には新に募兵の制を立て給へることを附記し置かん。

漢文學益々盛
なり

漢文學及び學校

漢文學はなほ益々盛にして、光仁天皇より桓武天皇の初めの頃には、石上宅嗣、淡海三船等文名あり、神武天皇より光仁天皇までの謚號は、三船が

大學の制度完
備す

私立學校

桓武天皇の朝に選びまつれる所なりと傳へらる。平城、嵯峨、淳和の諸帝、皆文學を好みたまひ、殊に嵯峨天皇は博く經史に涉り、詩文に巧に、書を能くしたまひ、その諸皇子もまた皆學を好みたまひき。されば、此頃漢文、漢詩は、大に上流社會に行はれ、漢文を以て編述せる書籍は多く出たり。次に學校は、國學は振はざれども、大學の制度は漸く整ひたり。即ち、文章博士、明法博士等は新置せられ、從來の博士は明經博士と稱し、大學に明經道書經、紀傳道支那歷史、明法道法律算道、書道習字音學、支那の六道今日に於いては六分科ありき、而して私立學校もまた京師の地に起り、その名の後世に傳はれる者少なからず。弘文院は和氣清麻呂の子廣世が桓武天皇の延曆年中に建つる所、勸學院は藤原冬嗣が嵯峨天皇弘仁十二年に創むる所、獎學院は在原行平が陽成天皇天慶五年に起せるもの、學館院は嵯峨天皇の皇后橘嘉智子が弟氏公に謀りて仁明

僧最澄

天皇嘉祥三年に建て給へる者にして、皆その一族の子弟を就學せしめんが爲なり。思ふに、此時に當り、政治上、有力なる地位を占むるには、學問を修むるの必要ありしかば、諸家競ひて學校を建て、自家の繁榮を謀りしなるべく、中にも勸學院の如きは、藤原氏の盛時には、大學をも凌ぐの勢ありしといふ。また、僧空海が淳和天皇天長五年に建てたる綜藝種智院は佛敎學校にして、儒學をも敎へ、入學するもの少なからざりき。但し、舊說に淳和院を以て學校と爲すは誤りなれば、この内に數へず。

天台眞言の二宗

奈良朝以來愈々盛なりし佛敎は、僧最澄と空海とを出だして

僧空海

より、益々その根底をかためたり。最澄は近江の人、三津淨足の子なり、初め法相を學び、後、奈良に至り、鑑眞が唐よりもたらせる天台の經釋によりて、始めて、天台宗を説き、道俗を感化せり。桓武天皇二十三年、勅命をうけて入唐し、天台山に登り、道邃、行滿等に從ひて天台の奥儀を傳へ、歸りて天台宗を弘め、天皇の信仰をうけ、嵯峨天皇の弘仁十三年を以て寂しぬ。寂後其の敎義は益々行はれ、淳和天皇の天長四年には、朝廷戒壇院を叡山に立つるを許し、最澄の門弟義眞を以て天台座主となし、清和天皇の朝、最澄に賜はるに傳敎大師の號を以てし給ひき。空海は讃岐の人、俗姓佐伯氏、性學を好み、京師に遊びて大學に入り、明經道を修めしが、終に出家して奈良の大安寺に入

平安朝の八宗

りて三論を學び、延暦二十三年、最澄と共に入唐しぬ。空海、長安に至り眞言の教義を青龍寺の惠果にうけて、其の秘を究め、平城天皇の大同元年に歸朝し、眞言宗を弘めたり。空海はまた詩文に長じ、書を能くし、嵯峨天皇の寵をうけたり。天皇の弘仁七年、空海は金剛峯寺を紀伊の高野山に開きしが、その十四年には教王護國寺を朝廷より賜はり、仁明天皇の朝には眞言院を宮中にたてたまへり。晩年、高野山に隠れ、承和二年を以て寂せしが、醍醐天皇の朝、弘法大師の號を勅諡ありき。天台眞言の二宗起りてより、奈良朝に六宗ありし佛教は、八宗となれり。然れども、この二宗、専ら上下の信仰を受けて従來の六宗を壓し、平安朝の終りまで最も勢ありき。

佛教弘通の方便

神と佛 佛教傳來以前、我が國民はカンナガラの道を信じ祖先を神となして、これを崇敬せしのみにて、別に宗教教義と名づくるものなかりき。されば、佛教傳來するに及び、上流社會に於てはこれを信仰したりしも、一般の民衆は猶舊慣を改めずして佛教は全國に普及する能はざりき。されば、一般民衆の信仰を博せんには、これをカンナガラカンナガラの道と調和せんことは最も巧妙なる方便なるべし。而して、最も早くこれに注意せるは僧行基にして、力を民間の傳道に盡したるのみならず、東大寺大佛の創立に當り、神佛同體説を唱へて、大日如來は即ち天照大神なりと説きしが、最

本地垂跡説

澄、空海の二僧出づるに及び、更に一步を進めて本地垂跡説を立て、佛は神の本地にして神は佛の跡を垂れたまへるものなりと説けり。空海は丹生都姫の神地を奪ひて金剛峯寺をたて、最澄は大物主神を比叡山に祀りて山王と稱せり。これより、妄りに佛名を諸神に附會し、或は菩薩と稱し、或は權現といひ、寺院を神社の傍に營みて僧侶を置き、佛舍利を神殿に供へ、佛經を神前に讀誦するに至れり。世にこれを兩部神道といひ、上下、皆これを信じて怪まず、遂には神と佛との間に殆んど差別なきに至れり。

兩部神道及び神佛混合

第二十五章 藤原氏の專權

淳和仁明二帝の即位

仁明天皇の即位 嵯峨天皇の次ぎには皇弟淳和天皇親王即位し、その次ぎには、嵯峨天皇の皇子なる仁明天皇統を承けたまへり。平城天皇が己の皇子を措きて、皇弟嵯峨天皇を立てしことが原因の一となりて、藥子の亂を生ぜしが、嵯峨淳和の二帝もまた、己の皇子を立てたまはずして、位を皇弟または皇姪に譲りたまひしこと右の如くなれば、仁明天皇もまた、己の皇子を措きて、先帝淳和天皇の皇子恒貞親王を立て、太子となしたまへり。この事たる、一に兄弟の情義を重んじ、先代禪讓の

變則なる皇位繼承順序

恩に報い給ふの御心に出て、誠に美舉たるが如しといへども、もとより人情の自然に背くを以て、自ら皇太子廢立の亂措をなし、權臣をしてこれに乗じて勢威を増さしむるの基とはなりぬ。皇太子恒貞親王の廢立は、實にこれより起れり。今、これを説くに先ちて、述べざる可からざるは、

藤原氏四家の隆替

の次第なりとす。初め藤原不比等に四子あり、武智麻呂の家を南家といひ、房前フナキの家を北家、宇合ウツカの家を式家、麻呂マロの家を京家と稱せしが、南家は仲麻呂の亂にて挫け、京家は初めより顯はれず、式家は廣嗣を出だしたれど、百川が光仁桓武二帝を擁立せしより朝に用ひられ、北家の永手と共に最も勢ありき。而して永手の甥にして眞楯の子なる内麻呂は平城天皇の朝右大臣に上り、内麻呂の子冬嗣は、才文武を兼ね時望ありしかば、嵯峨天皇は冬嗣を以て藏人頭となし、後右大臣となしたへまり、淳和天皇の朝、冬嗣左大臣となり、式家の緒嗣百川右大臣となり、兩家相對立せり。而して、緒嗣は性廉直にして、事苟も國家の利害に關するときは、知りて言はざる無き人なるに、冬嗣は物に接すること寛容にして、専ら私家の隆昌を謀りし人なり。嘗て、南圓堂を氏寺興福寺に建て、一家の興隆を祈り、勸學院を起して同族の子弟を教育したるは、實に冬嗣にして、緒嗣にはこれ等の事なきを見

南家京家は榮えず

北家の冬嗣と式家の緒嗣と

北家の顯榮

ても、兩人の性質が相同じからざるを見るべし。されば冬嗣は、左大臣たること僅に二年にして薨じたるに拘はらず、その女順子は仁明天皇の皇后となり、その子良房は賢明にして、勢を朝廷に得、その子孫は益々榮達するに至れり。而して、藤原氏は、一族内にて互に自家の勢力を増進せんことを争ひしのみならず、常に他の名家舊族を排擠して憚からざりき。

承和の變

仁明天皇の太子恒貞親王は先帝淳和天皇の皇子にして、皇后正子内親王嵯峨天皇の皇女の出にいまし、年既に長じ深く世故に通じたまへり。されば仁明天皇の皇后順子藤原冬嗣の女に稱すが道康親王を擧げたまふに及び、太子は後年の事を慮りて儲位を辭せんことを請ひたまひき。天皇、これを許したまはざりしが、承和九年、嵯峨天皇崩御の後に至り、春宮葛城帶刀伴健岑、但馬權守橋逸勢等、太子を奉じて亂をなさんとすとの訛言あり。こゝに於いて太子は廢せられて道康親王、これに代はりて太子となり、建岑と逸勢とは流され、朝臣の連座するもの六十餘名に及びぬ。これ、藤原氏が道康親王を立てんとせしが爲めにして、且つこれを機として、己れに不利なる朝臣を除きしものなり。

皇族賜姓

大寶令の制度によれば、皇子及び皇兄弟は、勅旨を以て親王に列し、以

太子恒貞親王廢せられ道康親王これに代はる

皇族賜姓の初

賜姓の理由

下五世に至るまでは、これを諸王とし、六世に至り始めて姓を賜はるを法となせり。然るに、桓武天皇より以來、姓を皇女に賜はりて、直に臣列に下すと行はれ、代毎に多くなれり。嵯峨天皇が、源姓を諸皇子に賜はれる時の詔によれば、皇子を親王に列し給ふ時は、一定の食封を給與せざる可からざるを以て、府庫を費すこと多ければ、これを臣列に下して官吏となし、その俸祿を以て衣食せしめんといふにありしもの如し。然れども、これ等の諸氏は、皆藤原氏の爲めに排擠せられて力を朝廷に伸ぶること能はざりしかば、多くは地方官となり、遂には土着して、武人の棟梁となりたりき。

藤原良房太政大臣となる

仁明天皇の次には道康親王即位したまひ、文

文德天皇の即位

藤原良房の勢力

大臣の太政大臣たるの始

德天皇といふ。天皇は藤原冬嗣の女順子の出にいませば、冬嗣の子なる右大臣良房は、朝に勢ありき。良房の女明子も亦、天皇の太子たりし時、其宮に入りて、惟仁親王を擧げ、天皇即位の後立ちて皇后となりぬ。世に染殿ソメノドの后キミと稱す。然るに皇長子惟喬親王キミの生む所、年既に長じ令名ありしかば、天皇は、これを立て、太子となさんとしたまひしも、意の如くなすことを得ず、止む無く、惟仁親王を立て、太子となしたまへり。これより、良房の勢年に盛にして、天安元年には太政大臣に昇れり。臣下の太

政大臣は先きに押勝道鏡の徒あれど、以て常例となすべからず。此二人を除けば、良房を以て初任とし、爾後累代その家より、この官を出だすに至れり。

應天門の火災と藤原良房の攝政

文德天皇は天安二年に崩じたまひ、惟

清和天皇の即位

仁親王、年僅に九歳にして即位あり。清和天皇、これなり。太政大臣良房は、萬機を攝行しぬ。されど、この時未だ攝政の名なかりき。良房は兄長良ナガノの女高子を天皇の宮に入れ、立て、皇后となせり。世に二條の后と稱し、その生みまつれる皇子貞明親王は、生

れて僅かに三月にして太子となりたまひき。貞觀八年、大納言伴善男サネヲ、右大臣良相ヨシノ、

良房良相兄弟の軋轢と應天門の火災

伴氏の盛衰

弟と謀り、良房の股肱たる左大臣源信タケノブの皇子ミコを陥れんとし、諸子と共に火を應天門オウテンの正門を放ちしが、事顯はれて流にあひぬ。伴氏は大伴氏に出でたり。初め大伴長

德は孝德天皇の朝に右大臣となりしが、其後、漸く用ひられず。桓武天皇の時、長德の

玄孫繼人は藤原種繼を殺すに與かりて誅せられ、繼人の子國道もまた流され、伴氏

を稱したりき。善男は、國道の子にして、大納言に上りしが、妄りに榮達を謀りて此舉

に及び、伴氏は遂に衰へたり。この年貞觀八年八月、天皇、良房に勅して、天下の政を攝行せ

しめたまふ。三代實錄これに藤原氏の攝政の初めとす。元來、攝政は皇后、皇太子の任

なりしを、これより、この職は藤原氏に歸せるなり。十三年、勅して良房の封三千戸を

人臣の攝政の初

貞觀の治

増し、三宮に準じて年官を賜はり、且つ隨身兵仗を賜はりぬ。而して、翌十四年、良房薨ずるに及び、天皇、政を親らし、恭儉以て下を率ゐたまひ、天下よく治まれり。世にこれを貞觀の治と稱す。天皇、幼かりし時、皇兄、惟喬親王を超えて位につきたるを悔いたまひ、年二十七にして位を太子、貞明親王に譲り、水尾ミヅノ波丹ハニに隠れ住みたまひき。因りて水尾天皇ともいふ。

藤原基經の攝政

光孝天皇の即位

宇多天皇の即位

阿衡の争と藤原基經の關白 良房子無く、兄長良の子基經を養ひて子となせり。清和天皇の朝、基經、右大臣となりしが、次ぎの帝陽成天皇貞明親王の御世には攝政となり、尋て太政大臣に昇れり。然るに天皇、長じて昏狂日に甚だしく、亂行ありたまひければ、基經は廢立を議し、仁明天皇の皇子時康親王を奉じて、位につけまつりき。これを光孝天皇といふ。天皇、基經を德とし、これをして政を執らしめ、垂拱して成るを仰ぎたまふ。されど、未だ關白の名なし。天皇崩御に際し、基經、臥内に入り、奏して皇嗣を定めんと請ひ、皇子定省王サダメを奉戴しまつりしに、天皇喜びたまひ、王を親王となし、立て、皇太子となしたまひぬ。定省王、立ちたまひて宇多天皇となりたまふ。天皇、即位の時、勅して萬機悉く基經に關白せしめ給ひしに、基經、當時の慣例により、一旦、これを辭しまつりければ、天皇、再びこれを勅したまへり。時に左大辨橘廣相ヒロノ勅答

阿衡の争と橘廣相の退職

關白の初め

を草し、阿衡を以て卿が任とせよとありしより、阿衡には典職ありや否やにつきて物議を醸し、半年を過ぐるも決せざりしかば、天皇は詔勅を改草せしめたまひしに、基經、始めて勅を奉じぬ。この時、廣相、天皇に寵ありしかば、基經は、これを排せんとしてこゝに至れるなり。廣相、退けられ、橘氏、これより振はず、而して基經は、これより萬機を關白しぬ。これを關白の初めと爲し、後には天皇幼にいませば、藤原氏の人、先づ攝政となり、長じたまへば、即ち關白となるを以て例となせり。

第二十六章 菅原道眞及び延喜時代

宇多天皇の親政と菅原道眞の登用 宇多天皇は英明の君にして、夙に

藤原氏の專權を惡み、これを抑壓せんとおぼし、寛平三年、關白基經薨じ、その諸子未だ官低くして勢を得ざるに乗じ、菅原道眞を拔んで、藏人頭となし、機密に與らしめ給ひき。道眞は野見宿禰の後裔にして、曾祖父古人コトノヒトが菅原姓を賜はりて、光仁天皇の侍讀となりしより、世、儒業を以て朝廷に奉事し、祖父清公は嵯峨淳和の二朝に侍讀となり、父是善は仁明、文德、清和三代に仕へて參議となり、一代の儒宗たり。道眞は性聰敏にして、詩文に長じ、少内記、式部少輔を経て、讃岐守となりしが、阿衡事件に際

菅原道眞を擢用す
道眞の祖先

道眞漸く重用せらる

し、書を基經に呈して廣相を救ひたることあるより、天皇も、これを知ろしめし、遂に此拔擢を蒙れるなり。これより、道眞は、寛平五年に參議に進み、九年には權大納言となり、右近衛大將を兼ね、加ふるに、その女衍子は、その前年に後宮に入りて女御となされたり。以て、天皇が道眞を遇すること、尋常に非ざるを見るべし。

遣唐使の廢絶と支那韓土の變遷 舒明天皇以來、朝廷、唐と交際し、屢、遣唐

航海の困難

使を發し、彼れの使節もまた來朝せしが、仁明天皇承和元年、藤原常嗣の持節大使となりて唐に赴きし後、久しく絶えたりき。されば、宇多天皇寛平六年、唐使の來朝あるに及び、天皇は菅原道眞を遣唐大使となし、將に發せしめんとし、給ひぬ。然るに、當時、造船航海の術甚だ幼稚にして、使船の沈没すること屢なりければ、遣使の擧ある毎に、朝廷はこれを神佛に禱り、使人は發するに臨み、父母妻子の別を惜むこと死を送るが如き有様なりき。加ふるに、この時在唐の僧中瓊なる者、書を上つりて唐國に内

唐の内亂

亂あるを告げ來れり。道眞、乃ち、使人の生命を犠牲に供し、國庫の財用を費やして、渡唐するも、その利甚だ少なかるべきを察し、上表して、遣唐使を止めんことを請ひま

遣唐使の廢絶

つりぬ。朝議、これを許し、遣唐使は廢せられたり。唐は、幾くも無くして滅亡し、五代の世となり、次いで宋は起れり。本朝、宋と交際せざれど、商賈の往復はこれを禁ぜざり

宋との關係

新羅との關係

き。韓土にありては、百濟高麗の滅後、新羅の使者は屢、來朝したりしが、その國屢、我れに對して無禮の擧ありき。されば、淳仁天皇の朝には、兵を發して、これを討せんとし、たまひしが、内治に急なるを以てこれを止め、仁明天皇の承和九年には、合して、新羅の使者の來朝を禁じたり。清和天皇の朝、新羅人來寇の流言あり、朝廷、九州、四國、中國の沿岸地を防禦し、九州にありし新羅歸化人を陸奥に移しぬ。既にして、新羅大に亂れ、宇多天皇寛平六年には、その船、來りて對馬に寇せしが、對馬、守文室善友、拒戦し、大にこれを斬獲したりき。されば、朝廷は更に意を沿海の防備に用ひたまひしに、幾くもなくして、王建なるもの新に起り、新羅を滅して高麗國を建てたり。朱雀天皇の朝に至り、高麗王の使者來りて朝貢せしに、廷議、これを退け、唯通商を許可せり。韓土の北なる渤海はその後朝貢を缺かざりしが、醍醐天皇の朝、契丹の爲に滅ぼされたり。契丹、乃ち、渤海の遣臣を使者として、來貢せしも、朝廷はこれを受けたまはざりき。ここに於て、我が朝廷にて交際したまふ國は、世界中、一國も無くなりたりしなり。但し、商賈の往來は禁ぜざりしかば、貿易は猶行はれたりき。

王建の高麗國

契丹との關係

菅原道眞と藤原時平 宇多天皇在位十年にして、太子敦仁親王に傳へたま

醍醐天皇の即位

ふ。太子即位あり、醍醐天皇といふ。天皇、年甫めて十三。上皇、基經の長子大納言時平及

藤原時平菅原道真朝にならぶ

時平の黨與道真を護す

道真の配流及び薨去

び權大納言菅原道真をして、新帝を輔佐せしめ給ひ、尋いで時平を左大臣となし、道真を右大臣となしたまへり。時平は年少く氣鋭くして、己が心に任せて政を決し、道真は年既に五十に過ぎ、事に當るに著實なり。法皇宇多天皇と醍醐天皇なりたまふ。天皇と謀り、道真をして専ら朝政を掌らしめんとし、これを道真に諭し給ひしに、道真固辭して受けざりき。時平、これを知りて大に不平なり。時に大納言源光は仁明天皇の皇子にして、中納言藤原定國は門地高く、共に道真の下風に立つを喜ばず、式部少輔藤原菅根、道真をうらむことあり、これ等の輩皆時平に黨し、天皇に誣奏すらく、道真は天皇を廢して皇弟齊世親王親王の妃は道真の女なりを立てんとすと。天皇、これを信じたまひ、延喜元年正月、道真を貶して太宰權帥となしたまひぬ。この時、法皇は道真がその罪にあらざるを知り、百方、これを救はんとしたまひしも、遂に成らざりき。道真配所門にあり、門を閉ぢて出でず、二年の後、太宰府に薨せり。年五十九蓋し、他氏族の顯榮の地に登るを忌みて、これを排擠するは、藤原氏の慣用手段にして、道真も亦、これに遭ひしなり。されば、この時朝官の常に時平と惡きものは、皆連座して罪を得たりき。然るに、道真は德望極めて高き人なりければ、世人はその冤罪を悲まざるは無く、これより後、時平の黨人相ついで没し、京師にもまた災異起るに及び、これを以て皆道真の靈の祟

天滿天神の由來

寒夜御衣を脱す

朝臣の奢侈

學問の隆盛

漢文學

りなりと信ぜり。醍醐天皇も後に道真の冤を知り、その本官を復して正二位を贈りたまひ、民間にては、祠を京都の北野に立て、道真を祠りて天滿天神と稱し、これを尊崇せり。朝廷、由りてこれを二十二社の中に列し、一條天皇の朝には贈るに正一位を以てし、北野社行幸の例を開きたまひき。

延喜の世 道真退けられし後は、時平の黨なる源光は右大臣に昇り、時平と共に政に與かりたり。天皇、英明にして政を勵み、又能く下を慈みたまひ、かつて、寒夜に當り、百姓の貧くして、蔽ふに衣なきものある可きを軫念せられ、親ら御衣を脱して凍餒の苦を察したまひき。世に延喜の御代と稱し、天下泰平の模範とするは、實にこの御時にして、京師の繁榮、前古に例無く、藤原氏の子弟は諸皇族と共に顯要の官に上り、富貴を極め、奢侈を事したり。天皇屢令して朝臣の奢侈を戒めたまひしも、行はれざりければ、左大臣時平と謀る所あり、時平をして、故らに美服をまといて入朝せしめたまひ、職事を召して、時平を責めしめたまひ、朕今奢侈の風を改む可き制を下し、に身、百官に長として、先づ其禁を犯すとあるまじきなりと勅し給ひぬ。時平、恐懼して屏居すると一月に餘りしかば、百官の風俗、是より稍改まりきといふ。此朝學問の盛なること、前代に過ぎ、朝廷、學者に富めり。漢文學には菅原道真を始めとして、

三善清行^{キヨキリノハセ}紀長谷雄^{ノリヒコ}等皆一代の儒宗たり。清行は文章博士に任じ、大學頭に進み辛酉革命の議を出だして改元を請ひて^{昌泰四年辛酉を改め}延喜元年となす。また意見封事十二條を上つりて時弊を述べしを以て名あり。長谷雄は道眞の門に出て、文章博士、大學頭を経て參議に任じ、中納言に進みたる人なり。延喜格式、三代實錄等の成れるも、實にこの朝にありき。奈良朝に盛なりし和歌は、平安奠都の初めには一時衰勢に陥りしが、この頃に至りてまた復興し、延喜五年には紀有則^{アヲリノリ}紀貫之^{ノリツグ}凡河内躬恒^{ノボコウヘ}壬生忠岑^{ニギマキ}等は勅を奉じて古今和歌集を選しまつりぬ。これを本邦勅撰和歌集の最初とし、爾後、歴代和歌勅撰の擧あり、後花園天皇の朝までに二十一代集は成りたり。書は醍醐天皇を始めたてまつり、道眞貫之等もまたこれを善くし、小野道風、最もこれに名あり。巨勢金岡は書に長じ、古今獨歩と稱す。宇多天皇の朝に漢土歴代の名臣の像を紫宸殿の障子に寫したるに、世に聖賢障子といふもの、これなり。

地方の情況と莊園の起源

以上は延喜の御世に於ける朝臣の狀態にして、所謂延喜の治とは、平安城裏の泰平を謳歌せるの語なり。然りとていへども、眼を轉じて地方を一瞥すれば、國郡司は概ね私利を營みて悪政多く起り、戶籍の法みだれ、班田の制行はれず、莊園と名づくる一種の私有地は漸く起りて、國庫の租入は年毎

和歌

書畫

地方制度の紊亂

莊園の起源

地方の情況

に減じたりき。蓋し莊園には荒蕪地を開墾せるにより起れるもの、賜田より起れるもの、功田を朝廷に返納せざるより起れるもの、神社佛閣に寄進せる地より起れるもの等あり、皆國衙の治に與からずして租税を納むるを要せざるものなり。されば、莊園の増加は國庫の收入を減少するを以て、朝廷にては屢々これを禁じたまひたれど、莊園の所有者は概ね朝政に參與する權門勢家またはこれと關係ある諸大寺等なれば、禁令は決して行はるゝこと無かりき。加ふるに、兵制廢弛して警察の事務舉がらず、群盜、山野に起りて良民を掠め、海には海賊船の横行するあり、遂に盜賊が京師の内に出沒して官衙に闖入することさへありき。されば、諸國の交通益、不便にして、地方の事情は京師に通ぜざること多く、京師は徒に繁榮するのみにして、地方の疲弊は言語に絶えたりき。延喜十四年に三善清行が上つれる意見封事十二條なるものは、能くこれ等の時弊を述べて、救濟を請ひしものなれど、朝廷にては、これを用ふるに能はずして止めり。思ふに、これ、勢の如何ともすること能はざるによれるものにして、後年地方に變亂を生ぜるは、その原因は早くこの時代に於いて醸されし所なりとす。

第二十七章 承平天慶の亂

將門東國を授す

平將門の反 醍醐天皇の次ぎには、皇太子朱雀天皇即位ありしが、この天皇の御世に至り、東に平將門の反するあり、西に藤原純友の亂を起せるありき。將門は平高望の孫にして、良將の子なり、性勇悍にして、騎射を善くし、かつて、攝政藤原忠平平時の弟に仕へ、檢非違使佐たらんことを乞ひしに、許されざりしかば、東國に還れりといふ。承平五年、將門は叔父常陸大掾平國香ミカと隙あり、兵を擧げてこれを殺し、ついで叔父下總介平良兼と戰ひてこれを破りしより、後、東國大に亂れたりき。然れども、此時に當り、將門は朝廷に對して反を謀りしに非りしが、天慶二年、常陸の人藤原玄明を救はんとし、常陸守藤原惟幾を捕へ、常陸國府を燒くに及び、武藏權守與世王の勸めにより、遂に反を企て、僞宮を下總國猿島郡石井郷に建て、百官を設け、自ら新皇と號せり。

將門遂に反す

純友兵を擧ぐ

藤原純友の反 純友は中納言長良の曾孫にして、太宰少貳良範の子なり。初め、純友伊豫掾たり、守紀サキ淑人シユヒトと共に命を奉じて、南海の海賊を追捕せしが、承平四年、任滿ちたれども、京師に歸らず、海賊を集めて反を企て、南海山陽二道を劫掠しぬ。天慶

將門純友の亂は豫め共謀せるに非ず

二年、朝廷、報を得、純友を諭し、從五位下を授けて、反亂を止めしめたまひしに、純友聽かず。讃岐介藤原國風と戰ひ、讃岐の國府を火けり。將門純友の亂は殆んど同時に起りしを以て、當時、京師にありては、兩人豫め相謀りて、東西相呼應して、事を擧げたりとの風聞ありたるもの、如く、從ひて、史書に、兩人相携へて、比叡山に登り、皇城を俯瞰して、謀を定めしことを記せるものあれど、東西の亂同時に起りたるは、全く偶然にして、兩人、豫め共謀せるには、非ざりしなり。

東西の鎮定

朝廷征討の將を任命す

平貞盛藤原秀郷等將門を滅す

朝廷、東西の變報を得て、大に愕き、天慶三年正月、參議藤原忠文を征夷大將軍に任じ、東海、東山兩道の追捕使と共に、將門を討たしめ、又、右近衛少將小野好古を山陽道追捕使となし、純友を討たしめ給へり。忠文、未だ東國に到らざるに、國香の子貞盛は下野押領使藤原秀郷左大臣魚名の後裔と兵を合せて、將門を討ち、遂にこれを斬れり。與世王以下、また誅に伏し、東國平定す。朝廷、功を賞し、秀郷を從四位下、武藏下野兩國の守となし、貞盛を從五位下、右馬助に任じ給ひき。次ぎに南海に於いては、純友の勢益、振ひ、この年八月、伊豫、讃岐及び山陽諸國に寇し、十月には進みて西海道に入りて、太宰府を取れり。朝廷、改めて好古を以て、追討使長官となし、太宰少貳源經基を次官とし、戰艦二百餘を以て、純友をうたしめ、四年五月更に參議藤原忠文を征

小野好古源經基等純友を討つ

西大將軍と爲し、諸軍を統べしめ給ふ。忠文未だ發せざるに當り、好古經基はこれを太宰府にうちしに、賊軍大敗し、純友は僅に身を以て免かれて伊豫に走り、警固使橘遠保の爲めに射殺されたり。かくて官軍進みて、賊の餘黨を斬りしかば、南海もまた平らぎぬ。承平年間より天慶年間に亘れる變亂なれば、世にこれを承平天慶の亂とも、または單に天慶の亂ともいへり。この亂は東西一時に起り、平安城裏に優遊せる公卿を驚かしめると言語に絶えたる程にして、朝廷にては、諸大社諸大寺に命じて祈禱を修せしめ、使を太神宮に遣はして平定を禱らしめたまひ、鎮定の後には太神宮以下の諸社に奉幣し、また賀茂社行幸及び石清水八幡山の臨時祭を興したまひき。

第二十八章 藤原氏家門の争

兄弟叔姪の争 初め藤原氏は連りに他氏族を排擠し、自家の榮達を謀りたりしが、その勢盛なるに及びては、同じ北家の裔にありながら、流を異にし、系を同くせざるものは、互に相排斥し、遂には兄弟叔姪の間といへども、猶權力を争ふに至れり。天曆の治 朱雀天皇の次ぎには村上天皇即位ありき。この朝、藤原忠平、關白、太政大臣たり、その二子實賴、師輔、左右大臣となり、父子同時に三公に列し、榮貴顯達前古

藤原忠平父子の榮貴

村上天皇老吏に問ひて政を勵む

菅原文時の封事

天徳の火災

冷泉天皇の即位

に比なし。天皇は先帝の皇弟にいまし、天資明敏にして銳意治を圖り給へり。天皇、かつて一老吏を紫宸殿に召し、延喜の御世と朕が代といづれか勝れると問ひたまひき。老吏畏み答へて曰く、賤吏、何をか知らんや、たゞ主寮殿にては多くの松明を費し、率分堂の前には草の茂れるを異れりと見るのみなりと。主殿寮にて多く松明を要するは、政務多忙にして夜分に至るが爲めにして、率分堂は調庸を割きて納め置く所なれば、堂前に草の生ぜるは歳入に餘り無きをいへるものなり。天皇、大に愧ぢ、益御心を政に注ぎ給ひきとぞ。この時、年號を天曆といひしかば、後の治をいふものは、延喜、天曆を併稱せり。然れども、紀綱の廢弛既に久しく、盜賊地方に横行し、また京師に竊發し、且つ京師に火災多し。大内記菅原文時道眞の曾孫が封事を上つり、三事を條陳して時弊を論ぜるは、實に天曆八年の事なり。殊に、天徳四年には禁中火を失して、温明殿に延焼し、崇神天皇の朝に模造したまへる神鏡もまた災に罹りたりしかば、天皇、深く自ら警懼し、廢朝すること三日に及びたまひき。

安和の變 藤原師輔の女安子、村上天皇の后となり、憲平、爲平、守平の三親王を擧げ給ふ。天皇崩じ、太子憲平親王立ち給ひぬ。冷泉天皇これなり。天皇、幼より心疾に罹り、即位の後益、甚だしくおはしければ、この御世の政治は全く藤原氏に出てたりき。

村上天皇の遺詔

橘繁延藤原千晴等反を謀る

源高明退けらる

兼通弟兼家に超えらる

されば文帝村上天皇は早くより爲平親王を立てんとおぼし、に親王は源高明醍醐天皇の皇子の女を妃となせるを以て、藤原氏を憚りて果さず崩御の際、左大臣藤原實賴を召して爲平親王を立て、冷泉天皇の太子とすべきを諭さしめたまへり。然るに實賴は遺詔に背きて守平親王を立て、太子となしまつりぬ。中務少輔橘繁延廣相の前相模介藤原千晴秀郷の子等藤原氏の專權を惡み、爲平親王を奉じて、之を位に即けまつらんと謀りしが、安和二年に至り、其黨源滿仲經基の子繁延と隙を生じ、變を告げまつりしかば、事顯はれ、繁延、千晴等は流罪にあへり。源高明臣時は全くこの謀に與からざりしも、また嫌疑をうけて太宰權帥に貶せられ、右大臣藤原師尹師輔の弟は左大臣に進みぬ。世にこれを安和の變といふ。

兼通兼家の争權

守平親王即位して圓融天皇といひき。先帝も天皇も師輔の女安子に出でたまへるを以て、師輔の裔孫は益榮達するに至れり。而して師輔の長子伊尹は、伯父實賴につぎて攝政となりしが、病にかゝりて職を罷むるに及び、その二弟兼通、兼家の間に争權を生じぬ。兼通は兼家の兄なれど、此時天皇に疎んぜられ、兼家、既に大納言に昇りしに、己は參議に過ぎざりき。兼通、豫め今日あるを知り、妹安子母天皇のに乞ひて、攝關は兄弟の順序によるべしとの手書を得たりしが、こゝに於

兼通關白とな

兼通兼家を左轉せしむ

花山天皇の即位
藤原義懷政を
を決す

兼家謀を設け
て花山天皇を
遷位せしむ

て、密にこれを天皇に上つりぬ。天皇、母后の言に違ふ能はずして、止む無く兼通を以て關白となしたまへり。兼通、これより權を專にし、貞元二年左大臣源兼明醍醐天皇の皇子を斥け、陽尊して親王となしぬ。兼明は英邁にして學に篤く、菟裘賦を作りて懷を述べたる人なり。この年、兼通病にかゝるや、兼家はこれを聞きて既に薨せりと信じ、早くその職に代はらんとし、兼通の第前を過ぐるも入らずして參内しぬ。兼通、大に怒り、病をつとめて踵いて參朝し、最後の除目除目は任官の儀式を行はんとて、兼家の右近衛大將に褫ひて治部卿に左轉せしめ、關白職を右大臣賴忠實賴の子に譲り、第に歸りて薨せり。

花山天皇の讓位

花山天皇は冷泉天皇の皇子にして、圓融天皇につぎて立ち給へり。天皇は伊尹の女懷子を母とせるを以て、懷子の兄權中納言義懷は左中辨惟成と共に機務を決し、關白賴忠以下員に備はるのみなり。この朝兼家の女詮子の生みまつれる先帝圓融天皇の皇子懷仁親王は立ちて太子となりたまへり。兼家は早くこの太子を立て、外戚の權勢を張らんと欲せり。偶、天皇寵姫兼家の弟の女を喪ひて、悲歎に沈みたまふを見て、兼家は次子道兼と謀り、僧嚴久をして佛説を進講せしめまつりしに、天皇は益、厭世の念を起さしめたまひき。こゝに於いて、兼家父子は天

一條天皇の即位

皇を欺き、これを元慶寺に誘ひて剃髮せしめまつりぬ。かくて、皇太子懷仁親王即位あり、一條天皇といふ。兼家の志、始めて成り攝政となりて政を專にし、己の女超子の出なる居貞親王冷泉天皇の子を立て、太子となしまつれり。

道隆道兼の争

道兼は花山天皇遜位の事に與かりて功あるを以て、父の職をつがんとせしに、志を得ざりければ、大に失望し、父の喪にあるも戚客なく、衆を集めて遊戯せりといふ。ついで、道隆は病にかゝりしかば、子伊周イナカをして事を視せしめしに、伊周は父につぎて

伊周の失望

關白たらんことを欲せり。然るに、道兼、却りて關白に任ぜられしかば、伊周は怒りて道兼を呪咀せしに、道兼は職にあること僅に七日にして薨じぬ。こゝに於いて伊周は、この度こそはと思ひしに、叔父道長は道兼に代はりて政を執りしかば、伊周の不

伊周の不敬罪

平は益、甚だしかりき。時に伊周は事によりて花山法皇を疑ひ、伊周の弟隆家は矢を法皇の御袖に放ちまつり、加ふるに、天皇の生母東三條院子證を呪咀しまつりしかば、事顯はれて罪を得、伊周は太宰權帥に隆家は出雲權守に貶せられたり。されど、伊周は幾くも無くして赦されて還り、大臣に准ぜられたりき。

道長の榮華 伊周貶せられし後は、道長、内覽となりて政を專にせり。内覽とは

道長の内覽

皇后中宮並び立つの初め

三條天皇の即位

後一條天皇の即位と小一條院の辭讓

道長攝政太政大臣となる

藤原氏榮華の極點

太政官の文書を内覽するの義にして、攝政關白と同じ權力を有するものなり。これより先き、伊周の妹定子は、一條天皇の中宮たりしに、道長は己の女彰子を後宮に納れて女御とせしが、之を定子の下に置くを欲せず、定子を改めて皇后となし、彰子を中宮となせり。これを、二后並び置くの初めとなす。一條天皇の次ぎには三條天皇冷泉天皇の子居貞親王立ちたまひ、道長の女妍子は中宮となり先帝の皇子にして彰子の生みまつれる敦成親王は太子となりたまへり。敦成親王、即位し後一條天皇といふ。天皇は先帝三條天皇の皇子敦明親王濟時の生む女所を立て、太子となし給ひしが、親王は道長を憚りて儲位を辭したまへり。道長、大に喜び親王を太上天皇に準じ小一條院の號を上つり、且つ己の女寛子を以て院の妃と爲し、これを厚遇しまつりぬ。この朝道長攝政となり太政大臣に任ぜられ、その女威子を以て女御となし、ついで立て、中宮となし、太皇太后彰子一條天皇の中宮にして道長の女に上つるに上東門院の號を以てしたりき。門院號、こゝに起る。藤原氏の榮華は道長を以てその極點に達せり。その政權を掌握すること三朝三十年、その三女は三帝の后となり、その身は三帝の外祖となり、その子は後に攝政關白に任じ、その富は王室に超えたりき。道長嘗て詠じて曰く、この世をば、我が世とぞ思ふ、望月の、かけたることの無しと思へばと。これを三條天皇の

御製なる心にもあらで浮世に永らへば戀しかるべき夜半の月かなに比すれば、道長の得意なると、天皇が道長の爲めに御志を得させられざりしとの差明かに、三十一文字の中に見ることを得べし。

第二十九章 平安朝後期の文化

國文和歌の隆盛及び才媛の輩出

漢文學は遣唐使廢絶の結果大に衰へたれど、國文は大に發達し、和歌もまた盛に行はれたり。漢字渡來以後、邦人は漢字の字音を假りて國語を寫し、所謂萬葉假名を用ひたりしが、平安朝に入りては漢字の草體または扁旁より案出せられたる平假名及び片假名は漸く行はれて、國語を記すこと容易となれり。世に片假名を以て吉備眞備の作となし、平假名を以て僧空海の作と稱すれども、共に明證無し。思ふに、誰が發明せるとも無く自然に發生し來れるこれ等の假名文字をば、眞備は五十音圖に配し、空海は伊呂波歌に作りて大成せしものならん。而して、假名文字の發生は平安朝の國文學の發展を促したるや勿論にして、その最も早く顯はれたるは竹取物語、伊勢物語等なりとす。竹取物語は作者詳ならず、伊勢物語は平城天皇の皇孫在原業平の作と稱すれども、實は業平の和

假名文字の發

生
竹取物語と伊勢物語

土佐日記

才媛の輩出

源氏物語と枕草子

梨壺の五歌仙

後撰和歌集と梨壺の五人

歌合と詩合

歌を本として後人の作れるものならんといふ。醍醐天皇の時の歌人にして古今集の選者なる紀貫之は、國文をも能くし土佐日記の著あり。下りて一條天皇の御世には、學者、朝に滿ち、藤原齊信、源俊賢、藤原公任、藤原行成等皆和歌漢詩を能くし、四納言と稱せられ、大江以言、同匡衡、藤原爲時等も亦、これに名あり。この朝、數多の才媛は後宮に輩出せり。就中、紫式部と清少納言とは最も著はれぬ。紫式部は藤原爲時の女にして、學、和漢を兼ね、節操あり、上東門院中宮に仕へ、源氏物語を作りて平安城裡の實相を描寫し、清少納言は清原元輔の女にして、皇后定子に事へ、才學あり、辯論男子を屈し、枕草子となづくる隨筆をのこせり。この二書は平安朝國文の双壁と稱せらる。その他著書には、赤染衛門の榮華物語、大貳三位の狭衣物語あり、伊勢大輔、和泉式部、馬内侍等も最も和歌を能くし、紫式部、赤染衛門と併せて梨壺の五歌仙の名あり。次に和歌に至りては、醍醐天皇の朝、古今和歌集の勅選ありしが、村上天皇も亦、好學の君にましまし、天曆五年和歌所を宮中に置き、左近衛少將藤原伊尹を別當となし、學生源順、讚岐大掾大中臣能宣、河内權大掾清原元輔、近江少掾紀時文、御書所預坂上望城の五人をして、後撰和歌集を選せしませり。世に順以下五人を名づけて梨壺の五人といふ。前述の梨壺の五歌仙と混ぜべからず。この朝、天德四年、禁中に於いて

歌合ウタアヒセを行ひ、平兼盛、壬生忠岑と配して勝ち、歌仙の名を得たり。これを禁中の歌合の初めとし、爾後歷朝この擧あり。詩合シアヒセもまたこの朝より始まり。これより和歌は公卿等の玩弄物となりて益々盛に行はれ、屢、和歌勅選の擧ありき。されど、その歌風、概ね古今集を以て標準となし、ものゝ如く、鎌倉時代に新古今集の出でし頃までの歌人は、概ね前人の糟粕を嘗め、敢て新機軸を出せるものとはなかりき。

工藝の進歩

工藝は貴族の奢侈と寺院の建設に伴ひて發達せり。中にも藤原道長の法成寺ホウセイジの如きは、奈良の東大寺を見て、これに劣らざる寺院を興さんとせるものにして、その子頼通をして工事を督せしめ、寧ろ公務を懈るともこの役を怠ることなかれと令し、巨木奇石を諸國より集め、天下の財を費して建つる所なり。されば、その結構善美を盡し、莊麗なること天下に比なしと稱せられたり。道長の子頼通も亦平等院を宇治に作りたるが、其鳳凰堂は今に存し、陸奥の藤原清衡が平泉に建てたる中尊寺と共に、この時代の建築彫刻繪畫等の標本たり。彫刻には一條天皇の頃に僧康尙出で、その子定朝は法成寺金堂の佛像を作り、法眼に敍せられぬ。後に、後鳥羽天皇の頃に名を得たる佛師運慶は、實にその流に出でたるなり。蒔繪は初主として佛具にのみ施されしが、後には日用の調度にも用ひられ、螺鈿もこれに伴ひて

法成寺及び平等院

彫刻

蒔繪螺鈿

織物

流行せり。織染の業も亦甚だ盛にして、内地に産せる絹絲を以て、綾羅錦繡の類をも製出するに至りぬ。要するに、この時代の工藝は漸次漢韓の模倣を放れて純日本風となりたりしなり。

貴族の榮華

貴族の奢侈に耽りし爲め、衣食住の程度は大に進歩せり。貴族の家屋は所謂寢殿造シメヅツゾウを以て常となし、正門を入れ、車宿あり、更に中門に入り庭をすぎ、寢殿に達す。寢殿はすなはち正殿にして、その左右及び後には、東對ヒガシノオモテ西對ニシノオモテ北對キタノオモテあり。廊を設けてこれを連ね、その廊を渡殿ワタヅマといふ。寢殿の前には池を穿ち、中に島を設け、橋を架し、池に臨みて釣殿ツリヅマ及び泉殿イヅミヅマあり。而して、その制、かくの如く一定せるを以て、貴族等、これに厭き、山水の勝地を撰びて別莊を營むるもの多かりき。嵯峨天皇の皇子なる左大臣源融が六條河原に造れる河原院カハラノイノの如きは、山水樓閣の巧を極め、鮮介を池中に放ち、毎月海水二十石を難波の海より汲み來り、鹽を煮て陸奥の鹽釜の景を摸したりといへり。衣服は衣冠束帶の外に直衣ナホシ直垂ヒタヒサカサ水干ミヅカサの類あり、男子も髪を結び、冠烏帽子を着け、女子は單衣を重ね袴を穿ち、髪は長く、後方に垂れ、顔には白粉を施し、眉をひき齒を染めたり。後には男子も女子の態を學び、眉を剃りて黛を施し、白粉を用ひ齒を染むるに至りたりき。而して、當時の公卿は遊獵、放鷹、歌合、詩合、前裁

寢殿造

別莊を形勝の地に設く

服飾

公卿の遊戯

合、鬪鶏、蹴鞠、打毬、圍碁、雙六等を以て遊戯となし、花の朝、月の夕には詩歌管絃の雅遊を試み、その他、曲水の宴、子の日の遊、紅葉の賀等あり、船を河水園池に浮べ、詩歌管絃の人を分ち載せてその技を競ふを以て娛樂となせり。宇多天皇の頃よりは、人日正月七日、上巳三月三日、端午五月五日、七夕七月七日、重陽九月九日を以て五節句と定めたりしか、後の明月九月十三夜、殘菊の宴十月十日等もまた、ついで起りたりき。要するに、これ等の遊戯たる、概ね男女打ち交りてのことなれば、上流社會の風俗は自ら淫靡に赴き、男女間の道徳は著しく亂れ、和歌の如きは、専ら男女の情を通ずる具となりたり。けだし、當時の公卿が、寺院を建て佛事を修むるは、たゞ來世の安樂を祈り、子孫の繁榮を希はんが爲めに、して、詩文を弄び和歌を詠ずるは、専ら風流心を養ふに過ぎざりしなり。

平民の狀態 京師の繁榮、朝臣の榮華に比べて、地方民間の狀態は甚しく異りたりき。村落の家屋は矮小なる板葺又は草葺にして、樹木を家屋の周圍に植ゑ、繞らすに柴垣を以てせるのみ。衣服は卑賤のものも烏帽子をいたゞき袴を穿つの風あり。當時、中央政府の命令は地方に普ねからず、國郡司の政治には私曲多く、教育普及せずして迷信盛に行はれ、道路未だ充分に開けずして盜賊は到る處に出沒し、海上には海賊の虞ありき。而して驛舍傳馬等の設けはありたりしも、單に官人に便せん

民間の家屋及び衣服

地方の狀況

が爲めなれば、庶民の旅行には食料炊具を携ふるを常としたるが如し。以てその他を類推すべきなり。

第三十章 地方の騷亂及び武門の興起

刀伊の賊筑前に來る

藤原隆家これに擊退す

朝廷隆家を賞せず

刀伊の寇 後一條天皇寛仁元年、攝政藤原道長は職をその子頼通に譲りしが、その三年三月、刀伊の賊船五十餘隻對馬、壹岐に寇し、進みて筑前を侵しぬ。刀伊は蓋し女眞の一部族にして、滿洲の東北部に居りしものなり。時に藤原伊周の弟隆家、太宰權帥たり、報を得て戰備を整へ、前太宰少監大藏種材等を督して賊を拒がしめぬ。賊愈、筑前の沿岸を侵し、我が兵奮闘せしかば、敵する能はず、轉じて肥前に向ひ、また敗れて逃げ還れり。この役、我が民の殺略せられたるもの千餘人、牛馬數百頭に及びたりき。朝廷、報を得て大に駭き、太宰府に令して防備を嚴にし、戰士を募らしめしが、その命未だ九州に到らざるに、隆家は急遽、兵を發して賊を攘ひたりしなり。されば隆家の臨機應變の處置は誠に嘉すべき所なるに、朝廷、賞を議するに及び、公卿の中に隆家が命を待たずして、兵を發せるを以て違法となりと論ぜるものあり。以て、當時の公卿の理に暗くして語るに足らざるを見るべし。時に藤原實資、前例を擧げ、

菊池氏の起リ

理を盡して駁論し、之を賞するに決したれど、事全く行はれず、僅に將士を賞せるのみにして、隆家は與らざりき。隆家は益、九州の人望を得て、この地に土著し、その裔孫は菊池氏を稱し、功を元寇の時に立て、又、南北朝の際には王事に勤めたり。

平忠常の反

刀伊の賊を西に退くるの後、東には平忠常の亂起れり。忠常は鎮

忠常兩總の地によりて反す

平直方忠常をうちて功なし

源賴信忠常を降す

守府將軍良文の孫にして高望の曾孫に當り、父を忠頼といふ。忠常、上總介に任じ武藏押領使を兼ね、兩總の地によりて勢あり、國司を侮りて租税を納めず、横暴を逞うせしが、長元元年六月、遂に兵を擧げて反せるなり。忠常、先づ上總の國府を取り、進みて安房を侵しぬ。朝廷、即ち檢非違使平直方、中原成道等をして東海東山の二道の兵を率ゐて、これを討たしめ給ひしに、三年を経て功なかりき。三年九月、直方を召しかへし、更に源經基の孫なる甲斐守源賴信をしてこれを討たしめしに、忠常は賴信の威に懼れて、直に降服し、捕へられて京師に送られ、遂に病みて美濃に死しぬ。東國、大に疲弊せしを以て、朝議、兵を罷め、亂平らざりたり。

前九年の役

後一條天皇の次ぎには、後朱雀天皇は皇太弟を以て位に即きた

安信頼時の反

まひ、その次ぎには、皇太子なる後冷泉天皇、立ちたまひき。後冷泉天皇の永承年中、陸奥の俘囚の長阿倍頼時初名頼良反せり。頼時は世、陸奥に居り、漸く強大にして伊澤、和賀

源賴義の出征及び頼時の服從

頼時再び反す

亂の平定

江刺稗拔、志波、岩手の六郡を略有し、勢を恃みて賦役を納めざりき。國司、これを撃ちて勝たざりしかば、天喜四年八月、朝廷、源賴信の子賴義を陸奥守兼鎮守府將軍と爲してこれを討たしめ給ふ。時に會、大赦の令ありしに、頼時大に喜びて兵を解きて賴義に服従したりき。然るに頼時の長子貞任は、賴義の部下藤原光貞を怨み、一夜、その營を焼きしかば、賴義大に怒りて、貞任を捕へんとせしに、頼時は、その子の死を坐視するに忍びずとなし、遂に衣川に據りて反せり。賴義、兵を率ゐてこれを伐ちしに、頼時は流失に中り、傷を病みて死したれど、子貞任代はりて衆を領して勢あり、容易に屈せざりき。康平五年に至り、賴義は出羽の俘囚、囚の長清原光賴及び弟武則を誘ひて、官軍を援けしめ、兵を合せて貞任を撃ち、連りに敵の諸柵を取り、遂にこれを厨川陸奥國に窮追しに窮追し、火を放ちてこれを攻む。貞任拒ぐこと能はず、自ら出て、戦ひしが、傷を被りて捕へられ、遂に死せり。賴義、乃ち餘黨を討ち、貞任の弟宗任、家任等を捕虜となして凱旋しぬ。これを前九年の役といふ。

武門の興起

藤原氏の一門は攝關となり、大臣となりて、天下の政權を握りたれど、一旦、地方に騷亂の起りし際、これを平定するものは、前述の如く、地方に仕官せる武人なりき。これ等の武人は多く皇族に出て、姓を賜はりたるもの、後裔なれど、

武門は多く皇族の裔なり

武人私兵を養ひ互に雄長を争ふ

概ね藤原氏の爲に排斥せられて京師に官する能はず、國司に任ぜられて地方に下り、遂にその地に土著せるものなり。而してこれ等の武人は、京師に於いては藤原氏の爲めに卑められたれども、地方にありては、大に人望を得、數多の庄園を私有し、子弟僕隸を養ひて私兵となし、弓馬を練習せしめて、互に雄長を争ひ、地方に於ける政刑兵馬の實權を握りたりき。而してその中にて後世最も名を得たるものを桓武天皇の裔なる平氏及び清和天皇の後なる源氏なりとす。

清和源氏

源氏と平氏 清和源氏は清和天皇の第六皇子貞純親王の子經基六孫王と稱すが源姓を賜はりしに起る。經基は前に述べたるが如く軍功を天慶の亂に立て、遂に鎮守府將軍上野介に進みぬ。その子滿仲は村上天皇以下四世に仕へて鎮守府將軍に任じ、關白兼家の爪牙となれり。滿仲の子に賴光、賴信あり。賴光は圓融天皇以後五朝に歴史して伊豫守となり、武勇を以て顯はれ、攝津源氏の祖となりぬ。賴信が一條天皇以來四朝に仕へ、平忠常を討ちて上野常陸介となり、鎮守府將軍に上りしと、並に賴信の子賴義が陸奥の亂を平定せると、前に述べたるが如し。賴義の子義家は、後に後三年の役に功あり、東國の人望を收めぬ。而して義家の曾孫義朝に至り、一時平氏の爲に敗を取りたれども、義朝の子賴朝に至りて大に顯はるゝに至れり。桓武平氏は

桓武平氏

桓武天皇の皇孫なる平高望オホノミチの裔なり。高望の子國香は常陸大掾となり、姪將門の爲めに殺されしが、國香の子貞盛は將門を斬りて父の仇を報ぜること、既に前に述べたり。貞盛は鎮守府將軍、丹波陸奥等の守となり、その子維將は常陸介、筑前肥後等の守となり、維衡は上野、常陸の介、伊勢陸奥等の守を経て伊勢に住み、伊勢平氏の祖となりぬ。後に名を顯はせる平清盛は、實に維衡が五世の孫なりとす。

第三十一章 後三條天皇と白河天皇

關白賴通の裔者

後三條天皇は藤原氏の出に非ず

後三條天皇の即位 關白藤原賴通は政を執ること五十年、後一條、後朱雀、後冷泉の三朝に亘り、威福を恣にせること、父道長に過ぎたりと稱せられたれども、後三條天皇の即位したまふに及びては、藤原氏の權勢は頓に衰へたりき。後三條天皇は御諱を尊仁といひ、後朱雀天皇の皇次子にいませり。初、父帝後朱雀天皇は尊仁親王を以て後冷泉天皇の皇太弟となさんとオホ思しけれども、親王は皇后禎子内親王三條天皇の生みまつれる所にして、藤原氏の出にあらざるを以て、關白賴通はこれを喜ばざりしが、賴通の弟能信は兄に反對して聖意の如くなし奉りき。賴通、すなはち己の女寛子を後冷泉天皇の宮に納れ、立て、皇后となしたれど、寛子は皇子を挙げざ

後三條天皇の親政

關白はたゞ員に備はるのみ

記録所の設置

頼通庄園の券書を上つらず

りければ、後冷泉天皇崩御するに及び、尊仁親王は即位することを得たまへり。
藤原氏の失權 天皇性嚴明にして剛毅なり、久しく儲位に在り、大江匡房に師事して政理に通じ、常に藤原氏の專權を惡みたまへり。されば、即位の後は天皇親く政を執りて他人の牽制を受けず、政、公道に従ひ請托を禁じたまひしかば、綱紀大に張り群下肅然たりき。關白頼通、これを察し、職を弟教通に譲り、天皇即位の日を以て宇治に屏居せり。されば、この朝教通、關白たりといへども、たゞ員に備はりたるのみ。さしも盛りし藤原氏の勢も、一時に衰へたりき。

庄園新立の禁 天皇は庄園、天下に充ちて、國庫の收入年に減ずるを憤りたまひ、延久元年二月、勅を下して後朱雀天皇の寛德以後に新立せる庄園を禁止し、寛德以前のものも、券契の不明なるものは、一切これを停止せしめ給ひ、閏二月始めて記録所を太政官の朝所に置き、庄園の券契を徴して、これを檢せしめたまひき。時に前關白頼通は券契を上つらず、且つ奏して曰く、臣は大政を輔けまつれること多年なれば、田地を受くること多けれど、悉く券書を有せず。止むなくんば、有らん限りの庄園を没入し給へと。天皇、止むを得ず、頼通の券書を徴することを停めたまひき。かゝる有様なれば、天皇の英斷を以てしても、猶、悉く多年の積弊を一洗することは能はざ

延久の宣旨辨

實官及び國司重任の弊

關白教通勅を奉ぜず

藤原氏の積威

りしなり。

斗升の法 延久四年九月勅して斗升の法を定め給ひ、天皇親ら簾竹を抜き、これを切りて標準を作り、新量を製したまひき。後世遵用して延久の宣旨辨と云ふ。

國司重任の禁 庄園天下に充滿せしより、朝廷の用度不足し、國家に大事ある毎に、國司の任を懸けて貢獻を募らしめ給へり。而して、國司の職たる利益最も多かりしかば、重任を望むのも甚だ多かりき。然れども、國司の重任は地方制度紊亂の基なれば、天皇は早くこれを察し、其の重任を嚴禁したまへり。偶、關白教通は、氏寺興福寺の南圓堂を再建し、大和守をして工事を督せしめしが、守の任滿つるに及び、その重任を請ひまつれり。天皇許し給はずして曰く、攝政關白の憚かる可きは外戚たるによるのみ。朕にありては何かあらんと。教通請ふ所を得ざるを憤りて御前を起ち、大聲にて呼びて曰く、藤原氏の公卿等は悉く罷り立て、春日明神藤原氏の神の神威も今日限り盡きぬるぞと。藤原氏の公卿等、これを聞き、皆頼通に従ひて退出せしかば、天皇は止むを得ずして頼通の請ひをば許し給ひき。以て藤原氏の積威の大なるを想ひ見るべし。されど、その權力はこの御世より俄に衰へたりしなり。

奢侈の矯正 天皇は又、風俗の日に奢侈に赴くを慨かせたまひ、自ら率先して

車の金飾を判
ぎとらしむ

院政の御志

前關白賴通
御を聞きて邦
家の不幸とな
す

師實の奇蹟達
す

院政の初

參考國史綱

一六四

儉素を旨としたまへり。即位の初、石清水に行幸ありしとき、都人の途に鹵簿を拜觀せるもの、車に金飾ありしかば、命じて皆剝ぎとらしめたまひしに、後に賀茂社への行幸には、金裝の車絶えて無かりしといふ。

後三條天皇の讓位及び崩御

天皇は在位僅に四年にして、位を皇太子白河天皇に讓りたまへり。從來、藤原氏の攝政關白たるものは常に幼帝を狹みて政を私し、代々の天皇はみな手を拱きて政を仰ぎたまひしかば、天皇はこれを改めんとおぼじ、讓位の後、親ら幼帝を輔けて政を決し、永く後例となさんとしたまひ、かくは讓位ありしなりといふ。然れども讓位の翌年に至りて崩じたまひしかば、御志を果すこと能はざりき。宇治に屏居せる前關白賴通すら上皇の崩御を悼みまつりて、我が邦の不幸、これに過ぎじと歎せしとぞ。

白河上皇の院政

白河天皇もまた剛毅果斷にして先帝の風あり、親ら萬機の政を決し給ひき。天皇の中宮賢子は右大臣源師房村上天皇の孫女にして、左大臣藤原師實賴通の子の養女なれば、師實と師房とは、最も天皇に用ひられ、師實は教通につきて關白となり、師房の諸子は漸次登用せられたり。天皇在位十四年にして位を皇太子堀河天皇に讓りたまひしが、これより、父帝後三條天皇の遺志をつぎて、政を院中

院廳の組織

武士の登用

白河法皇土木
を好む

法皇の崇佛及
び遊幸

雨の禁獄

に決すること四十餘年、堀河、鳥羽の二朝を経て崇徳天皇の御世に及びたまへり。これを院政の初めとなす。院政にありては、政令の出づる所を院廳インといひ、その官人を院司インシといふ。院司の長官は別當にして、その下に執事、判官、代主、典代、藏人等を置けり。院の詔令を院宣といひて詔勅に準じ、更にこれより重し。是より、天下の政令、全く院廳に移り、攝政關白の諸官は有名無實となりたり。從來、藤原氏の攝關の職に上りしものは、皆武士を用ひて爪牙となすの風ありしが、上皇もまた武士を院中に養ひて北面の武士と名づけ、これをして檢非違使を兼ねしめ、院、御所の護衛と京師の警備とに充てたまひき。

白河法皇の崇佛

白河上皇は父帝後三條天皇の儉素なるに似ずして土木を好みたまひ、在位の時、天下に課して鳥羽の離宮を作り、宅地を近臣以下に賜はり、また勅願寺を白河に立て、法勝寺といひき。上皇の佛を好みたまひしは、聖武天皇以來、その比無く、讓位の後、間も無く剃髮して法皇となりたまひ、天下に令して殺生を禁斷し、諸國の貢魚を止めたまひ、平日の供御もなほ六齋日の如くなりしといふ。されば、屢、法勝寺へ行幸ありしは、いふまでもなく、在世中、高野山に四度、熊野社へは八度の行幸ありき。法皇嘗て、法勝寺へ行幸したまはんとせしに、降雨の爲めに果さず

法親王の初め

賣官の弊

歴朝の崇佛及び僧侶の優遇

僧兵の起り

りしかば、大に怒らせ給ひ、雨を器に盛りて獄に下さしめたまひき。世人、これを雨の禁獄といひて一時の談柄たりしといふ。法皇の皇子は八人あり、その内、僧となれるもの六人に及び、その三皇子は法親王となりたまへり。これを法親王の初めとなす。法皇はかくの如く崇佛と土木との爲に、財を費すこと夥かりしかば、これを補充せせんが爲めに、米一萬斛又は絹一萬匹以上を上つれるものをば、國司に任じたまへり。賣官の弊も、こゝに至りて極まれりといふ可く、父帝後三條天皇の御時に稍、嚴肅となれる朝廷の綱紀も、これに至りて全く破れたりき。

僧侶の跋扈

奈良朝以來佛教は社會の上下に行はれ、皇室を始めとして大臣以下の人々、寺を建て佛を作るもの愈、多く、殊に、宇多天皇以來、上皇は概ね剃髮して法皇と稱したまひ、朝廷、事ある毎に、僧侶をして祈禱を修せしむるを常としたりき。されば、寺院の勢力は益、強大にして、寺院僧侶に關せることは官、これを處置するに寛容を旨とし、僧侶は法を犯すも、その罪、俗人より軽く、寺院と俗人との争は、概ね寺院の勝利となれり。加ふるに、土地制度の紊亂に乗じ、寺院は諸人の寄附によりて數多の庄園を併有して富裕となり、遂には名を佛法の保護に假りて兵を蓄ふるに至りたりき。蓋し僧兵なるものは、村上天皇の朝に起り、冷泉天皇の頃よりは諸大寺、互

僧兵の嗽訴

天下意の如くならざるもの

清原氏の勢力

に兵を構ふること行はれたり。中にも、比叡山延曆寺、奈良の興福寺の二寺は最も甚だしくして南都北嶺といはれ、園城寺寺三井これにつき、東大寺、多武峯熊野社、祇園社等もまた僧兵を有せり。而して朝廷が、これ等の寺院に對する處置にして、少しく意に満たざるとあれば、僧兵は身に甲冑を著け弓箭を帶して禁闕に嗽訴し、或は攝政關白の第を襲ひたりき。後には、延曆寺の衆徒は日吉神社の神輿を擁し、興福寺の僧兵は春日神社の神木を奉じ、其他の神社にてもまた神輿を奉ずるを常としぬ。而して、白河法皇深く佛法に歸依し、寺院僧侶に對して寛大なりければ、法皇院政の間は、僧兵の跋扈は殊に甚しかりき。されば、法皇も僧徒の強暴に困じたまひ、天下意の如くならざるものは、賀茂川の水と雙六の采と山法師となりと歎じたまひきといふ。當時、比叡山をば單に山といひければ、山法師とは延曆寺の僧徒を指せるものにして、この寺は最も京師に近く、且つその強暴も亦最も甚だしかりしなり。

第三十二章 後三年の役

後三年の後 初め、清原武則は功を前九年の役に立て、鎮守府將軍に拜せられしが、子武貞、武貞の子眞衡オホヒコ、父祖の遺業をつぎて勢あり、安倍氏の故地なる六郡を奄

清原氏の内訌

源義家の征討

飛雁列を亂す
を見て伏兵あるを知る

源義光の來援

剛愎の二坐を
設けて部下を
勵ます

平景政の武勇

有せり。然るに、眞衡は事によりて出羽の吉彦秀武を惡み、自ら出て、之を撃ちしに、秀武は眞衡の異母弟家衡、清衡を引きて援となし、眞衡に抗するに及び、陸奥はまた亂れたり。時に源頼義の子義家は久しく京師に在りしが、白河天皇永保三年、陸奥守兼鎮守府將軍に任ぜられて下り、清原氏の内訌を救はんとし、眞衡を援けて秀武を攻めしに、清衡、家衡の二人は來りて、眞衡の營を襲ひぬ。義家、すなはち出羽に赴き、家衡を沼、柵に攻めしが、勝つ能はずして歸りしに、眞衡の叔父武衡は家衡に應じ、共に金澤柵によれり。堀河天皇寛治元年九月、義家數萬の兵を以て金澤柵を攻めしに、敵は伏兵を設けて義家の到るを待てり。義家、遙かに雁行の列を亂すを見て、野に伏兵あるを知り、兵を分ちてこれを探り、これをうちつくしぬ。義家の弟義光はこの時檢非違使となりて京師にありしが、兄の陸奥に戰ひて利を失ふと聞き、これを救はんと欲し、官を辭して來りしかば、義家喜び、兵を分ちて義光に援け、共に金澤柵を攻めたりき。然るに城堅くして、容易に拔けず、加ふるに我が軍の死傷甚だ多かりしかば、義家は日毎に兵士の勇怯を檢し、戰罷む毎に、剛愎の座を分ちてこれを激勵したりき。この時、義家の兵に平景政なるものあり、年甫めて十六、鎌倉權五郎と稱し、勇武の聞えありしが、衆に先ちて進み、眼を敵矢に射られたり。景政、屈せず、自らその矢を折

秀武清衡の來屬

武衛家衡誅せらる

義家私費を抛ちて部下を賞す

り、敵を射てこれを斃し、冑を脱して仆せしに、三浦爲繼、景政の眼に矢の立てるを見て之を憐み、矢を抜かんとし、足、その面を踏みぬ。景政、怒りて刀を抜きて曰く、命を鋒鏑に落すは武士の常のみ、生きて面を踏まるゝは、辱之より甚だしきは無し、汝を刺して死するに如かずと。爲繼、その言に感じ、跪きてこれを抜きたりき。以て當時の武人の氣風を見るべし。然るに、幾くもなくして、秀武と清衡とは武衛等に背きて義家に屬し、秀武は義家に説くに曠日、瀨久の策を取り、敵の糧盡きて自ら降るを待つべきを以てしぬ。義家、これに従ひしに、柵中果して食に乏しく、武衡は出て、降を乞ひたり。義家、これを許さざるのみならず、敵兵の柵を出て、逃ぐるものを斬れり。十一月、柵中の糧食全く盡き、武衛家衡は夜に乗じて自ら柵を火き、服を變じて逃れ去れり。我が兵追撃し、二人を獲て、これを斬り、陸奥出羽の亂平定しぬ。世にこれを後三年の役といふ。

源義家東國の士心を得

武衛家衡の滅後、義家は奥羽の平定を上奏し、且つ速に追討の官符を下さんことを請ひまつりしに、朝廷にては、これを私闘なりとして顧みざりき。義家、怒り、武衛等の首を途に棄て、京師に歸り、私費を抛ちて部下の士卒を賞せり。東國の武士、これより益、心を義家に屬しぬ。後年、頼朝が兵を東國に舉

げて、前代未聞の偉業を成就せるは、實にその餘慶なりとす。

陸奥の藤原氏 清原眞衡の異母弟清衡は實は藤原經清の子なり。父經清は前九年の役に安倍頼時に與して誅せられしが母安倍氏頼時女なりは清原武貞に再嫁せしかば、清衡は母に従ひて武貞に養はれ、遂にこゝに至れり。然るに、後三年の役後、眞衡は病にかゝりて死し、その養子成衡もまた殺されしかば、清衡は遂に清原氏の故地を領し、陸奥押領使となりたり。而して、その子基衡、孫秀衡、相つぎ、勢國術に超え、山海の利を占めて家甚だ富み、奢侈を極めぬ。秀衡が源義經を容隠して、頼朝に抗せしこと、秀衡の子泰衡が義經を殺し、却りて頼朝の爲めに滅ぼされしこと等は、詳に後章に述べ可し。

藤原清衡清原氏の故地を領す

奥州三代の榮華

保元の亂の遠因

第三十三章 保元平治の亂

名分の紊亂 地方制度の紊亂と、藤原氏の他家排斥とは、諸國に武家を生じて、兵馬の權を掌握せしめ、屢、地方に争亂を醸せしこと前述の如し。而して、京師に在りても、藤原氏は兄弟叔姪の間に權力の争奪あり、上下一般に私利を貪ぼるを事とし、その榮華に伴ひて風俗頹敗し、人心懦弱に流れ、名分の紊亂は年を逐ひて甚だしく、

崇徳天皇の即位

近衛天皇の即位

後白河天皇の即位
崇徳上皇の不平

藤原忠通頼長兄弟の権力争ひ

その勢の極まる所遂に天下の大事變を生ぜるもの、これを保元の亂となす。堀河天皇、性聰敏にして御心を政に用ひ給ひしといへども、大政は全く院中白河法皇に出でしを以て、爲す所なくして崩じ給ひ、鳥羽、崇徳兩帝相ついで父子相承けたまひき。崇徳天皇の朝、白河法皇崩じたまひ、鳥羽上皇、院政を聽きたまふ。上皇、内嬖甚だ多く、中納言藤原長實の女得子、最も寵あり、美福門院に號しぬ。保延五年、得子、體仁親王を擧ぐるに及び、上皇は、これを立て、天皇の太子となし、永治元年、天皇に逼りて位を太子に譲らしめたまふ。太子即位あり、近衛天皇といひ、年甫めて三歳なり。然るに、崇徳上皇の讓位は固より其本意に非ざりしかば、近衛天皇年十七にして天し給ふに及び、上皇は重祚せんことを希ひ、若し能はずんば、己の皇子重仁親王を立てんと欲せり。時に美福門院は近衛天皇の早世を以て崇徳上皇の呪咀に出づるものと爲し、その胤を立つるを欲せず、鳥羽法皇に勸めて、上皇の同母弟雅仁親王を奉じて位につけまつれり。これを後白河天皇とす。崇徳上皇、不平におはしたれど如何ともすること能はざりき。皇室には右の如く、皇位繼承の争ひあるに、藤原氏にもまた攝關家に内訌あり。初、關白藤原忠實師實孫は白河法皇の逆鱗に觸れて、志を得ざりしが、法皇晏駕の後、孫女泰子を鳥羽法皇の宮に納れてその恩寵を得るに及び、長子忠通は攝關に

藤原賴長の不平

任ぜられ、次子賴長は左大臣に昇れり。然るに、忠實は賴長の才學あるを愛して、忠通を疏んじ、賴長を以て忠通に代へんと欲し、賴長も亦權を、兄忠通と争ひ、兄弟の間常に圓滿を缺きたりき。而して鳥羽法皇は初め忠通の請ひを容れ、賴長をして太政官の文書を内覽せしめたまひしが、賴長、勢に乗じて日に驕肆にして、法皇の近臣を凌辱するに及び、漸く賴長を厭ひ、却りて忠通を親近しぬ。鮮明に後白河天皇の即位の如きも、法皇は忠通の意見を諮ひたまひたれど、賴長とは謀る所なかりき。賴長、權を恣にすることを得ずして、大に不平を懷けり。

崇徳上皇の擧兵

保元の亂 後白河天皇即位の翌年、改元して保元といふ。この年七月、鳥羽法皇鳥羽殿にて崩御ありしかば、崇徳上皇は直ちに鳥羽殿に赴きたまひしに、守衛の輩旨を受けて、法皇の遺詔と稱し、拒みて門に入れまつらざりき。上皇、大に怒り、賴長を召してともに事を擧げ、白河殿に據り給ふ。上皇の御志は復祚にあり、賴長は事成らば攝關たらんとし、上皇をたすけまつりしなり。源爲義義家と平忠正維衡のとは召に應じて、白河殿に詣り、爲義の諸子賴賢、賴仲、爲成、爲朝等も亦、父に従ひぬ。中にも爲朝は性勇敢にして、射を能くし、武勇の譽れ高かりき。爲朝、嘗て父の怒にふれて九州に下り、自ら總追捕使と稱して、恣にその地を從へ、朝廷これを召せども、命をきかざ

天皇の召兵

りければ、父爲義は、これが爲に罪を得て、官を奪はれぬ。爲朝、これを聞き、大に悔い、自ら出て、京師に上りしが、恰もこの亂に會して、上皇に應じまつりしなり。美福門院は、上皇の兵を召すと聞き、關白忠通と謀りて、天皇を東三條殿に奉じ、爲義の長子義朝、忠正の姪清盛及び源賴政賴光等裔を召して、護衛せしめ給ふ。白河殿に在りては、爲義は策を進めて、寡兵を以て之によるを不可とし、要害の地に移らんことを請ひ、爲朝は敵の未だ備へざる間に、夜に乗じて急襲せんとせしも、賴長は、これを用ふることを能はず、徒らに、援兵の至るを待てり。これに反して、天皇方にては、義朝は夜襲の議を出だして用ひられしかば、義朝、清盛等の軍は俄に來りて、白河殿を圍み、火を放ちて急攻したりき。諸將、拒ぎ戦ひしも、敵する能はず、上皇は宮を出て、薙髮して仁和寺に赴き、賴長も亦逃れ、流矢に中り、奈良に走らんとし、遂に自殺せり。朝廷、上皇を讚岐に流し、重仁親王を薙髮せしめ、賴長の墓を發き、その諸子を流に處しぬ。爲義、忠正等も亦逃れしが、後出て降りしに、清盛は叔父忠正を斬り、義朝を強えて父爲義を斬らしめたりき。義朝はまた群弟を殺し、かど、獨り爲朝を逸せしが、朝廷、重賞を懸けて爲朝を捕へしめ給ひぬ。時に天皇召して、爲朝を見たまひ、非常の壯士なるを以て、これを惜み、臂筋を絶ちて伊豆の大島に流したまひき。保元の亂といふはこれなり。

白河殿の夜襲

り此亂たるや、皇室相家各兄弟相分れて争ひ、源平兩氏も亦父子兄弟姪兩軍に分屬し、戦後上皇は流され、清盛は叔父を斬り、義朝は父を弑せるなり。倫常の亂れしこと甚だしといふ可し。

清盛と義朝

平清盛と藤原信西　この亂、平清盛は功、源義朝に及ばざりしも、勢譽は反り

義朝清盛を惡む

て義朝の上にあらず。この時、中納言藤原通憲なるものあり、薙髮して信西と號し、博學にして事務に熟し、後白河天皇に寵あり。義朝、女を以て信西の子に妻はせんとせしに、信西拒みて應ぜず、却りて己の子の爲に清盛の女を娶り、深く清盛と結べり。清盛の勢、これより益々盛なりしかば、義朝は愈々清盛と信西とを惡みたりき。

信西と信賴

平治の亂　後白河天皇、位を太子二條天皇に傳へ、政を院中に決し給ふ。信西の權

信賴義朝の擧兵

勢日に盛なり。上皇また藤原信賴を愛し、權中納言檢非違使別當となし、信賴は寵をたのみて日に驕恣にして、信西と相軋しぬ。時に信賴、近衛大將を望み、上皇これを許さんとしたまひしに、信西は固く争ひて、これを諫止せり。信賴、大に怒り、事を擧げんと欲し、義朝と結びて黨を募り、平治元年十二月、清盛が熊野に詣てたるを機として兵を擧げ、三條殿を圍みて上皇を大内に遷してこれを幽し、天皇を黒戸御所に遷し、兵を遣りて信西を求めて、これを斬り、自ら大臣大將となり、私に官を義朝以

清盛大内を攻む

下に授け、政を恣にすること十餘日に及びぬ。清盛變を聞きて京師に歸り、信賴の黨檢非違使別當藤原惟方を招きて己の黨となし、夜密に天皇を六波羅の私邸に奉じ、詔を受けて、信賴、義朝を大内に攻めぬ。時に上皇も亦服を變じ、事俄に起り、信賴等支ふることも能はず、信賴は逃れて仁和寺に詣り、上皇に謁して哀を乞ひて得ず、捕へられて六條河原に斬られ、義朝は東國に走らんとし、途、尾張を過ぎ、家臣長田庄司平忠

信賴義朝の敗死

致の家トキに宿し、これが爲に弑せられ、その黨與も亦皆罪を蒙れり。これを平治の亂といふ。

平氏の盛衰

源平二氏の隆替　源氏は頼信、頼義、義家等、功を東國に立てしに反し、平氏は貞

源氏の盛衰

盛以來久しく顯はれざりしが、清盛の父忠盛に至りて驍勇にして軍功あり、鳥羽法皇に寵せられ、三十三間堂本名を得長壽院といふ、建築の工事を督し、但馬守となり、刑部卿に擢んでられ、昇殿を許されたり。清盛に及び、剛邁果斷にして保元の亂に功あり、平治の亂に源義朝を倒して愈々勢ありき。源氏は義家の時最も人望ありしが、その孫爲義は諸子と共に保元に死し、爲義の子義朝は平治に亡びたり。義朝諸子あり、長子義平は父の仇を報ぜんとして京師に入りて捕殺せられぬ。第三子頼朝は東走の途に捕へられしが、清盛の繼母池尼イシノの爲に助けられて伊豆に流されたり。平氏はこれより大

に榮え源氏は一時衰へたりき。

第三十四章 平清盛

六條天皇の即位

清盛太政大臣に任ず

高倉天皇の即位

平氏の繁榮 二條天皇位を皇太子六條天皇に譲り給ふ。後白河上皇の院政舊の如し。平治の亂後、清盛の勢は日に盛なりしが、此時從二位に進み、權大納言に任じ、稍、專恣にして、中外、これを厭ふに至れり。既にして、清盛、内大臣に進み、更に太政大臣に任ぜられ、從一位に敍し、隨身兵仗を賜はり、輦車に乗りて宮に入るを許されぬ。尋て清盛は職を辭し、剃髮して淨海と號し、猶大政に參與し、世に太政入道といふ。平氏はもと皇族に出でたりと雖も、先きには藤原氏の爲に卑められしに、清盛の俄に榮達せること、此くの如きは、非常の例外なりといふ可く、武門の朝政に參與すること、も亦この時に始まれるなり。これより先き、後白河上皇は清盛の妻時子の妹滋子を納れて、憲仁親王を挙げ給ひしが、清盛は親王を立て、六條天皇の太子となしたてまつり、尋て位に即けまつりぬ。これを高倉天皇となす。この朝、清盛の威權益、加はり、後白河上皇院政したまふと雖も、これを制御したまふこと能はざりき。清盛は藤原氏の故智を學びて、皇室の外戚たらんと欲し、女德子を後白河法皇の猶子となし、入

平氏に非ざるものは人に非ず

藤原成親平氏を謀る

成親等の謀洩れ徒黨皆罪せらる

内せしめて女御となし、尋て、立て、中宮となせり。この時に當り、清盛の長子重盛は、内大臣左近衛大將たり、次子宗盛は中納言右近衛大將たり、弟教盛は藏人頭、頼盛は權大納言たり、その他の子弟一族の公卿たるもの十六人、殿上人三十餘人、諸國の受領、衛府、諸司に在官するもの六十餘人、その領地は三十餘國に跨り、その富は王室に過ぎ、平氏の一族に非ざるものは人に非ずと揚言するものあるに至りぬ。藤原氏の一門も、これが爲に一時屏息し、攝政基房忠通すら、平氏の一族の爲めに辱められたりき。

鹿谷の變 平氏の一門は、勢盛大に赴くに從ひて、連りに他姓を排斥せしかば、世にはこれを憎惡するものも少なからざりき。後白河法皇の寵臣權大納言藤原成親は大將たらんことを望みしに、清盛の二子の爲めに超えられて、志を得ざりしかば、大に、これを怨恨し、藏人源行綱、檢非違使平康頼、僧西光、僧俊寛等と結び、俊寛が鹿谷の別莊に會して、平氏を滅せんことを謀れり。然れども、成親、俄に事を發せざりしかば、源行綱は、事の成り難きを見、治承元年六月、志を變じて、事を清盛に告げぬ。清盛、大に怒り、西光を斬り、成親を備前に流し、成親の子成經及び康頼、俊寛の三人を鬼界キカイ島に流し、且つ人をして成親を殺さしめたりき。